

美唄市地域防災計画

【平成29年度見直し版】

平成30年1月
美唄市防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 計画の効果的推進	1
第3節 用 語	1
第4節 計画の修正要領	1
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第6節 市民及び事業所の基本的責務	4
1 市民の責務	4
2 事業所の責務	5
第7節 美唄市の地勢及び気象と災害の概要	5
1 地勢及び位置	5
2 気 象	5
3 災害の概要	6
第2章 防災組織	7
第1節 防災会議	7
1 組 織	7
2 運 営	7
第2節 水防本部	8
第3節 災害対策本部	8
1 組 織	8
2 運 営	9
3 本部の事務分掌	10
4 本部の設置基準	14
5 本部の廃止	14
6 本部の設置又は廃止の通知・公表	14
7 本部及び本部職員の標識等	15
8 現地本部	15
第4節 本部の配備体制	16
1 配備体制基準	16
2 本部各班の配備要員	17
3 非常配備体制の活動要領	17
第5節 住民組織等への協力要請	18
1 協力要請事項	18
2 住民組織の名称（自主防災組織）	18

第3章 災害情報通信計画	19
第1節 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達計画	19
1 気象情報の種類及び伝達系統	19
2 気象情報の受理	22
3 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の種類及び発表基準	22
4 洪水予報（洪水予報河川）	23
5 水防警報（法第16条）	24
第2節 地震情報の伝達計画	25
1 地震動警報及び地震動予報	25
2 地震に関する情報の種類と内容	25
3 地震動警報及び予報の伝達系等	26
4 放送機関の活用	26
第3節 災害通信計画	27
1 主通信系統（電話による通信）	27
2 副通信系統（専用通信施設の利用）	27
3 副通信系統（専用無線施設の利用）	27
4 通信途絶時の連絡方法	27
第4節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画	27
1 異常現象発見時における措置	27
2 地区別災害情報連絡	28
3 被害状況報告	28
被害状況判定基準	30
第4章 災害予防計画	34
第1節 災害予防の基本事項	34
1 市の責務	34
2 市民の責務	34
3 事業所の責務	34
4 防災知識の普及・啓発	35
第2節 相互応援（受援）体制整備計画	36
1 基本的な考え方	36
2 相互応援（受援）体制の整備	36
3 災害時におけるボランティア活動の環境整備	36
第3節 自主防災組織の育成等に関する計画	37
1 地域住民による自主防災組織	37
2 事業所等の防災組織	37

3	自主防災組織の編成	37
4	自主防災組織の活動	37
第4節	避難体制整備計画	40
1	避難誘導體制の構築	40
2	避難場所の確保等	40
3	避難所の確保等	41
4	市における避難計画の策定等	42
第5節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	44
1	市の対策	44
2	社会福祉施設の対策	44
3	援助活動	45
4	外国人に対する対策	45
第6節	避難行動要支援者名簿	46
1	名簿対象者範囲	46
2	避難支援者等関係者への名簿の提供	46
3	情報の更新	46
4	名簿情報保護	46
5	名簿情報の利用及び提供	46
6	名簿記載内容	47
7	避難のための情報伝達	47
8	避難支援等関係者の安全確保	47
第7節	物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画	48
1	食料その他物資の確保	48
2	防災資機材の整備	48
第8節	災害発生予想区域及び整備計画	48
1	水防区域	48
2	市街地における低地帯の浸水予想区域	48
3	土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所	48
4	山地災害危険地区(山腹崩壊危険区域、崩壊土砂流出危険区域)	48
5	水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域図	48
6	洪水浸水想定区域図	48
7	土砂災害ハザードマップ	48
8	主な危険物取扱い施設	48
9	排・取水門の管理状況	48
10	排水ポンプ場の状況	48
第9節	土砂災害予防計画	49
1	現況	49

2	予防対策	49
3	地すべり等予防計画	49
4	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画	50
5	土石流予防計画	51
6	伝達体制	52
7	警戒体制	52
8	避難情報の周知方法	53
9	避難及び救助	53
10	土砂災害に対する防災意識の高揚	53
第10節	消防計画	54
1	消防組織	54
2	消防職員及び団員の配置状況	54
3	消防車両等の配置状況	54
4	火災予防計画	54
5	火災警報及び伝達計画	55
6	消防力の整備	56
7	火災警防計画	57
8	教育訓練計画	57
9	救助救急計画	58
10	応援協定計画	58
11	消防施設計画	59
第11節	雪害対策計画	60
1	市の体制	60
2	除雪路線区分	60
3	排雪	61
4	なだれ防止対策	61
5	交通途絶地区の緊急対策	61
第12節	融雪災害対策計画	62
1	市の体制	62
2	気象情報の把握	62
3	災害発生予想区域の警戒	62
4	河道内の障害物の除去	62
5	道路の除雪等	62
6	水防思想の普及徹底	62
第13節	水害予防計画	63
第14節	風害予防計画	63
1	予防対策	63

第15節	複合災害に関する計画	63
1	予防対策	63
第16節	業務継続計画	64
1	業務継続計画（BCP）の概要	64
2	業務継続計画（BCP）の策定	64
3	庁舎等の災害対策本部機能等の確保	64
第5章	災害応急対策計画	65
第1節	応急措置実施計画	65
1	応急措置の実施責任者	65
2	市の実施する応急措置	65
3	救助法の適用手続き及び適用基準	66
第2節	動員計画	68
1	動員の配備、伝達系統及び伝達方法	68
2	各部間の動員要請	69
3	道、他市町村等に対する応援要請	70
4	応援措置に従事した者に対する損害補償	70
第3節	災害広報・情報提供計画	71
1	災害情報等の収集及び伝達体制の整備	71
2	広報資料の収集要領	71
3	災害情報等の発表及び広報の方法	71
4	被災者相談所の開設	72
5	安否情報の照会手続	72
6	安否情報を回答するに当たっての対応	73
第4節	避難救出計画	74
1	避難計画	74
2	救出計画	77
3	費用及び期間	78
第5節	交通応急対策計画	79
1	実施責任者	79
2	道路の交通規則	80
3	緊急輸送のための交通規則	80
4	緊急輸送道路ネットワーク計画	81
第6節	食糧供給計画	82
1	主要食糧の供給措置	82
2	主要食糧の在庫場所及び調達先	82
3	炊き出しの方法	82

4	乳幼児対策	8 2
5	費用及び期間	8 2
第7節	被服、生活必需物資の供給計画	8 3
1	実施責任者	8 3
2	実施の方法	8 3
3	必需物資の調達先	8 3
4	災害時要援護者への配慮	8 3
5	給与又は貸与の方法	8 3
6	費用及び期間	8 3
第8節	給水計画	8 4
1	実施責任者	8 4
2	給水の方法	8 4
3	給水施設の応急復旧	8 4
4	給水車両等	8 4
5	広報	8 4
6	費用及び期間	8 4
第9節	上下水道施設対策計画	8 5
1	上水道	8 5
2	下水道	8 5
第10節	医療救護計画	8 6
1	実施責任者	8 6
2	医療救護の対象者	8 6
3	応急救護所の設置	8 6
4	美唄市医師会に対する出動要請	8 6
5	医薬品等の確保	8 7
6	関係機関の応援	8 7
7	災害通報伝達及び傷病者の把握	8 7
8	経費の負担及び損害補償	8 8
第11節	水防計画	9 0
第12節	防疫計画	9 0
1	実施責任者	9 0
2	防疫班の編成	9 0
3	防疫の種別及び方法	9 0
4	感染症患者等の発生時における対応	9 0
5	防疫用薬剤の調達	9 0
第13節	廃棄物処理等計画	9 1
1	実施責任者	9 1

2	処理班の編制等	9 1
3	処理の方法	9 1
4	死亡獣畜の処理方法	9 2
5	処理施設及び車両	9 2
第14節	家庭動物等対策計画	9 3
1	実施責任者	9 3
2	家庭動物等の取扱い	9 3
第15節	住宅対策計画	9 4
1	実施責任者	9 4
2	公営住宅等の斡旋	9 4
3	応急仮設住宅の建設	9 4
4	住宅の応急修理	9 5
5	費用及び期間	9 5
6	災害公営住宅の整備	9 5
7	施工及び資材の調達	9 6
8	住宅の応急復旧活動	9 6
9	応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録	9 6
10	被災宅地安全対策	9 6
第16節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	9 7
1	実施責任者	9 7
2	行方不明者	9 7
3	変死体の届出	9 7
4	遺体の収容処理	9 7
5	遺体の埋葬	9 7
6	費用及び期間	9 8
第17節	障害物除去計画	9 9
1	実施責任者	9 9
2	障害物除去対象	9 9
3	障害物除去の方法	9 9
4	除去した障害物の集積場所	9 9
5	放置車両の除去	9 9
6	費用及び期間	9 9
第18節	文教対策計画	1 0 0
1	実施責任者	1 0 0
2	応急教育実施計画	1 0 0
3	学用品の調達及び支給	1 0 1
4	学用品の調達先	1 0 2

5	費用及び期間	102
6	国、道、私立諸学校対策	102
7	文化財保全対策	102
第19節	輸送計画	103
1	実施責任者	103
2	輸送の方法	103
3	車両等の確保	103
4	燃料の調達	103
第20節	労務供給計画	104
1	実施責任者	104
2	労務者雇用の範囲	104
3	職業安定所への求人申込み	104
4	賃金及びその他の費用負担	104
第21節	災害警備計画	105
1	災害に関する警察の任務	105
2	災害時における警備体制の確立	105
3	災害の予警報の伝達	105
4	事前措置に関する事項	105
5	災害情報収集に関する事項	105
6	災害広報に関する事項	105
7	避難に関する事項	105
8	救助に関する事項	106
9	応急措置に関する事項	106
10	災害時における通信計画	106
11	交通規制に関する事項	106
12	緊急輸送車両	106
13	緊急輸送車両の確認	106
第22節	広域応援計画	107
1	市の措置	107
2	消防機関の措置	107
3	応援協定等	107
第23節	自衛隊派遣要請計画	108
1	災害派遣要請基準	108
2	災害派遣要請要領	108
3	派遣部隊の受入れ	108
4	経費	109
5	派遣部隊の撤収要請	109

第24節	防災ボランティアとの連携計画	110
1	ボランティア団体等の協力	110
2	ボランティアの受入れ	110
3	ボランティア団体等の活動	110
4	ボランティア活動の環境整備	110
第25節	ヘリコプター活用計画	111
1	緊急運航の要請	111
2	要請の要件	111
3	要請方法	111
4	要請先	111
5	市の対応等	111
6	報告	111
7	消防防災ヘリコプターの活動内容	112
8	消防防災ヘリコプターの運航連絡系統図	112
9	ヘリコプター発着可能場所	112
第6章	地震災害対策計画	115
第1節	市周辺における地震の発生状況と地震想定	115
1	市周辺における地震の発生状況	115
2	地震想定	115
第2節	市の社会的現況	116
1	人口の集中	116
2	生活環境の変化	116
3	情報化の進展	116
4	住民の共同意識の変化	116
第3節	火災予防計画	117
1	地震による火災の防止	117
2	火災予防の徹底	117
3	消防査察の強化指導	117
4	消防力の整備	117
5	消防計画の整備強化	117
第4節	危険物等災害予防計画	118
1	危険物事業所等に対する指導の強化	118
2	危険物保安対策	118
3	火薬類保安対策	118
4	高圧ガス保安対策	118

第5節	建築物等火災予防計画	119
1	建築物の防災対策	119
2	がけ地に接近する建築物の防災対策	119
第6節	地すべり、がけ崩れ等予防計画	120
1	現状	120
2	地すべり、がけ崩れ等防止対策	120
第7節	液状化災害予防計画	120
1	基本的な考え方	120
2	液状化対策の推進	120
第8節	地震に関する防災知識の普及・啓発	121
1	市職員に対する防災教育	121
2	住民に対する防災知識の普及	121
3	学校教育における防災教育	122
第9節	住民の心構え	123
1	家庭における措置	123
2	職場における措置	123
3	運転者のとるべき措置	124
第10節	地震に強いまちづくり	125
1	建築物の安全化	125
2	主要交通の強化	125
3	通信機能の強化	125
4	ライフライン施設等の機能の確保	125
第11節	応急対策計画	126
1	応急対策活動	126
2	通信連絡の対策	126
3	広報活動	126
4	消火対策	126
5	避難対策	127
6	救出対策	128
7	その他応急対策	128
第12節	積雪・寒冷対策計画	129
1	積雪対策の推進	129
2	交通の確保	129
3	雪に強いまちづくりの推進	129
4	寒冷対策の推進	129
5	スキー客等に対する対策	129

第13節	被災建築物安全対策計画	131
1	応急危険度判定の活動体制	131
2	応急危険度判定の基本的事項	131
第7章	林野火災対策計画	133
1	林野火災予消防対策組織	133
2	林野火災予防対策	133
3	気象情報対策	134
4	応急対策	134
5	災害広報	135
6	応急活動体制	135
7	消防活動	136
8	避難措置	136
9	交通規制	136
10	自衛隊の派遣要請	136
11	広域計画	136
第8章	事故災害対策計画	137
1	情報通信連絡系統図	137
2	被害広報	138
3	応急活動体制	138
4	捜索活動	138
5	災害拡大防止	138
6	救助救出活動	139
7	医療救護活動	139
8	消防活動	139
9	避難措置	139
10	行方不明者の捜索及び遺体の収容等	139
11	交通規制	139
12	防疫及び廃棄物処理等	139
13	自衛隊派遣要請	139
14	広域応援	139
第9章	災害復旧計画	144
1	実施責任者	144
2	復旧事業計画の概要	144
3	災害復旧予算措置	144

4	激甚災害に係る財政援助措置	144
5	応急金融対策	144
6	家屋被害認定調査及びり災証明書の発行	145
第10章	防災訓練計画	146
1	市及び市防災会議が実施する訓練	146
2	訓練の時期、場所及び方法	146
3	相互応援協定に基づく訓練	146
4	民間団体等との連絡	146
別表	第1 気象表	147
	第2 美唄市災害対策本部班長及び班員	148
	第3 美唄市自主防災組織一覧表	149
	第4 北海道地方非常通信協議会名簿（空知地区）	150
	第5 地区別災害情報連絡機関	151
	第6 重要水防区域	152
	第7 市街地における低地帯の浸水予想区域	155
	第8 土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所	156
	第9 山地災害危険地区(山腹崩壊・地すべり・崩壊土砂流出危険地区)	157
	第10 主な危険物取扱い施設	160
	第11 排・取水門管理状況	161
	第12 排水ポンプ場管理状況	165
	第13 消防職員の配置状況	165
	第14 消防団員の配置状況	166
	第15 消防車両等の配置状況	167
	第16 なだれ発生予想箇所	168
	第17 地区別避難所・指定避難所一覧	169
	第18 広域避難場所・指定緊急避難場所一覧	170
	第19 福祉避難所一覧表	171
	第20 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	172
	第21 給水車両等	176
	第22 市内の病院・診療所等の医療施設	177
	第23 ごみ収集運搬車両	178
	第24 し尿収集運搬車両	178
	第25 市保有車両	179

別図	第1	災害対策本部配置図	180
	第2	調査地区	181
	第3	水防区域及び市街地における低地帯の浸水想定区域	182
	第4	洪水浸水想定区域図	183
	第5	土砂災害ハザードマップ	203
	第6	地区別避難所・指定避難所位置図	208
	第7	広域避難場所・指定緊急避難場所位置図	209
	第8	福祉避難所位置図	210
様式	第1	予報（注意報を含む）、警報並びに情報等受理表	211
	第2	災害情報	212
	第3	被害状況報告	214
	第4	避難所収容者名簿	216
	第5	避難所収容台帳	217
	第6	避難所用物品受払簿	218
	第7	避難所設置及び収容状況	219
	第8	物資受払簿	220
	第9	物資の給・貸与受領簿	221
	第10	救急状況調書	222
	第11	記録集計表	223
	第12	応急仮設住宅台帳	224
	第13	住宅応急修理記録簿	225
	第14	災害派遣要請の要求について	226
	第15	自衛隊災害派遣部隊の撤収要請の依頼について	227
参考資料			
		美唄市防災会議条例（昭和38年条例第9号）	228
		美唄市災害対策本部条例（昭和38年条例第10号）	230
		美唄市災害対策本部規則（昭和61年規則第11号）	231

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、美唄市防災会議が作成するものであり、美唄市の地域に係る防災に関して、災害予防、災害応急及び災害復旧対策を実施するにあたり、地域内の関係機関がその機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため次の事項を定め、本市防災の万全を期することを目的とする。

- 1 美唄市の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、美唄市、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務又は業務の大綱。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 気象、水象、地象等による災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等の災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

第3節 用語

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
市防災会議	美唄市防災会議条例（昭和38年美唄市条例第9号。以下「防災会議条例」とする。）第1条に規定する美唄市防災会議をいう。
本 部	美唄市災害対策本部条例（昭和38年美唄市条例第10号。以下「災害対策本部条例」とする）第1条に規定する美唄市災害対策本部をいう。
市防災計画	防災会議条例第2条第1号に規定する美唄市地域防災計画をいう。
防災関係機関	防災会議条例第3条第5項各号に掲げる委員の属する機関をいう。
災 害	基本法第2条第1号に規定する災害
防 災	基本法第2条第2号に規定する防災

第4節 計画の修正要領

市防災会議は、基本法42条第1項の定めるところにより、計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他市防災会議会長が必要と認めたとき

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）については、北海道知事との協議を要せず、市防災会議の採決により行うこととし、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

機関の区分	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指定地方 行政機関	北海道開発局 札幌開発建設部 岩見沢道路事務所	ア 所轄国道の維持管理及び災害復旧を行うこと。 イ 災害時における所轄国道の交通確保を行うこと。
	北海道開発局 札幌開発建設部 岩見沢河川事務所	ア 国管理区間及び国管理工事区間内の河川改修、維持修繕並びに災害復旧を行うこと。 イ 所轄河川の水位観測を行い、水防警報を行うこと。
	北海道開発局 札幌開発建設部 岩見沢農業事務所	国営農業用施設の維持管理及び災害復旧を行うこと。
	北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
	空知森林管理署	ア 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 イ 所轄国有林の復旧、治山及び予防治山を実施すること。 ウ 林野火災の予防対策を樹立し、未然防止を行うこと。 エ 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
	岩見沢公共職業安定所	ア 被災者の就労あっせんを行うこと。 イ 災害復旧に必要な労務者及び技術者のあっせんを行うこと。
北海道	空知総合振興局 地域創生部 地域政策課	ア 空知総合振興局管内地域災害対策連絡協議会に関すること。 イ 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。 ウ 災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 エ 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災事務、業務実施の援助及び総合調整を行うこと。 オ 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。 カ 災害時における各種情報の収集、整理及び伝達に関すること。
	空知総合振興局 札幌建設管理部 岩見沢出張所	ア 水防技術の指導を行うこと。 イ 災害時の関係河川の水位雨量の情報収集及び報告を行うこと。 ウ 公共土木施設の災害対策を実施すること。 エ 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
	空知総合振興局 保健環境部保健行政室 (岩見沢保健所)	ア 医療施設、衛生施設等の被害状況報告等を行うこと。 イ 災害時における医療活動及び防疫活動を推進すること。 ウ 防疫薬剤の確保及び供給を行うこと。 エ 災害時における給水活動を推進すること。 オ 救助法に関すること。
	空知総合振興局 空知農業改良普及 センター	災害時における営農指導を行うこと。
	空知総合振興局森林室	ア 林野火災の予防対策を行うこと。 イ 所轄道有林の被害取りまとめを行うこと。 ウ 所轄道有林等の復旧対策を行うこと。

機関の区分	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道警察	美 唄 警 察 署	ア 住民の避難誘導及び救助を行うこと。 イ 犯罪の予防及び検挙に関すること。 ウ 交通整理・規制を行うこと。
陸上自衛隊	陸 上 自 衛 隊 隊 第 2 地 対 艦 隊 ミ サ イ ル 連 隊	ア 災害派遣要請者の要請又は、独自の判断に基づく予防派遣又は事前救護を行うこと。 イ 災害派遣による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水、通信の支援を行うこと。
美 唄 市	市 長 部 局	ア 市防災会議に関する事務を行うこと。 イ 防災に関する組織の整備、資材の備蓄及びその他災害予防応急対策の総合調整を行うこと。 ウ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 エ 災害情報等の収集及び伝達を行うこと。
	教 育 委 員 会	ア 災害時における被災児童、生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 イ 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。 ウ 教育施設の被害調査及び報告に関すること。
	消 防 本 部	ア 消防活動を行うこと。 イ 水防活動を行うこと。 ウ その他災害時における救助活動を行うこと。
指定公共機関	北 海 道 旅 客 鉄 道 (株) 美 唄 駅 及 び 岩 見 沢 保 線 所 岩 見 沢 保 線 管 理 室	ア 災害時における鉄道、バス等輸送の確保を行うこと。 イ 災害時における救護物資の緊急輸送、避難者の輸送等につき関係機関の支援を行うこと。 ウ 通信途絶時の専用電話の利用支援を行うこと。
	北 海 道 電 力 (株) 岩 見 沢 支 店	ア 災害時における電力の円滑な供給を行うこと。 イ 通信途絶時の専用電話の利用支援を行うこと。
	東 日 本 電 信 電 話 (株) 北 海 道 支 店	ア 気象官署からの警報を伝達すること。 イ 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ利用制限を実施し、重要通信の確保を行うこと。
	日 本 郵 便 (株) 美 唄 郵 便 局	ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 イ 郵便の非常扱いに関すること。 ウ 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
	日 本 通 運 (株) 岩 見 沢 支 店	災害時における救護物資の緊急輸送につき関係機関の支援を行うこと。
	北 海 土 地 改 良 区 美 唄 事 業 所	ア 土地改良施設の防災対策を行うこと。 イ 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
	美 唄 ガ ス (株)	ア ガス施設の保安に関する措置を行うこと。 イ 災害時におけるガスの円滑な供給を行うこと。
	美 唄 市 医 師 会	災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及び助産その他救助に指導、協力を行うこと。
	美 唄 歯 科 医 師 会	災害時における歯科医療関係機関との連絡調整及び応急歯科医療の指導、協力を行うこと。

機関の区分	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公 共 的 団 体 及 び 防 災 施 設 の 管 理 者	農 業 協 同 組 合 (美 唄 市 、 峰 延 い わ み ざ わ 農 協 大 富 支 所)	ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 イ 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。
	空知中央農業共済組合	被災組合員に対する農業災害補償を円滑に行うこと。
	そ ら ち 森 林 組 合 美 唄 支 所	ア 民有林の災害防止対策を行うこと。 イ 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。
	美 唄 商 工 会 議 所	ア 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。 イ 被災商工業者の経営育成指導を行うこと。
	一 般 運 送 事 業 者	災害時における救援物資等の緊急輸送につき関係機関の支援を行うこと。
	危 険 物 取 扱 施 設 の 管 理 者	ア 施設内の災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。 イ 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

第6節 市民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 市民の責務

市民一人ひとりが「災害は、いつか必ずやってくる」という心構えを常に持ち、平常時から非常持出品の用意や避難場所の確認など、災害に対する備えを心がけるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間分」の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・要配慮者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

- (1) 平常時の備え
 - ア 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（BCP）の策定
 - イ 防災体制の整備
 - ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
 - エ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
 - オ 予想被害からの復旧計画策定
 - カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
 - キ 取引先とのサプライチェーンの確保
- (2) 災害時の対策
 - ア 事業所の被災状況の把握
 - イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
 - ウ 施設利用者の避難誘導
 - エ 従業員及び施設利用者の救助
 - オ 初期消火活動等の応急対策
 - カ 事業の継続又は早期再開・復旧
 - キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第7節 美唄市の地勢及び気象と災害の概要

1 地勢及び位置

本市の東は東経142° 3′ 50″ で三笠市、芦別市と、西は東経141° 40′ 40″ で石狩川を境に月形町、浦臼町と、南は北緯43° 14′ 46″ で岩見沢市と、北は北緯43° 24′ 58″ で奈井江町と界し、東西に32km、南北に19km、総面積277.61km²である。

地勢は、東西に分けると、東部は夕張山地に属し豊富な森林と水資源を有し、丘陵地帯は鉱工業地域及び市街地域が形成され、西部は石狩平野に臨んで低地帯が開け、肥沃な土地を生かした穀倉地帯である。

市内を流れる主な河川は、美唄川、産化美唄川、奔美唄川、2号川、第2幹川、ゴクドウ川等東部山岳地帯から西部低地帯へと流れ、これら河川は豪雨等により、西部低地帯においてたびたび氾濫している。

2 気象

年間最低気温と最高気温の差が50度を超す内陸型の気候で、冬は厳しい寒さに加えて積雪も多い。風向は、冬期は北西風が強く、夏期は南西風が多い。

美唄市の気象状況は、別表第1のとおりである。

3 災害の概要

本市の過去の災害発生記録から、風水害、凶作冷害、火災、炭鉱災害に大別でき、地形的に石狩川流域の氾濫及び美唄川等の関連水域による水害が主である。

昭和以降の主な災害記録は、次のとおりである。

種別	年月日	災害記録
風水害	S7. 9. 2～10	大水害による農作物の減収70%、流失家屋47戸
	S18. 9. 12	大水害による農作物の減収50%、流失家屋58戸、死傷30名
	S29. 9. 26	台風15号による被害 7億6千7百万円、死傷51名
	S34. 9. 6	集中豪雨による被害 7千6百万円、死者2名、全壊3戸 浸水家屋458戸
	S36. 7. 25	集中豪雨による被害 6億1千6百万円、半壊12戸、 床上浸水804戸、床下浸水1,092戸
	S37. 8. 4	台風9号による被害 7億1千9百万円、流失1戸、半壊7戸 床上浸水638戸、床下浸水1,134戸
	S40. 9. 11. 20	台風23号、24号による被害 1千3百万円
	S41. 8. 20	集中豪雨による被害 24億9千9百万円、死者2名、全壊10戸 流失6戸、半壊30戸、床上浸水645戸、床下浸水595戸
	S50. 8. 22	台風6号による集中豪雨被害 33億3千万円、死者1名 床上浸水315戸、床下浸水643戸
	S56. 8. 3～6	集中豪雨による被害 53億7千百万円（うち農作物25億5百 87万円）、床上浸水234戸、床下浸水889戸
	S63. 8. 25	集中豪雨による被害 4億8千4百万円（うち農作物6千4百万円） 床上浸水51戸、床下浸水602戸
	H16. 9. 7	台風18号による被害 10億6千91万円（うち農作物5億3千6百万円） 被害住宅 半壊1戸、非住家被害 全壊118 半壊281
凶作冷害	S6.	冷害、病虫害による農作物減収
	S9.	病虫害による農作物減収 26%
	S10.	雨害、病虫害による畑作物の減収 40%
	S16.	冷害による農作物の減収 30%
	S20.	冷害による農作物の減収 30%
	S31.	冷害による農作物の減収 7億2千万円
	S39.	冷害による農作物の減収
	S51.	冷害による農作物の減収
	S55.	冷害による農作物の減収 13億3千6百万円
	S58.	冷害による農作物の減収
	H5.	冷害による農作物の減収
	H15	冷害による農作物の減収 11億9千2百万円
火災	S4. 5. 15	我路町市街焼失 204戸
	S6. 12. 16	我路町市街焼失 76戸
	S12. 5. 1	市街地焼失 372戸
炭鉱災害	S2. 11. 12	三菱美唄砒壱坑ガス爆発 死者 39名
	S16. 3. 18	三菱美唄砒通洞ガス爆発 死者177名
	S18. 8. 21	日東炭砒ガス爆発 死者 23名
	S19. 5. 16	三菱美唄砒壱坑ガス爆発 死者109名
	S43. 1. 20	美唄炭砒常盤台2坑ガス爆発 死者 16名

第2章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織運営及び災害対策本部の設置基準等を定めるものとする。

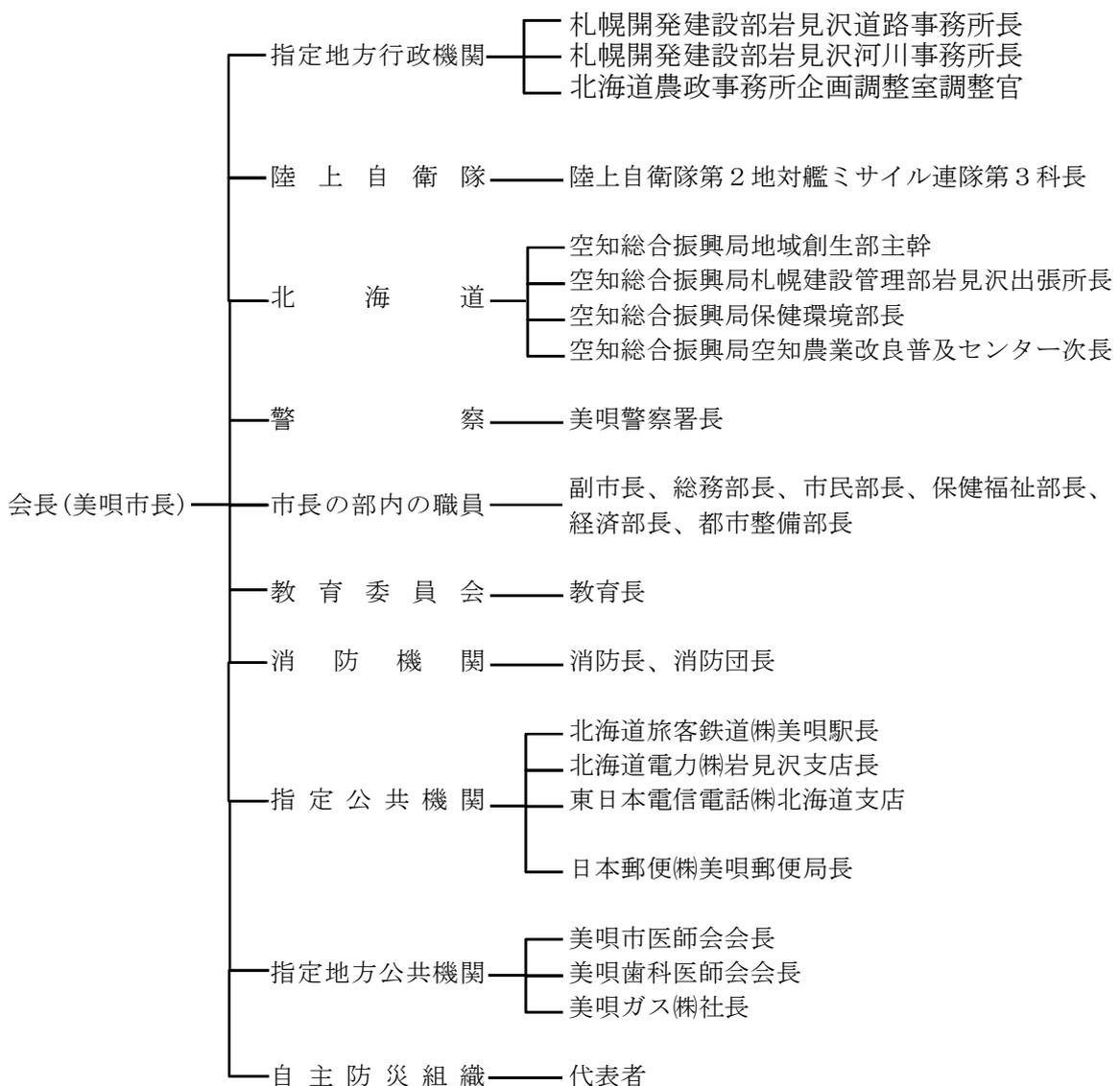
第1節 防災会議

市長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく防災会議条例第3条第5項に定める者を委員として組織する。

防災会議は、本市における地域防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整を行うものである。

1 組織

美唄市防災会議組織図



2 運営

防災会議条例の定めるところによる。

第2節 水防本部

美唄市水防本部に関し、必要な事項は第5章第11節の水防計画による。

第3節 災害対策本部

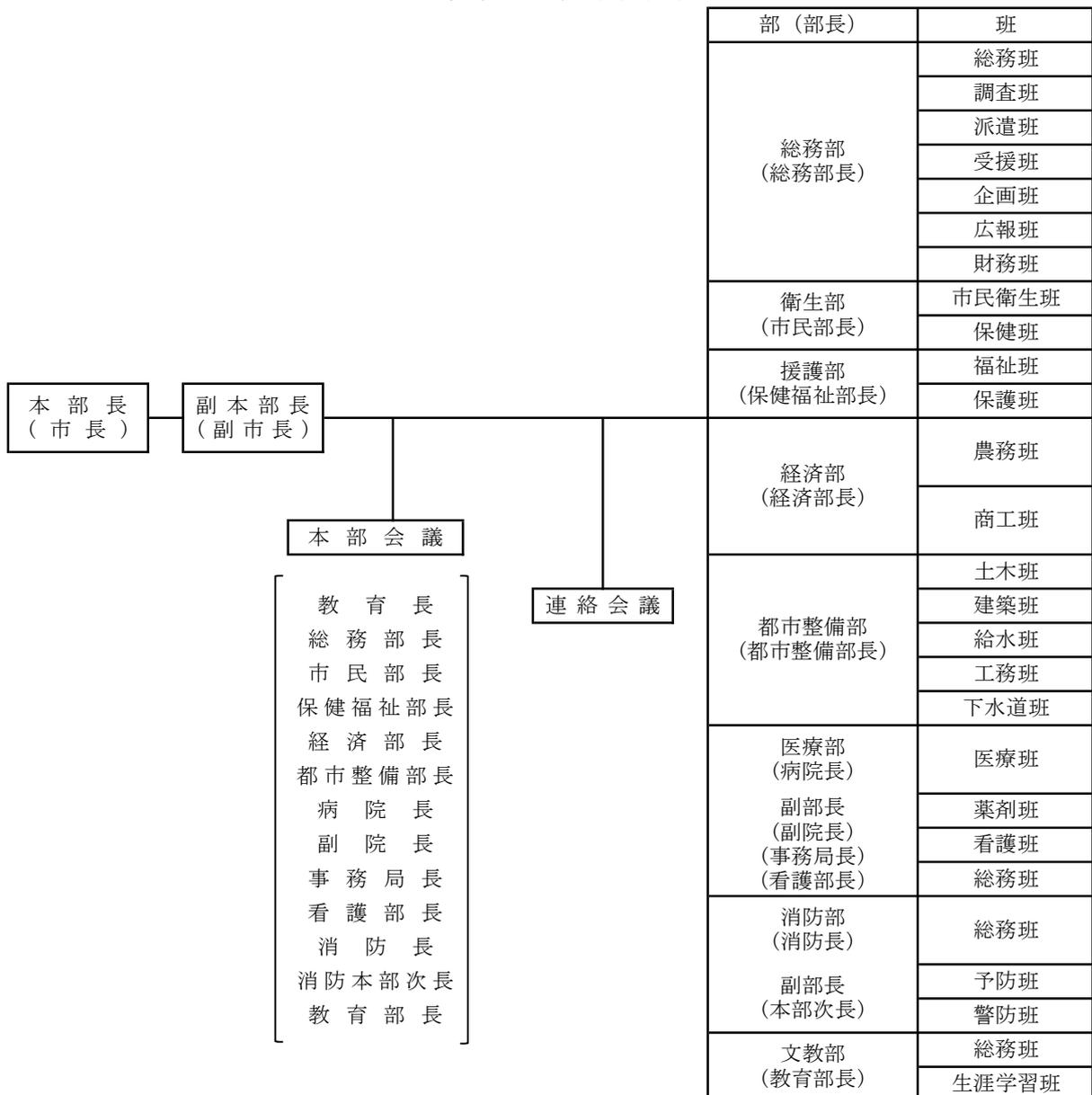
本部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、基本法第23条の2の規定に基づき、市長が必要と認めたときに設置する。

また、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができるものとする。

1 組織

(1) 本部の組織は、次のとおりとする。

美唄市災害対策本部



班長及び班員は、別表第2のとおりとする。

(2) 本部位置図

おおむね別図第1のとおりとする。

2 運営

本部の運営は、災害対策本部条例及び美唄市災害対策本部規則（昭和61年規則第11号）に定めるもののほか、この計画の定めるところによる。

(1) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、教育長、各部長及び各副部長で組織し、次の事項について協議する。なお、本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部員会議への出席を求める。

ア 本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析並びに災害対策活動の基本方針に関すること。

ウ 関係機関に対する応援の要請に関すること。

エ その他災害に関する必要な事項。

(2) 連絡会議

連絡会議は、副本部長、関係部長、関係副部長及び関係班長で組織し、次の事項について協議する。

ア 各部、班の情報並びに連絡に関すること。

イ 被害状況等に基づく各部、班の協力体制に関すること。

ウ 各部、班の業務調整に関すること。

エ その他災害に関する必要な事項。

(3) 会議事項の周知

各部長は会議決定事項のうち、職員に周知する必要があると認めた事項は各班長を通じ速やかに周知徹底をはかるものとする。

(4) 本部長権限の委任

本部長（市長は）、必要に応じてその権限を部内の職員に委任できるものとする。

又、本部長に事故あるときは、副市長、総務部長の順にその職を代理する。

(5) 本部連絡員

ア 本部には各部長のほか、あらかじめ班長の指名する本部連絡員を常駐させるものとする。

イ 本部連絡員は、それぞれの班に関する情報の収集及び処理、指令の令達、災害発生情報、被害状況報告の取りまとめ、災害資料の整備等の業務を担当する。

ウ 本部連絡員において処理することが困難な事項については、速やかに各主務班長に連絡し、その円滑な処理を図るものとする。

(6) 本部機能の充実・強化

災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図るなど、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

3 本部の事務分掌

各部、班の事務分掌は次のとおりとする。

名 称		業 務 分 担											
各部共通		1 住民組織の協力についての事項 2 各部所管に属する災害状況の把握についての事項 3 指令伝達及び本部電話応待のための連絡員配置についての事項 4 各班長の非常招集についての事項											
各班共通		1 所管に属する被害調査、災害応急対策及び災害復旧についての事項 2 所管に属する災害広報資料の収集及び災害写真撮影についての事項 3 所管に属する災害応急対策に必要な資器材の備蓄及び点検についての事項 4 各関係機関との連絡調整についての事項 5 各班の非常招集についての事項 6 被害の状況等による他の班に対する応援についての事項											
総務部	総務班	1 防災会議についての事項 2 本部会議及び連絡会議についての事項 3 本部の設置及び廃止についての事項 4 非常配備体制についての事項 5 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等気象情報の受理伝達についての事項 6 市民からの通報の受理についての事項 7 災害状況の取りまとめについての事項 8 救助法の適用申請及び応急救助の実施調整についての事項 9 避難命令についての事項 10 自衛隊派遣要請についての事項 11 指定行政機関に対する応急措置の要請についての事項 12 各部、班の連絡調整についての事項 13 り災証明についての事項 14 その他各部、各班に属しない事項											
	調査班	1 災害状況の把握についての事項（町内会等による情報収集） 2 一般的被害（人的、住家、非住家）の調査についての事項 3 上記調査の結果の取りまとめについての事項 4 調査地区（別図第2） <table border="1" data-bbox="577 1440 1434 1816"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 地 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 地区</td> <td>母町東地区（JR線路東側）、南美唄町、東明地区、落合町、盤の沢町、我路町、進徳町（JR線路東側）</td> </tr> <tr> <td>B 地区</td> <td>母町西地区（JR線路西側）、一心町（美唄川以北）、沼の内町の一部</td> </tr> <tr> <td>C 地区</td> <td>茶志内町、日東町、中村町、北美唄町、開発町、西美唄町、上美唄町、豊葦町、沼の内町、癸巳町</td> </tr> <tr> <td>D 地区</td> <td>峰延町、光珠内町、進徳町（JR線路西側）、一心町（美唄川以南）</td> </tr> </tbody> </table>			担 当 地 区	A 地区	母町東地区（JR線路東側）、南美唄町、東明地区、落合町、盤の沢町、我路町、進徳町（JR線路東側）	B 地区	母町西地区（JR線路西側）、一心町（美唄川以北）、沼の内町の一部	C 地区	茶志内町、日東町、中村町、北美唄町、開発町、西美唄町、上美唄町、豊葦町、沼の内町、癸巳町	D 地区	峰延町、光珠内町、進徳町（JR線路西側）、一心町（美唄川以南）
		担 当 地 区											
A 地区	母町東地区（JR線路東側）、南美唄町、東明地区、落合町、盤の沢町、我路町、進徳町（JR線路東側）												
B 地区	母町西地区（JR線路西側）、一心町（美唄川以北）、沼の内町の一部												
C 地区	茶志内町、日東町、中村町、北美唄町、開発町、西美唄町、上美唄町、豊葦町、沼の内町、癸巳町												
D 地区	峰延町、光珠内町、進徳町（JR線路西側）、一心町（美唄川以南）												
派遣班	1 配備区域内の災害状況の把握及び情報連絡についての事項 2 本部指令の現地令達についての事項 3 避難勧告指示の周知についての事項 4 住民組織、団体等との連絡調整及び関係住民との渉外についての事項 5 派遣班配備先、担当区域等 本部長は、災害の状況に応じて班長及び班員を派遣するものとする。												

名 称		業 務 分 担		
総	派遣班	派遣先	連絡先	担当区域
		栄町コミュニティセンター	—	落合町、盤の沢町、我路町、東明町一円
		南美唄小学校	63-2349	南美唄区域一円
		中村福祉会館	—	中村町一円
		西美唄福祉会館	—	上美唄町、西美唄町一円
		北美唄営農改善センター（地域）	—	北美唄町一円
		公民館拓北分館	62-6057	光珠内町拓北一円
		豊葦営農改善センター（地域）	—	豊葦町一円
		光珠内福祉会館	—	光珠内町一円
		峰延小学校	67-2229	峰延町一円
		開発福祉会館	62-4569	開発町一円
		沼の内総合会館	—	沼の内町一円
		日東福祉会館	—	日東町一円
		茶志内小学校	65-2120	茶志内町一円
務	受援班	1 受援に関する人的・物的資源ニーズのとりまとめについての事項 2 道や他市町村に対する応援要請についての事項 3 応援部隊の受入れについての事項		
	企画班	1 復興計画の総合調整についての事項		
	広報班	1 災害時の広報及び広聴についての事項 2 災害状況の公表についての事項 3 報道機関との連絡についての事項 4 被災地の巡回広報活動についての事項 5 災害調査団等の応待及び陳情についての事項 6 被災者相談所の開設についての事項		
		財務班	1 災害関係予算及び経理についての事項 2 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画並びに調達についての事項 3 被災者及び出勤職員の緊急輸送についての事項 4 市有車両の集中管理（指定車両を除く）及び運行についての事項 5 市有車両以外の連絡車の確保についての事項 6 災害業務従事者の応急炊出しについての事項 7 救助法による繰替支弁についての事項	
衛 生 部	市民衛生班	1 被災地域の防疫及び清掃についての事項 2 防疫用薬品及び資材の調達計画及び保管についての事項 3 衛生関係施設の被害調査についての事項 4 日赤救助活動との連絡調整についての事項 5 被災者への災害援護資金貸付についての事項		
		保健班	1 被災地域の保健指導についての事項 2 感染症の予防についての事項 3 市医師会との連絡調整についての事項	

名 称		業 務 分 担
援 護 部	福祉班	1 応急物資の調達についての事項 2 ボランティアの受入れについての事項 3 義援金品の受付及び配分についての事項 4 社会福祉施設の被害調査及び応急並びに復旧対策についての事項 5 要配慮者についての事項
	保護班	1 避難所の設置開設についての事項 2 被災者の収容及び物資供給についての事項 3 被災者の応急炊出しについての事項 4 災害時の遺体（身元不明者）の処理及び埋葬についての事項
経 済 部	農務班	1 被災地域の病虫害の防疫による農産物被害防止についての事項 2 被災地域の家畜の応急救護、防疫及び飼料の確保についての事項 3 農林産物、種苗等、生産資材の確保についての事項 4 農林災害及び林野火災の応急及び復旧対策についての事項 5 農林関係資金の融通及び農業災害補償対策についての事項 6 農作物及び農業用施設の被害調査についての事項 7 排水機場の運転についての事項
	商工班	1 災害時の応急食糧の調達についての事項 2 災害時の物価の抑制及び生活必需品の流通対策についての事項 3 被災商工業者の金融及び復旧対策についての事項 4 商工関係の被害調査及び応急並びに復旧対策についての事項
都 市 整 備 部	土木班	1 都市施設の保守及び応急修理についての事項 2 道路、河川、堤防、橋梁等の保全及び応急修理についての事項 3 災害応急及び復旧資材の調達保管並びに配分についての事項 4 作業用車両及び土木建設機械の運用についての事項（排水ポンプ借上含） 5 危険区域の警戒、巡視についての事項 6 重要警戒区域の設定及び危険地点の指定についての事項 7 担当地域内の土木災害の応急及び復旧対策についての事項 8 災害地域の障害物の除去についての事項 9 救助法による繰替支弁についての事項 10 土木施設の被害調査についての事項 11 被災地域の交通不能箇所の調査及び通行路線の決定についての事項
	建築班	1 避難所及び応急仮設住宅の建設についての事項 2 公共施設（建築物）の応急修理についての事項 3 被災者の応急仮設住宅入居についての事項 4 災害時の建築用応急及び復旧資材の調達についての事項 5 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資についての事項 6 救助法による繰替支弁についての事項 7 公営住宅の被害調査及び応急並びに復旧対策についての事項
	給水班	1 被災地域の飲料水の確保及び供給についての事項 2 災害救助法による繰替支弁についての事項 3 給水広報についての事項
	工務班	1 水道施設の保全及び応急修理についての事項 2 水道施設の被害調査及び応急並びに復旧対策についての事項
	下水道班	1 下水道施設の管理保全及び応急対策についての事項

名称	業務分担	
医療部	医療班	1 災害時の医療についての事項
	薬剤班	1 災害時の薬剤についての事項 2 医薬品の確保についての事項
	看護班	1 災害時の看護及び助産についての事項
	総務班	1 院内の非常体制についての事項 2 応急救護所設置についての事項 3 各班との連絡調整についての事項 4 医療資材の確保についての事項 5 負傷者の救護移送についての事項 6 救助法による繰替支弁についての事項
消防部	総務班	1 水防・火災予防実施計画の策定についての事項 2 気象情報の収集及び警報の発令についての事項 3 消防団員の非常招集についての事項 4 水防応急資器材の調達についての事項
	予防班	1 火災による被害調査についての事項 2 災害時の危険物の保安についての事項 3 災害予想区域の広報、情報収集及び調査についての事項
	警防班	1 消防活動についての事項 2 危険河川の警戒、巡視及び防護についての事項 3 避難の指示についての事項 4 人畜の救出及び保護についての事項 5 災害時の遺体の捜索についての事項 6 排水ポンプに関する事項
文教部	総務班	1 部内の連絡調整及び庶務についての事項 2 学校施設の被害状況調査及び応急対策についての事項 3 児童生徒の避難誘導についての事項 4 被災児童生徒の学用品等の給与についての事項 5 救助法による繰替支弁についての事項
	生涯学習班	1 社会教育施設の被害状況調査及び応急対策についての事項 2 文化財の保全並びに被害状況調査及び応急対策についての事項 3 体育施設の被害状況調査及び応急対策についての事項 4 施設利用者の避難誘導等についての事項

4 本部の設置基準

本部は、基本法第23条の2の規定により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

※ 災害本部設置基準

地震	・市内で震度5強以上の地震を観測したとき。	
風水害	・大型台風の接近等で多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想される とき。 ・多くの地域で避難勧告や孤立集落の被害等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 ・特別警報が発表されたとき。	
雪害	・大雪による被害が大規模で、広域にわたるとき。 ・特別警報が発表されたとき。	
火山	・火山活動による降灰対策が広域にわたるとき。	
大 事 故 等	航空災害	・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	鉄道災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	道路災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	危険物等災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	大規模災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	冷（温）害	・各地で冷（温）害被害が発生したとき。

5 本部の廃止

市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは本部を廃止するものとする。

- (1) 予想された災害の危険が解消したとき。
- (2) 災害発生後における災害対策活動が完了したとき。

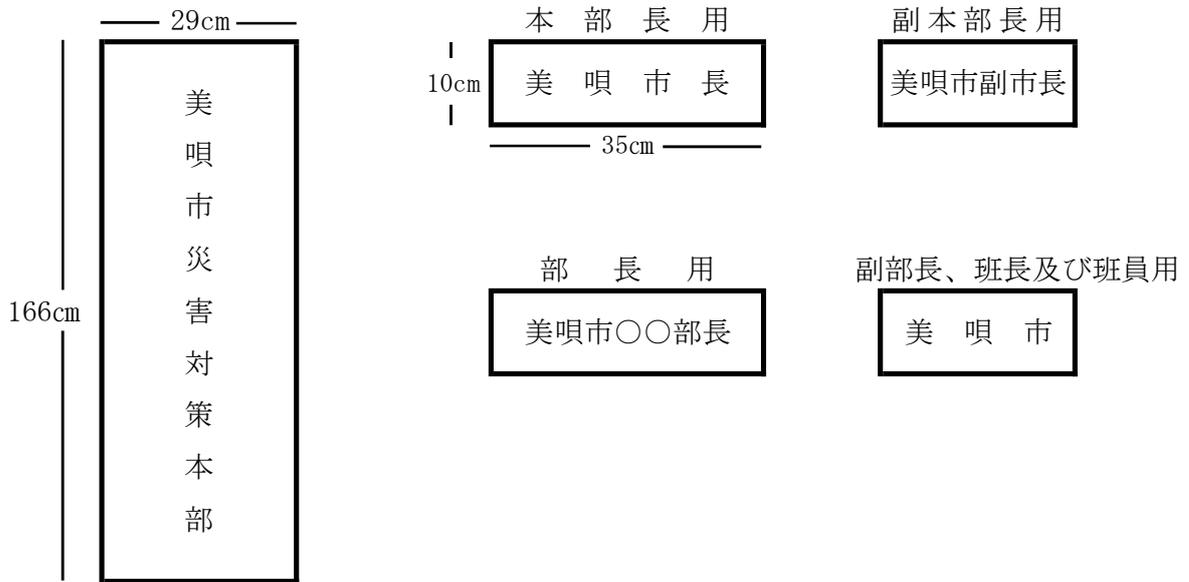
6 本部の設置又は廃止の通知・公表

本部を設置又は廃止したときは、関係機関（指定地方行政機関、道、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知するとともに、市民に公表するものとする。

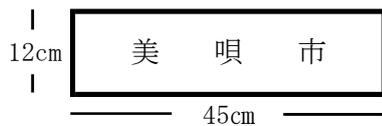
7 本部及び本部職員の標識等

・本部の標識（市役所正面玄関）

・本部職員の腕章（地色は紫、文字は白色）



本部自動車の標識（地色は白、文字は黒色）



8 現地本部

(1) 設置

本部長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、現地に現地本部を設置することができるものとする。

(2) 組織

- ア 現地本部には、現地本部長、現地本部員その他の職員をもって組織する。
- イ 現地本部長は、災害対策副本部長及び災害対策本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- ウ 現地本部員は、本部の職員のうちから本部長が指名する職員をもって充てる。
- エ 現地本部長は、本部長の指示によりその所掌事務の一部を代行する。

(3) 通知

本部長は、現地本部を設置又は廃止したときは、直ちに災害対策本部員及び防災関係機関の長に通知する。

(4) 廃止

本部長は、現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地本部を廃止する。

第4節 本部の配備体制

1 配備体制基準

- (1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進をはかるため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合にあっても、「非常配備に関する基準」により配備体制をとることがあるものとする。
- (2) 各部長は、所掌事務に基づき部内の配備基準を定めて、これを班員に徹底しておくものとする。
- (3) 非常配備に関する基準は次のとおりとする。

非常配備に関する基準

種別	配備の体制	配備の内容	任務	担当部・班
第1非常配備 (準備体制)	1. 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2. 市内で震度4の地震が発生したとき。	情報連絡のため危機管理対策室が当たる。	1. 情報の収集 2. 関係機関との連絡	総務部総務班 経済部農務班 都市整備部土木班 その他、災害対策本部本部員が指定する職員
	3. その他特に本部長が必要と認めたとき。	情報連絡のため各部・課長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。		各部・班長等
第2非常配備 (警戒体制)	1. 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2. 市内で震度5弱の地震が発生したとき。 3. その他必要により本部長が非常配備を指令したとき。	災害応急対策に関する各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1. 情報の収集 2. 関係機関との連絡 3. 応急措置の実施	・災害対策本部に定められた本部員並びに各班の班長 ・関係部課の長 ・関係する職員は、「災害時の職員活動マニュアル」に基づく体制
第3非常配備 (出動体制)	1. 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2. 市内で震度5強以上の地震が発生したとき 3. 予想されない重大な災害が発生したとき 4. 特別警報が発表されたとき 5. その他本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。	1. 災害業務全般の実施	全職員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 本部各班の配備要員

動員（招集）の方法は次のとおりとする。

(1) 動員

ア 総務班長は本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。

イ 上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。

ウ 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

エ 各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。

オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、市防災計画の定めに従って行うものとする。

(2) 緊急参集等

職員は勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき自身の安全の確保に十分配慮しつつ、直ちに所属、又は予め指定された場所に参集し配備につくものとする。

(3) 休日・夜間の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、職員は、休日・夜間においても迅速に初動体制が取れるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡が取れない場合を想定した自主参加などについても、連絡体制を整備する。

3 非常配備体制の活動要領

(1) 本部の活動開始及び終了

ア 活動開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合など、本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散するものとする。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1次非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 危機管理対策室長（総務班長）は、気象台その他関係機関と連絡を取り、気象情報の収受・伝達等を行う。

(イ) 総務班長は、空知管内で震度4以上の地震が発生した場合、空知総合振興局その他関係機関と連絡をとり、地震情報の収受・伝達等を行う。

(ウ) 関係班長は、総務班からの情報又は連絡に即応し、情報に対する措置を検討するとともに、臨時待機職員に必要な指示を行うものとする。

(エ) 第1次非常配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。

イ 第2次非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。

(イ) 各班長は、情報の収集伝達体制を強化する。

- (ウ) 総務班長、関係班長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- (エ) 各班長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a 事態の重要性を班員に周知徹底し、所要の人員を非常業務につかせること。
 - b 装備・物資・資機材・設備・機械等を点検し、必要に応じて被災地（被災予想地）へ配置すること。
 - c 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3次非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともにその活動状況を随時本部長に報告するものとする。

第5節 住民組織等への協力要請

1 協力要請事項

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長は、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、災害対策活動の応援協力を要請するものとする。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所及び被災者収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 本部が行う人員及び物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求める事項

2 住民組織の名称（自主防災組織）（別表第3）

第3章 災害情報通信計画

災害に関する情報通信及び予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達に関する事項は、この計画の定めるところによる。

第1節 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達計画

1 気象情報の種類及び伝達系等

(1) 気象注意報及び警報、特別警報

ア 気象注意報

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。

イ 気象警報

暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

ウ 特別警報

大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

(2) 地面現象注意報及び警報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起るおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される

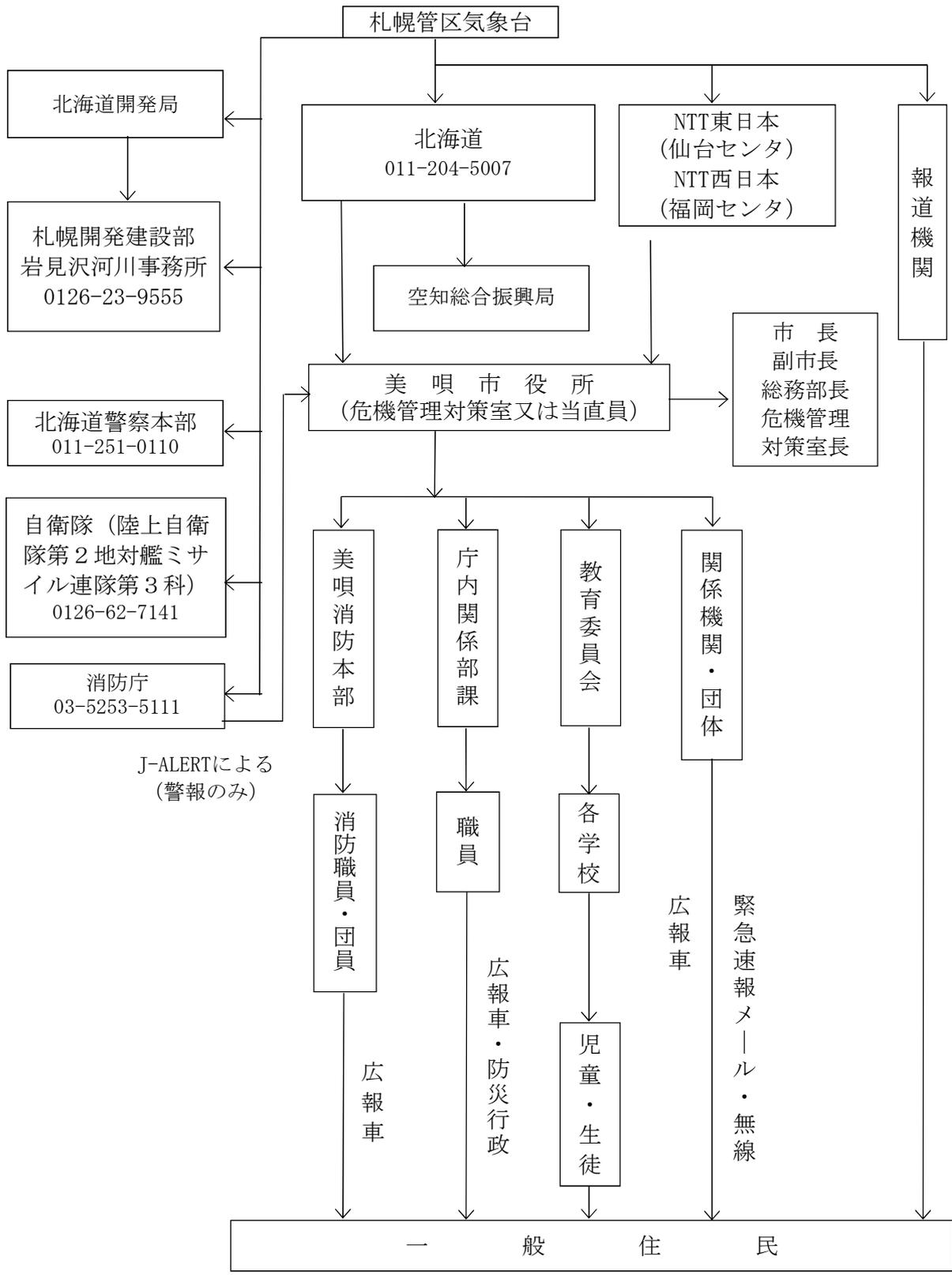
(3) 浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が起るおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される
浸水警報	浸水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される

(4) 洪水注意報及び警報

洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。

(5) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統



状況により行う通信系統

主な機関等への伝達すべき気象情報及び伝達先

機関名	種別	警 報					注 意 報		
		暴 風	暴 風 雪	大 雨	大 雪	洪 水	乾 燥	低 温	霜
美唄市消防本部		○	○	○	○	○		○	
美唄市農業協同組合				△		△		○	
峰延農業協同組合				△		△		○	
いわみざわ農業協同組合				△		△		○	
そらち森林組合美唄支所		○	△	○		○	○		
美唄市教育委員会		△	○	○	○	△			
美唄商工会議所		△		△		△			
土地改良区事業所				△		△			

※ △印は状況により伝達する。

なお、特別警報が発表された場合はすべての機関に伝達する。

2 気象情報の受理

- (1) 気象情報は、通常の勤務時間中は総務部危機管理対策室が、勤務時間外、休日については当直者又は夜警員が予報（注意報を含む）、警報並びに情報等受理票（様式第1）により受理する。
- (2) 危機管理対策室長は、その受理した気象情報の内容により、上司に報告するとともに、庁内機関等へ通知する。
- (3) 通知を受けた関係部等は、必要に応じ関係機関等に周知を図るものとする。

3 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の種類及び発表基準

気象業務法（昭和27年法律第165号）に定める基準は次のとおりである。

(1) 注意報発表基準

大 雨	表面雨量指数基準	7
	土壌雨量指数基準	87
洪 水	流域雨量指数基準	旧美唄川流域=2.2、美唄川流域=12.7、産化美唄川流域=8.5
	複合基準 ※1	美唄川流域=(5, 9.9)、産化美唄川流域=(5, 8.1)
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流 [奈井江大橋・月形]
強 風	平均風速	12m/ s
風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障害を伴う
大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
雷		落雷等により被害が予想される場合
融 雪		24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計が70mm以上
濃 霧	視程	200m
乾 燥		最小湿度30% 実効湿度60%
なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
低 温	5月～10月の平均気温	平年より5℃以上低い日が2日以上継続
	11月～4月の最低気温	平年より8℃以上低い
霜		最低気温3℃以下
着 雪		気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続

※1 （表面雨量指数・流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

(2) 火災気象通報基準

実効湿度60%以下で最小湿度30%以下、もしくは平均風速が12m/s以上と予想される場合
(平均風速が12m/s以上であっても、降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある)

(3) 警報発表基準

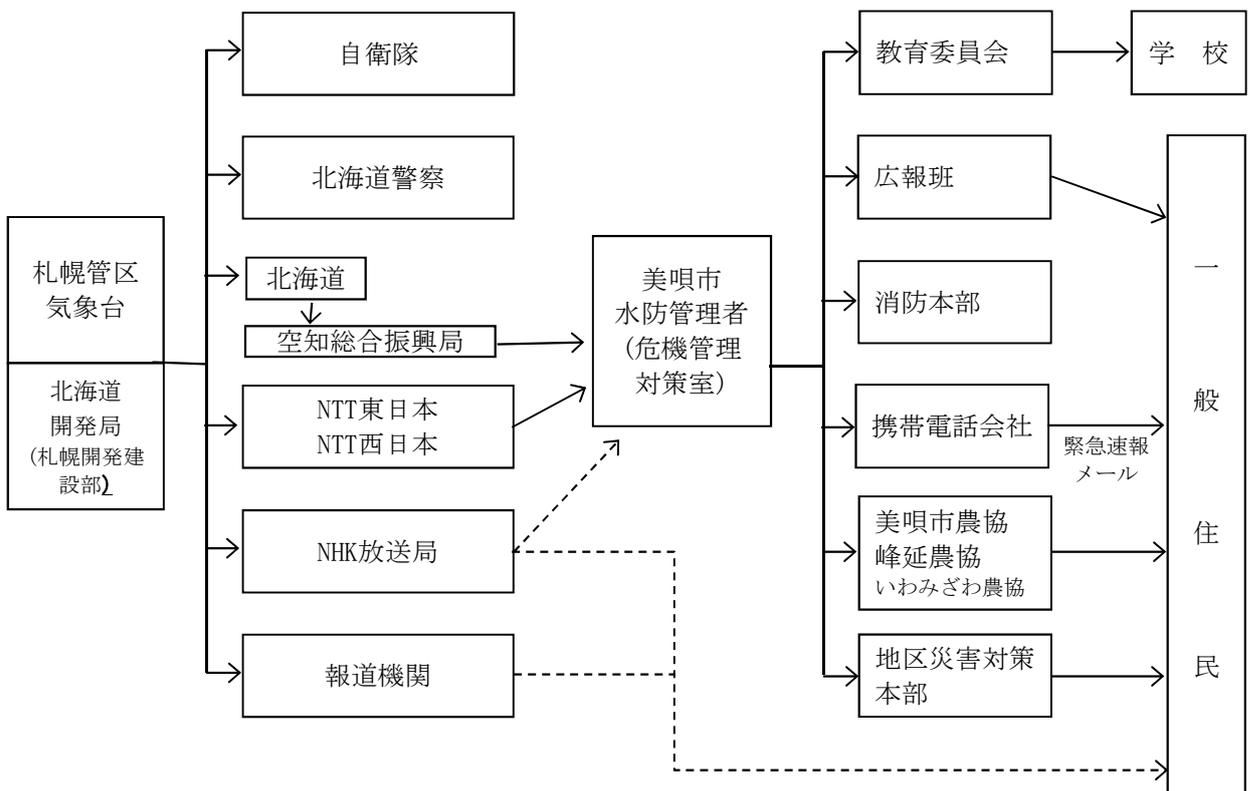
大雨	表面雨量指数基準	11
	土壌雨量指数基準	132
洪水	流域雨量指数基準	旧美唄川流域=3.9、美唄川流域=15.9、産化美唄川流域=10.7
	複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流 [奈井江大橋・月形]
暴風	平均風速	18m/s
暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm

(4) 特別警報発表基準

大雨	基準	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	基準	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	基準	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	基準	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

4 洪水予報 (洪水予報河川)

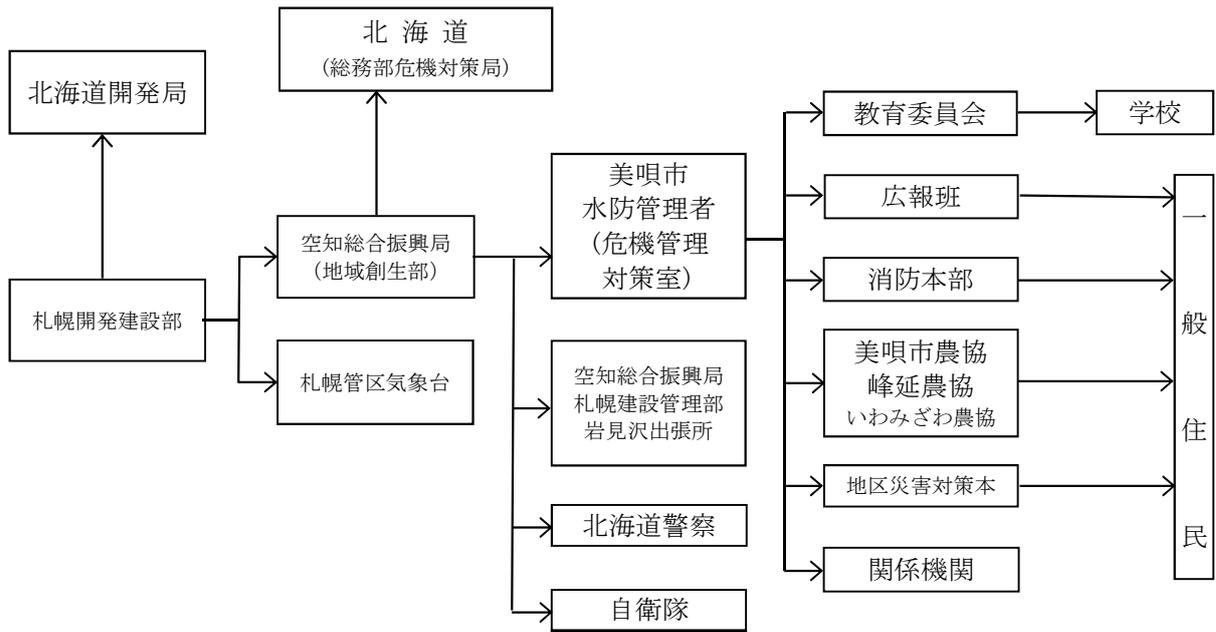
(1) 北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表する場合



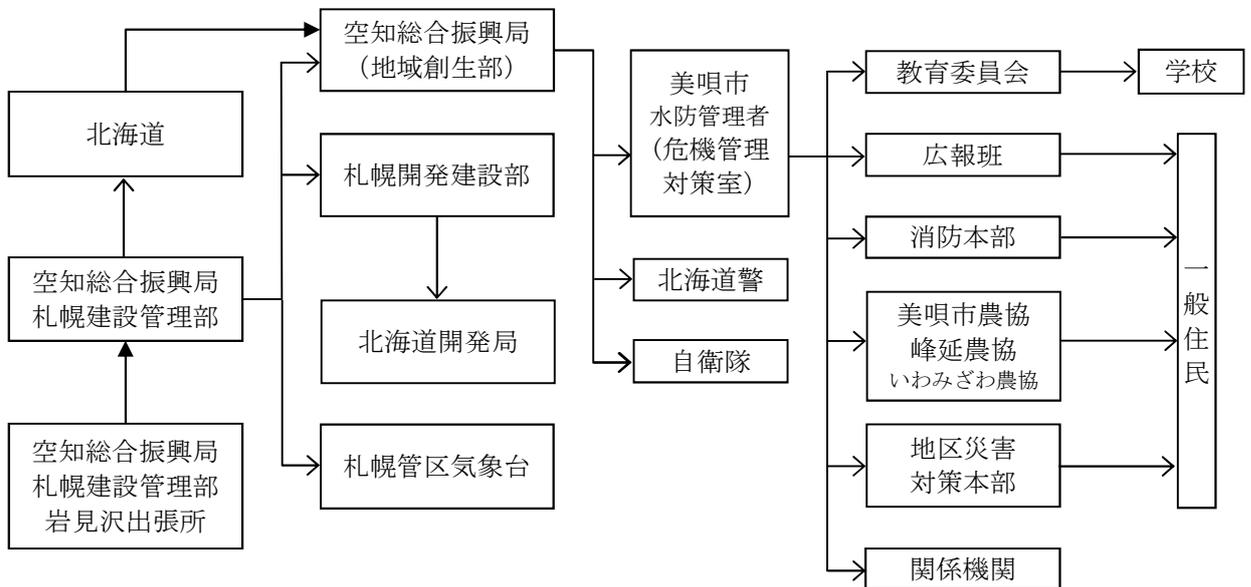
(注) ————— は電話及び無線 - - - - - は電波による伝達を示す。

5 水防警報（水防法第16条）

(1) 北海道開発局が発表する場合



(2) 北海道が発表する場合



第2節 地震情報の伝達計画

地震動警報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 地震動警報及び地震動予報

警報・予報の種類	発表名称	内 容 等
地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報(予報)」	推定最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表するもの。

2 地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	発 表 内 容 等
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

札幌管区気象台の震度観測点（空知総合振興局管内）

震度観測点名称	観測点所在地	緯度	経度
北竜町竜西	雨竜郡北竜町字竜西	43° 45′	141° 43′
芦別市旭町	芦別市旭町543	43° 30′	142° 13′
滝川市大町	滝川市大町1-2-15（滝川市役所）	43° 33′	141° 55′
夕張市若菜	夕張市若菜2（ゆうばり文化スポーツセンター）	43° 02′	141° 58′
岩見沢市5条	岩見沢市5条東15-7-7（岩見沢特別地域気象観測所）	43° 13′	141° 47′
美唄市西5条	美唄市西5条南1丁目1-1（美唄市総合体育館）	43° 20′	141° 51′

3 地震動警報及び予報の伝達系統

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

4 放送機関の活用

当該地震災害に関して、本部長が特に必要があると認め、緊急に伝達又は警告等を要する場合には、基本法第57条の規定に基づき、北海道を通じて放送機関に対し、緊急放送を行うよう要請する。

市及び防災関係機関職員は、地震発生後直ちにテレビ、ラジオ放送の視聴、聴取を行い、災害対策本部等の発表する情報を収集し、的確な状況の把握に努めるものとする。

第3節 災害通信計画

災害時における災害情報及び災害報告等の通信連絡の方法は、この計画の定めるところによる。

1 主通信系統（電話による通信）

災害時における通信連絡は、公衆電気通信設備を主通信系統とする。なお、「非常扱いの通話」又は「緊急扱いの通話」の取扱いは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定により、市外電話交換取扱局からあらかじめ承認を受けた番号の加入電話（電話番号62-3131）をもって、所轄NTT（102番）に「非常」又は「緊急」の旨を告げて通話を請求し、関係機関に通報するものとする。

2 副通信系統（専用通信施設の利用）

主通信系統による設備が利用できない状態になった場合における通信連絡は、次の専用通信施設のうち最も迅速であるものを選定して行うものとする。

(1) 北海道電力の専用電話による通信

北海道電力(株)の支店・営業所・変電所を経る。

(2) 鉄道電話による通信

鉄道専用の電話により最寄りの駅又は保線所から通信相手機関に最も近い鉄道施設を経る。

(3) 警察電話による通信

美唄警察署の専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察機関を経る。

3 副通信系統（専用無線施設の利用）

(1) 消防無線による通信

美唄市消防本部、署及び消防車に設備の無線を利用して情報収集にあたる。

(2) 美唄市防災行政無線による通信

美唄市防災行政無線を利用して情報収集にあたる。

(3) 北海道防災行政無線による通信

北海道防災行政無線を利用して情報収集にあたる。

(4) 北海道地方非常通信協議会加入無線局による通信

北海道地方非常通信協議会加入無線（別表第4）を利用して情報収集にあたる。

4 通信途絶時の連絡方法

全域にわたり災害が発生し、前記1. 2及び3の方途による通信が不可能な場合は、自動車、オートバイ、徒歩等により連絡員を派遣し、口頭等により連絡する等臨機の措置を講ずるものとする。

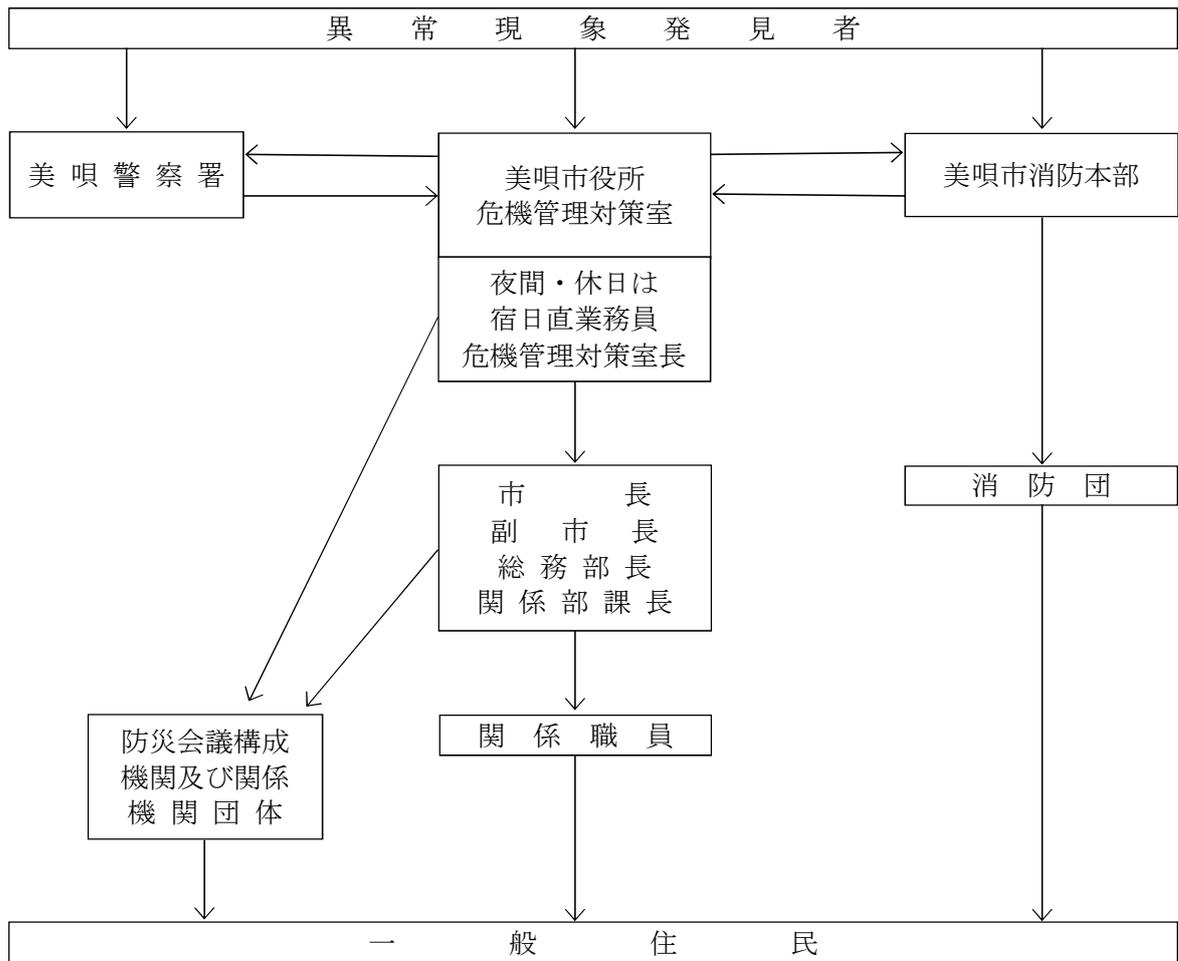
第4節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したときにおける情報の収集、報告及び伝達に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 異常現象発見時における措置

異常現象（異常水位、地すべり、雪崩、堤防決壊等）発見時の通報は、次の異常現象発見通報系統図に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により通報しなければならない。

異常現象発見通報系統図



2 地区別災害情報連絡

情報収集の万全を図るため、各地区別に情報連絡機関（別表第5）を置く。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、市長は、基本法第53条の規定に基づき、次に定める「災害情報等報告取扱要領」により空知総合振興局に報告するものとする。但し、消防庁即報基準に該当する火災・災害等の内、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

災害情報等報告取扱要領

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を空知総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で美唄市が軽微であっても空知総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、様式第2により速やかに報告すること。この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに様式第3により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、様式第3により報告すること。なお、報告内容に変化を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に様式第3により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、次のとおりとする。

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
人的	死者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)、(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)、(3)を参照。</p>
被害	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)、(3)を参照。</p>
住家	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>同一家屋内に親子・夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
被害	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので、</p> <p>被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので、</p> <p>被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 （1） 公共建物とは、役所庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 （2） その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 （3） 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 （4） 被害額の算出は、住家に準ずる。	
農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 （1） 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 （2） 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 （3） 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 （4） 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 （1） 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 （2） 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 （3） 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害 その他	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。 上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）、草地畜産物等をいう。

被害区分		判 断 基 準
土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地 す べ り 防 止 施 設	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路の損壊が復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	漁港法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。
水 産 被 害	公 園	都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
	漁 船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 港内等における沈没は引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。
	漁 具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。	

被害区分		判 断 基 準
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定計算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
商工被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	
社会教育被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。	
社会福祉被害	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者（児）福祉施設等をいう。	
その他	都市施設	街路等の都市施設をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		鉄道不通
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶（漁船を除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		水道（戸数）
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のものにて特に報告を要すると思われるもの。	

第4章 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生又は拡大を未然に防止するために必要な事業を実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、災害の発生が予想される地域については、市長及び防災関係機関が協議し、予防対策を行うものである。

第1節 災害予防の基本事項

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であり、市民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いどこでも起こりうる地震等の災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

1 市の責務

市は、災害に強いまちづくりを実現するため、主要道路網の整備、通信機能の強化、施設、ライフライン機能の安全性の確保に努めるとともに、防災体制の整備、防災資機材の充実、相互応援・受援体制の構築のために必要な措置をとるものとする。

また、平時から、災害時の対応についてコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものとするよう努めるものとする。

2 市民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 飲料水、食料等の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・要配慮者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

3 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- エ 事業所の耐震化の促進

- オ 予想被害からの復旧計画策定
 - カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
 - キ 取引先とのサプライチェーンの確保
- (2) 災害時の対策
- ア 事業所の被災状況の把握
 - イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
 - ウ 施設利用者の避難誘導
 - エ 従業員及び施設利用者の救助
 - オ 初期消火活動等の応急対策
 - カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

4 防災知識の普及・啓発

市は、防災活動を円滑に行い、かつ、防災の成果を上げることを目的として、防災関係者及び市民に対し災害予防、応急対策等の防災知識の普及及び啓発を図る。

- (1) 普及及び啓発を要する事項
- ア 美唄市地域防災計画の概要
 - イ 災害に関する一般知識
 - ウ 気象知識
 - エ 防災の心得
 - オ 火災予防の心得
 - カ 避難所、避難経路及び避難方法等
 - キ 高齢者、障がい者など要配慮者への配慮
 - ク 避難勧告等の意味と内容の説明等
 - ケ その他必要な事項
- (2) 普及及び啓発の方法
- ア 防災訓練など防災関連行事の実施
 - イ ラジオ、テレビ放送、新聞及びインターネットの利用
 - ウ 広報紙、パンフレット等の配布
 - エ 広報車の巡回
 - オ 講習会等の開催
 - カ その他
- (3) 普及及び啓発の時期
- 普及又は啓発の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 相互応援（受援）体制整備計画

市は、大規模災害が発生し、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、災害時のボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

市及び防災関係機関は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

- (1) 市は、道やほかの市町村等の応援要求が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村との連絡先の共有をするなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。
- (4) 防災関係機関は、あらかじめ、道、市、その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社北海道支部美唄地区、美唄市社会福祉協議会及びボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。そのため、市は、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第3節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主防災組織の設置、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

市は、既存の町内会等の組織を生かした地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、障がい者、高齢者など要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

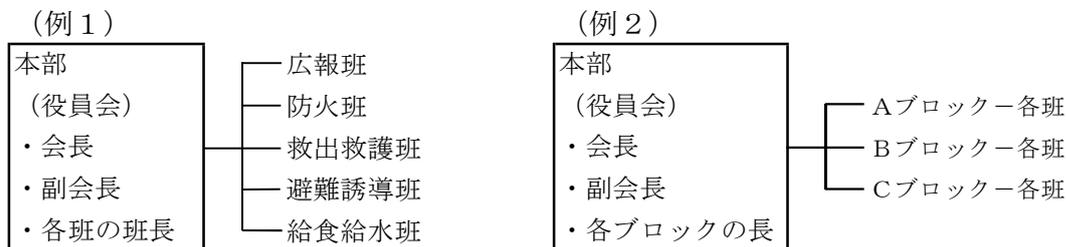
多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所等については、制度の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。



- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な行動をとることができるようにするため、日ごろから繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として通例次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

オ 高齢者等の状況把握

災害時に援護が必要となる高齢者等の状況を把握し、災害時に速やかな救出援護が行えるように努める。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関と連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者ルート

また、避難所へ避難したあとについても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発生したときは、市等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ誘導する。

エ 避難の実施

市長等から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難所へ誘導する。

特に、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

カ 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順の習熟に努める。

第4節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 市は、大規模火災、水害等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、台風等による複数河川の氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- (5) 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (6) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2 避難場所の確保等

- (1) 市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所として指定する。
その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。
また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- (4) 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 避難所の確保等

- (1) 市は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 市は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
 - ア 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - イ 老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - エ 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
 - オ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- (6) 市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

4 市における避難計画の策定等

(1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

市長は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

市長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 市の避難計画

市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法

イ 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア) 給水、給食措置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 暖房及び発電機用燃料の確保

(オ) 負傷者に対する応急救護

カ 避難場所・避難所の管理に関する事項

(ア) 避難中の秩序保持

(イ) 住民の避難状況の把握

(ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

(ア) ホームページ、SNS、緊急速報メールによる周知

(イ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

(ウ) 避難誘導者による現地広報

(エ) 住民組織を通じた広報

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難

誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

(5) 防災上重要な施設の管理等

ア 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

(ア) 避難の場所（避難場所、避難所）

(イ) 経路

(ウ) 移送の方法

(エ) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

(オ) 保健、衛生及び給食等の実施方法

(カ) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(6) 公共用地等の有効活用への配慮

市は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時には、特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設の管理者は、これら要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 市の対策

市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 要配慮者の実態把握

市は、要配慮者についてあらかじめ、その実態を把握しておく。

(2) 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者に対する、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(3) 避難体制の確立

市は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

また、市は、避難所や福祉避難所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発に努める。

(4) 防災教育・訓練の充実等

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に 応じた防災教育、情報提供、防災訓練の充実強化を図る。

2 社会福祉施設の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者や入所者が寝たきりの高齢者や障がい者（児）等いわゆる要配慮者であることから、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、社会福祉施設の管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防又は災害が発生した場合において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防署等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設・近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られ

るよう体制の確保に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、消防署等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

3 援助活動

市は、要配慮者の早期発見等に努めるとともに、次のような要配慮者の状況等に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 要配慮者の発見

市は、災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者について、居宅に取り残された要配慮者の早期発見に努める。

(2) 避難所等への移送

市は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

市は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町等へ応援を要請する。

4 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第6節 避難行動要支援者名簿

市長は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成・定期的な更新を行い、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

1 名簿対象者範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- (1) 要介護認定3以上の方
- (2) 75歳以上の高齢者のみで暮らしている者若しくは75歳以上の高齢者と15歳未満の者のみで暮らしている者
- (3) 下記の身体障がい者手帳を所持する者
 - ア 視覚 1～3級
 - イ 聴覚 2、3級
 - ウ 内部 1～3級
 - エ 上肢 1、2級
 - オ 下肢 1～3級
 - カ 体幹 1～3級
 - キ 音声・言語・咀嚼3級
- (4) 療育手帳AもしくはBを所持する者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級を所持する者
- (6) 市の生活支援を受けている難病患者
- (7) 妊娠している者及び乳児を養育している者
- (8) その他災害時において配慮を必要とすると認められる者

2. 避難支援等関係者への名簿の提供

市長は、災害の発生に備え、美唄市の消防機関、美唄警察署、民生委員、美唄市社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿を提供するものとする。

ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

3. 情報の更新

必要に応じて情報の更新を行なう。

4. 名簿情報保護

市長は、名簿の提供を受ける者に対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5. 名簿情報の利用及び提供

市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、市の関係部局が保有する要介護認定者、障がい者等の情報等及び必要に応じて北海道、その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

6. 名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援などを必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

7. 避難のための情報伝達

市は、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、確実に情報伝達ができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等へ緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう広報車による情報伝達手段に加え、携帯電話を活用した緊急メールの活用など、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段を確保するものとする。

8. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することが原則である。

そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを避難行動要支援者に十分に理解を得るよう周知徹底を図るものとする。

第7節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

市は、災害時において市民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

1 食料その他物資の確保

(1) 市は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努めるものとする。

なお、災害時における食料その他物資の供給に関する協定は別に定めることとする。

(2) 災害時における応急食料の調達は、経済部商工班が行う。

(3) 市は、防災週間や防災関連行事を通じ、市民に対し、最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を図るものとする。

2 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努めるものとする。

第8節 災害発生予想区域及び整備計画

本市において、災害の発生が予想される区域及び整備計画は次のとおりである。

- 1 水防区域（別表第6）
- 2 市街地における低地帯の浸水予想区域（別表第7）
- 3 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所（別表第8）
- 4 山地災害危険地区（山腹崩壊危険区域、崩壊土砂流出危険区域）（別表第9）
- 5 市街地における低地帯の浸水予想区域図（別図第3）
- 6 洪水浸水想定区域図（別図第4）
- 7 土砂災害ハザードマップ（別図第5）
- 8 主な危険物取扱い施設（別表第10）
- 9 排・取水門の管理状況（別表第11）
- 10 排水ポンプ場の状況（別表第12）

第9節 土砂災害予防計画

地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）、土石流等の土砂災害から、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるための予防計画は、この計画に定めるところによる。

1 現況

本市における危険区域は、「土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所（別表第8）」「山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）（別表第9）」に定めるとおりであり、その数は次のとおりである。

種 別	危険箇所・地区
土石流危険渓流	12（警戒区域4、特別警戒区域8）
急傾斜地崩壊危険箇所	9（特別警戒区域9）
地すべり危険箇所	5（調査未実施5）
山腹崩壊危険地区	5
地すべり崩壊危険地区	132
崩壊土砂流出危険地区	69
区分	概要
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

2 予防対策

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定について、土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び予警報の発令・伝達、避難、救助その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について、計画に定め、住民の安全を確保するものとする。
- (2) 計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要支援者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (3) 計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害及び急傾斜地崩壊（がけ崩れ）災害が発生する傾向にあり、ひとたび地すべりが発生すると、多くの住家や公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながる。そのため、国、道及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

(2) 北海道

ア 地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

ウ 地下水の排水施設の機能を阻害する行為等地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長する行為を制限するものとする。

(3) 市

住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、当該区域の災害を防止するために、必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

4 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が発生する傾向にあり、ひとたびがけ崩れが発生すると、多くの住家や公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながる。そのため、国、道及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

ア 北海道

(ア) 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講じるものとする。

また、市町村に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。

(イ) 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適當なものを施行するものとする。

(ウ) 急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(エ) 急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者、管理者に対して擁壁、排水施設、その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令を行うものとする。

イ 市

市の管轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ防止柵の設置等を行うとともに、付近住民に対しては土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

危険区域の住民に対し、危険箇所及び急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃、自主避難等）などについて周知する。

(2) 山腹崩落防止対策

ア 北海道森林管理局・北海道

(ア) 森林法に基づき森林を「保安林」として、又は、森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。

(イ) 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

(ウ) 市町村に対し山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への山腹崩壊に関する資料の提供について指導するものとする。

イ 市

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等

について定めるものとする。

5 土石流予防計画

(1) 北海道開発局・北海道森林管理局

土石流警戒区域及び崩壊土砂流出危険区域に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処理を講ずるものとする。また、同一溪流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導するものとする。

(2) 北海道

ア 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の推進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど土石流対策を推進するものとする。

また、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 市町村に対し危険溪流に関する資料を提供し、住民への危険溪流に関する資料の提供について指導するものとする。

ウ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するものとする。

エ 同一溪流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導するものとする。

(3) 市

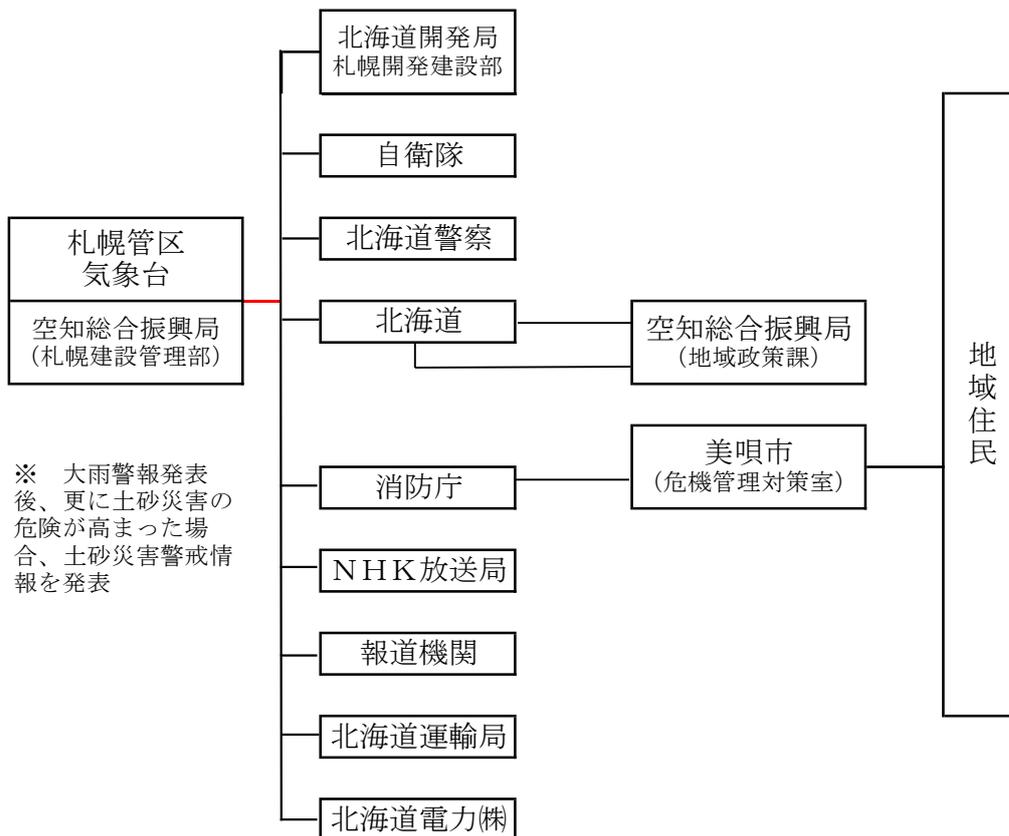
住民に対し、土石流危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等について定めるものとする。

6 伝達体制

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まったときに、市長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で作成し、市町村等毎に発表する。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象ではないことに留意する。

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は、次に示すとおりである。



7 警戒体制

市長は異常降雨時等により、土砂災害が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い、警戒に当たるものとする。

警戒巡視にあたって注意する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 表層の状況
- (2) 地表水の状況
- (3) 湧水の状況
- (4) 亀裂の状況
- (5) 樹木等の傾倒状況

避難勧告等の発令を判断する基準については、次のとおりとし、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、警戒巡視、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、発令基準によらず、直ちに避難情報の発表を行う。

避難情報	判断基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で、「実況又は予想で大雨警報（土砂災害）の基準に到達（赤）」する場合
	2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
	3 大雨注意報が発表され、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い場合
避難勧告	1 土砂災害警戒情報が発表された場合
	2 メッシュ情報で、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（薄紫）」する場合
	3 大雨警報（土砂災害）が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
	4 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示 （緊急）	1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、メッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達（濃紫）」した場合
	2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
	3 土砂災害が発生した場合
	4 山鳴り、流木の流出が発生した場合
	5 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要があるとき

8 避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、電話、口頭伝達、広報車、緊急速報メール等により行う。

9 避難及び救助

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、「第5章 第4節 避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立ち退きを勧告又は指示するとともに関係機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

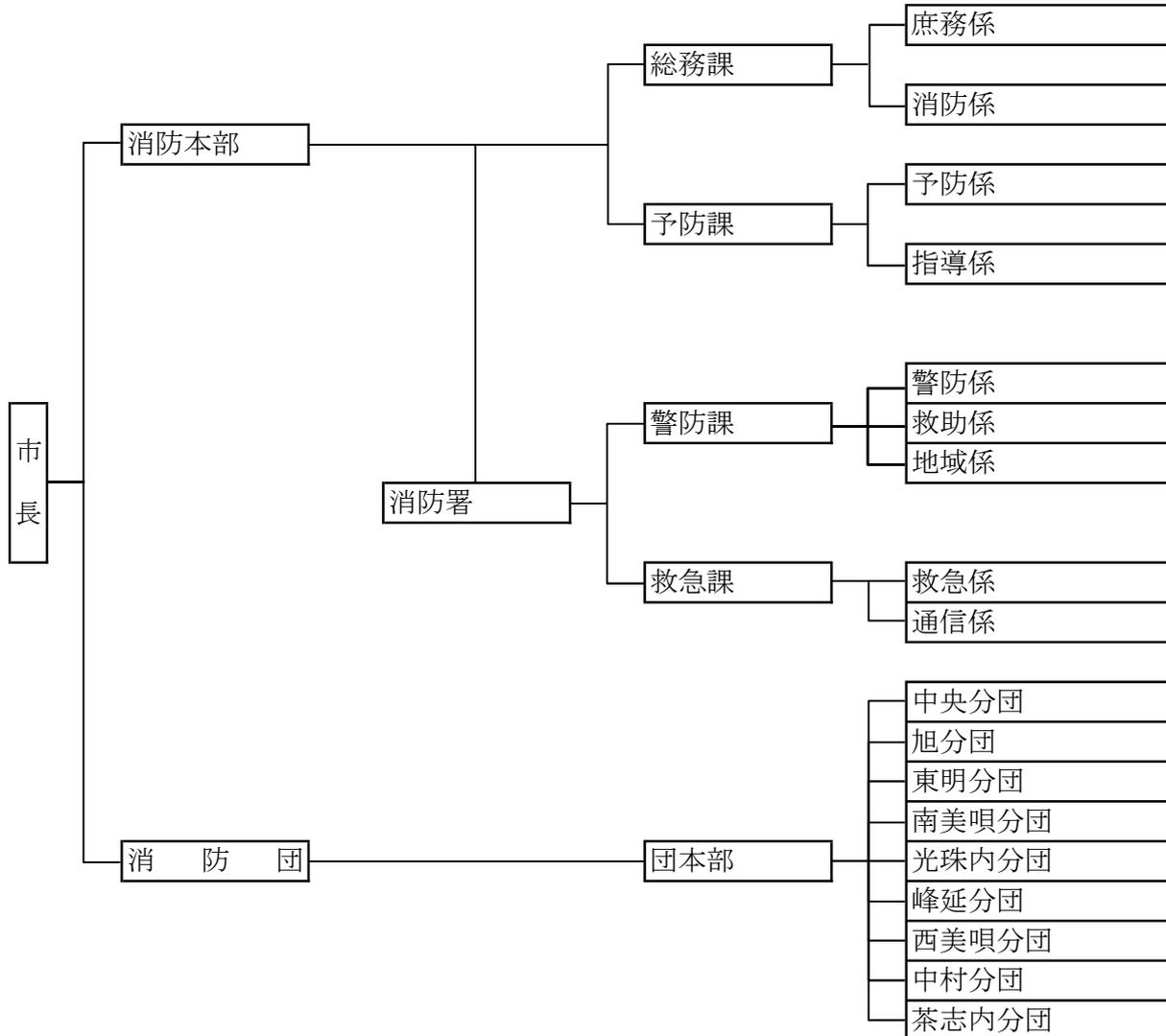
10 土砂災害に対する防災意識の高揚

住民組織等と連携を取りながら、土砂災害に対する認識や防災意識を高めていくとともに、危険区域の住民に対しては、河川等の異常（山鳴り、水位の急激な上昇、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第10節 消防計画

火災による地域の災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、必要な事項を定めるものとする。

1 消防組織



2 消防職員及び団員の配置状況

- (1) 消防職員の配置状況 (別表第13)
- (2) 消防団員の配置状況 (別表第14)

3 消防車両等の配置状況 (別表第15)

4 火災予防計画

火災予防の徹底

火災の発生を防止し、あるいは災害時における被害の軽減を図るため、一般市民に対し、防火、防災に関する思想あるいは美唄市火災予防条例（昭和61年条例第18号）の普及徹底に当たるものとするが、特に震災火災時の初期消火体制を確立するための心得等についても普及徹底するものとする。

(1) 市民の火災予防

市民に対する火災予防の徹底は、次による。

ア 実施の時期

市民に対する防火思想の普及は、「全道火災予防運動（春、秋）」の期間のほか

適宜その期間を定めて行う。

イ 方法

火災予防の徹底、防火思想の普及を推進するために、次の方法により普及する。

- (ア) 市広報紙
- (イ) 広報車
- (ウ) パンフレット配布
- (エ) ポスター掲示
- (オ) 市公式ホームページの活用
- (カ) 防火講演
- (キ) 幼稚園、保育所、学校、事業所等における避難訓練

ウ 教養内容

火災予防上必要な事項、初期消火の基礎知識及び初期消火体制の確立（消火器等の備付）

(2) 予防査察の強化

ア 防火対象物の予防査察を年間計画等により定期的を実施する。

イ 火災予防上必要があるときは、特別立ち入り検査を実施する。

(3) 火災予防の指導

ア 防火管理者資格付与講習会及び防火管理再講習会等を消防長が別に定め開催する。

イ 自主防災組織の育成強化

(4) 危険物等の保安確保指導

ア 危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設の立入検査を実施し、当該施設の位置、構造設備及び管理の状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを指導する。

イ 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検を励行させ、災害発生の防止に努める。

ウ 病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃及び他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

5 火災警報及び伝達計画

(1) 火災警報

市長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に基づき通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

ア 火災警報発令の基準は概ね次のとおりとする。

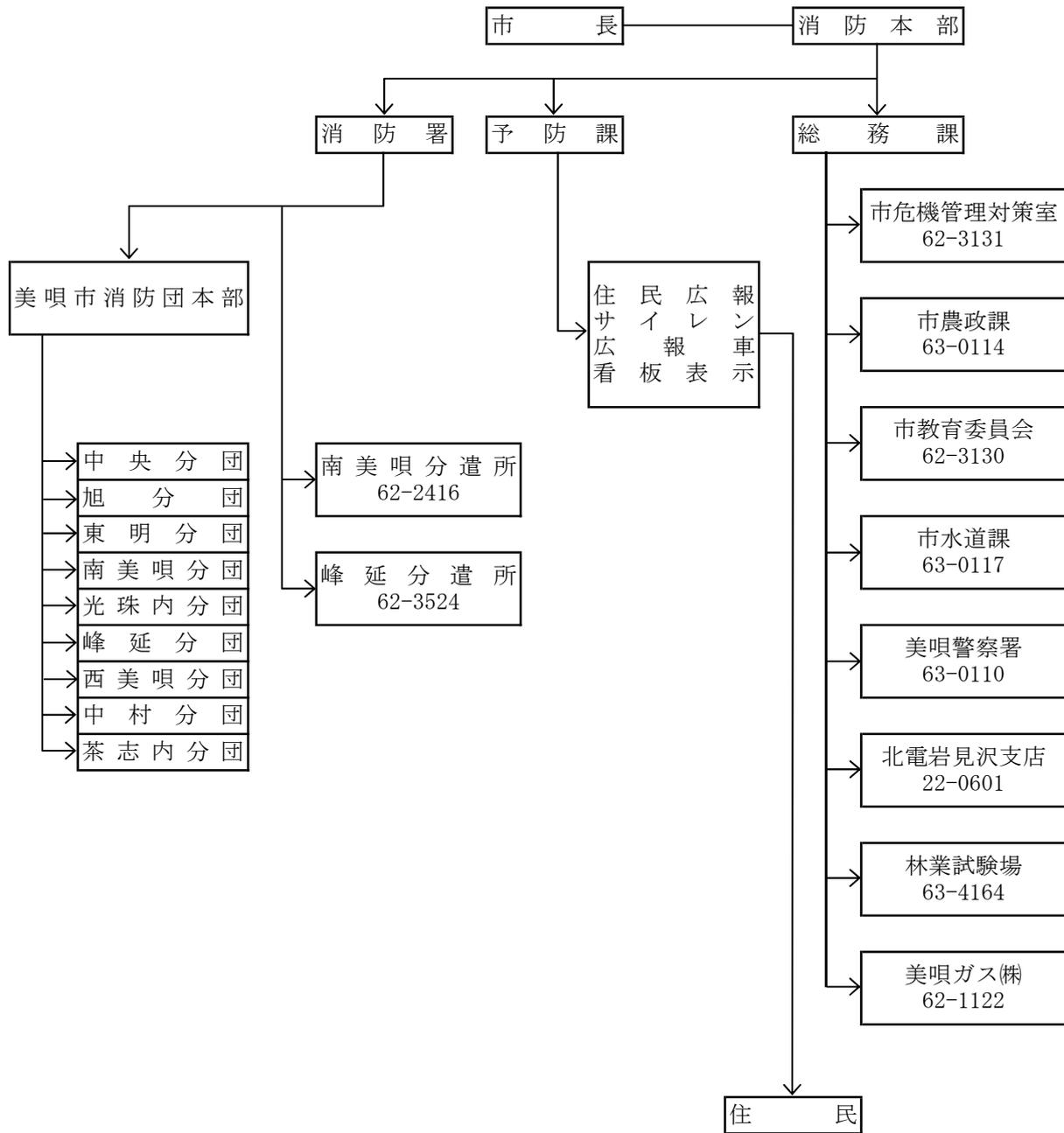
(ア) 実効湿度60%以下であって、最小湿度が40%を下り、最大風速7m/sを超える見込みのとき。

(イ) 平均風速10m/s以上の風が一時間以上連続して吹く見込みのとき。

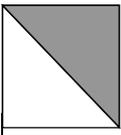
伝達及び周知の方法

イ 火災警報伝達系統及び消防信号による。

(ア) 火災警報伝達系統



(イ) 消防信号

信号別 方法	火 災 警 報 信 号		備 考
	火 災 警 報 発 令 信 号	火 災 警 報 解 除 信 号	
打鐘信号	(1点と4点との班打) ○ ○-○-○-○ ○ ○-○-○-○	(1点2個と2点との班打) ○ ○ ○-○ ○ ○ ○-○	1 広報、伝達は 全市的に行うも のとする。 2 火災警報発令 と同時に署、団 及び分団は掲示 物件を掲示する こと。
余韻防止付 サイレン信号	約30秒 ^ ○ - ○ - ^ 約6秒	約10秒 約1分 ^ ^ ○ - ○ - v 約3秒	
その他の信号	<p>赤</p>  <p>白</p> <p>旗</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 火 災 警 報 発 令 中 </div> <p>赤地に白文字 形状及び大きさは適宜とする。</p> <p>掲示板</p>	<p>口頭伝達、掲示板の撤去</p> <p>旗の降下</p>	

6 消防力の整備

市は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の促進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

7 火災警防計画

(1) 消防職団員の招集

強風又は、異常乾燥その他の状況により、大火発生のおそれのあるときは、災害を未然に防し、又は軽減を図るため消防職団員を非常招集するものとする。

ア 招集方法

非常招集は、サイレンの吹鳴、赤色点滅灯、電話及びメールにより職団員を招集する。

イ 出動方法

災害時における出動は、美唄市消防署警防規定及び美唄市消防団火災出動要綱に基づき出動体制を整える。

(2) 警防計画

都市形態の変化に伴い複雑多様化する災害に対し、適切な防御活動が行えるよう、特殊建築物及び危険物施設等の警防計画を策定する。

(3) 防御活動

火災防御活動は、人命安全確保を最優先とし、また火勢の早期鎮圧を図り、被害を最小限度に防止する。

8 教育訓練計画

(1) 消防職団員の訓練

消防教養基準（昭和37年国発第280号）に基づき消防職団員が公正明朗かつ能率的に職務を遂行し得るようこれを教養するとともに、火災又はその他の災害時において諸般の行動が最も円滑かつ効果的に実践できるよう訓練する。

9 救助救急計画

(1) 救助活動

救助活動は、災害等により危険な状態にある者を安全な場所に救出し、必要に応じ応急処置を行い、被害を最小限度に防止する。

(2) 救急活動

救急活動は、消防法第2条第9項及び救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）並びに美唄市救急業務実施規程（平成8年消訓令第3号）により実施する。

10 応援協定計画

(1) 応援協定

災害の拡大を防止するため、北海道広域消防相互応援協定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）との連絡調整を図り相互に応援協力して防災活動を行う。

(2) 応援の種別

ア 陸上応援

消防隊、救助隊または救急隊による応援

イ 航空応援

消防ヘリコプターによる応援

(3) 応援要請の区分

要請側の長から他の市町等の長に対して行う要請

ア 第1要請 隣接の市町等に対して行う要請

イ 第2要請 道央地区内の他の市町等に対して行う要請

ウ 第3要請 全道地区の市町等に対して行う要請

エ 航空隊の応援を必要とする要請

(4) 応援隊の派遣

要請を受けた市町等の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣する。

- (5) 応援隊の指揮
指揮は、要請側の長が行う。
- (6) 応援経費の負担
応援に要する経費は、原則として要請側の負担とする。
- (7) 委任
実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

11 消防施設計画

既存施設との有機的な調整のもとに、年次計画により効率的な整備充実を図る。

- (1) 消防水利の整備
- (2) 消防ポンプ自動車等の更新及び増強
- (3) 消防資機材の整備
- (4) 消防関係建物の整備
- (5) 救急用資機材の整備

第11節 雪害対策計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪、なだれ等の雪害に対処し、迅速的確なる除雪を実施して交通の確保を図るために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 市の体制

市は、雪害対策を積極的に実施するため、次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること
- (4) 積雪における消防体制を確立すること
- (5) 雪害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと
- (6) 雪害発生時における避難、救出、給水、食糧供給及び防疫等の応急措置の対策を整えること
- (7) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること
 - ア 食糧の供給対策
 - イ 医療助産対策
 - ウ 応急教育対策
- (8) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと
- (9) 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の連絡について十分な配慮をすること

2 除雪路線区分

除雪路線は、特に交通確保を必要とする主要路線について、次の区分により分担し、関係機関と連絡を密にして、相互協力のもとに実施するものとする。

- (1) 国道は、北海道開発局が実施する。
- (2) 主要道道、一般道道は、北海道(札幌建設管理部)が実施する。
- (3) 市道は、市が実施することとし、特に交通確保を必要とする主要道路を優先して実施する。

また、雪害時に対処するため、民間機械の導入等あらかじめ即応体制を整えておくものとする。

(4) 除雪作業の基準

ア 北海道開発局

種類	除雪目標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	2車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則として、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

イ 北海道

種類	標準交通量	
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300~1,000台/日以上	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日以下	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一次通行止めとすることもやむを得ないものとする。

ウ 市

種類	除雪実施要領
車道	除雪作業区分は2車線幅員確保を原則とし、異常な除雪（異常気象）時以外は常時交通を確保する。やむを得ず1車線しか確保できない道路は、必要に応じて待避所を設けることを原則とする。
歩道	除雪作業区分は1m以上の幅員を確保することを原則とし、異常な降雪（異常気象）時以外は常時交通を確保することを目標とする。

3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議のうえ決定するものとし、投下に際しては、溢水災害の防止に努めなければならない。

4 なだれ防止対策

関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生予想箇所に防止策の施設を行い、また、表示板等により住民への周知を図る対策を講じるものとする。

なだれ発生予想箇所（別表第16）

5 交通途絶地区の緊急対策

積雪がはなはだしく、交通が途絶している地区において、急患又は食糧の補給困難な事態が発生し、救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、本部長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとるものとする。

第12節 融雪災害対策計画

融雪による河川の出水災害に対処するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 市の体制

市は、融雪災害対策を積極的に実施するため、次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象状況及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難勧告、避難指示（緊急）の発令ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- (7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

2 気象情報の把握

融雪期においては、気象官署等関係機関と緊密な連絡をとり、地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨、気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

3 災害発生予想区域の警戒

第4章第5節の1（水防区域）に定める地域、その他融雪による危険地域を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により措置を講ずるものとする。

- (1) 消防機関、地区住民等の協力を得て予想される危険区域の巡視警戒を行うものとする。
- (2) 市及び河川管理者は、警察等の関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業、避難救出方法を事前に検討しておくものとする。
- (3) 被災地における避難経路及び避難所を住民に十分周知徹底させるとともに、避難について収容施設の管理者と協議しておくものとする。

4 河道内の障害物の除去

市及び河川管理者は、積雪、捨て雪、結氷等により、河道が著しく狭められ、災害の発生が予想される箇所について、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕及び障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

5 道路の除雪等

- (1) 市その他の道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努めるとともに、道路の効率的な活用を図るものとする。
- (2) 前記の事項の推進のため、市及び関係機関は緊密な連携をとり、地域住民の協力を得て実施するものとする。

6 水防思想の普及徹底

融雪出水に際し、住民の協力を得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第13節 水害予防計画

水害発生を未然に防止し、又は被災者の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、水防法に基づき作成した「美唄市水防計画」の定めるところによるものとする。

第14節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 予防対策

国、北海道及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道

風害を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

(2) 北海道

農産物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の成育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

(3) 北海道及び市

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

(4) 市

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を指導するものとする。

第15節 複合災害に関する計画

市、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

(1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合は、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。

(2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。

(3) 市及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

第16節 業務継続計画

市は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP）の策定に努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスにおいて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するように努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 応急措置実施計画

災害時において、市長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画の定めところによる。

1 応急措置の実施責任者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令上の実施責任者は次のとおりであり、各々必要な措置を講ずるものとする。

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| (1) 北海道知事 | (基本法第70条) |
| (2) 警察官 | (基本法第63条第2項) |
| (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 | (基本法第63条第3項) |
| (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 | (基本法第77条) |
| (5) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 | (基本法第80条) |
| (6) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | (基本法第62条) |
| (7) 水防管理者（市長）、消防機関の長（消防長） | (水防法第17条、第21条) |
| (8) 消防長又は消防署長 | (消防法第29条) |

2 市の実施する応急措置

市長は、災害が発生した場合は、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(1) 警戒区域の設定

市長は、人命又は、身体に対する危険防止のため、警戒区域を設定し、立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。（基本法第63条第1項）

(2) 応急公用負担の実施

市長は、緊急に応急措置を実施する必要がある場合は、他人の土地、建物等を、一時使用し、又は土石、竹木等の物件を使用若しくは収用することができる。

(基本法第64条第1項)

なお、この場合は、次の措置をとらなければならない。

(基本法施行令第24条及び基本法第82条)

ア 占有者等への通知

市長は速やかに占有者、所有者その他権限を有する者に、次の事項を通知するものとし、占有者等が不明のときは、その通知事項を告示する。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分の期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

市は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 障害物件等の除去及び保管

市長は、応急措置を緊急に実施する必要があると認めるときは、被災した工作物又は物件で当該応急措置の支障となるものの除去等の措置をとるものとし、この場合、当該工作物等を保管しなければならない。(基本法第64条第2項)

ア 市長は、当該工作物等の所有者等に対し、当該工作物等を返還するため、公示する。(基本法第64条第3項)

イ 市長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その代金を保管する。(基本法第64条第4項)

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

エ 保管した工作物等を返還するため、公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権を市に帰属させる。(基本法第64条第6項)

(4) 他の市町村等に対する応援の要求等

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があるときは、他の市町村等に応援を求めることができる。(基本法第67条)

イ 市長は、他の市町村長から応援を求められた場合は、正当な理由なく拒んではならない。(基本法第67条)

(5) 道知事に対する応援の要求等

市長は、応急措置を実施するため必要があるときは、道知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。(基本法第68条)

(6) 住民等に対する緊急従事指示

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があるときは、当該地区住民又は現場にある者を業務に従事させることができる。(基本法第65条)

イ 市長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第24条)

ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第29条第5条)

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場附近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。(消防法第35条の7第1項)

オ 市長は、前4項の協力住民等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときはその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(基本法第84条第1項、水防法第45条、消防法第36条の3)

3 救助法の適用手続き及び適用基準(救助法第23条)

市長は、災害に関し、その被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに空知総合振興局長を通じ知事に報告しなければならない。また災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は救助法の規定による救助を行いその状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

救助法の適用基準

被害区分 市町村の人口	市単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (2,500世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000世帯以上の住家が 滅失した場合
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
美 唄 市 15,000人以上 30,000人未満	50	25	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき

適 要

1 住家被害の判定基準

(1) 滅失：全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損傷が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

(2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20%～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%～50%未満のもの。

(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

2 世帯の判定

(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

救助の実施と種類

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道(但し、委任したときは市町村)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し委任したときは市町村)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し委任したときは市町村)
災害に係った者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市町村
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内	市町村
	文房具等 15日以内	市町村
埋葬	10日以内	市町村
遺体の搜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、全て災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

第2節 動員計画

本部設置時における市職員、消防職団員の動員に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

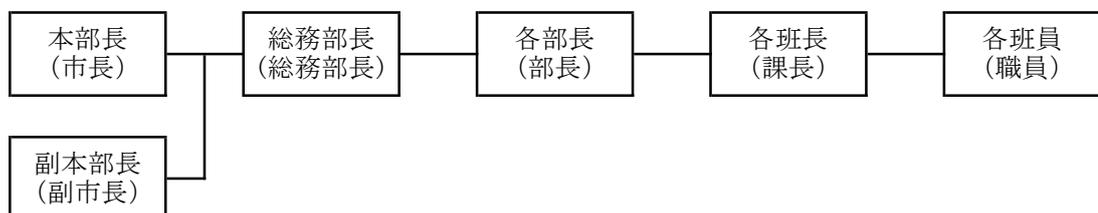
(1) 本部各班員等に対する伝達

ア 平常勤務時の伝達系統

災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により総務部長は各部長に対し、庁内放送、電話等により第1非常配備又は第2非常配備を、さらに緊急事態に備えて本部全班員を待機させる第3非常配備体制を指令するものとする。

各部長は、所属班員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

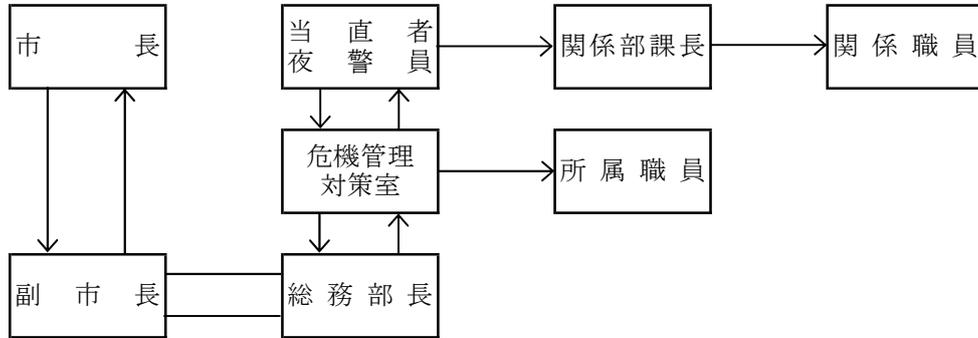
伝達系統



イ 休日又は退庁後の伝達系統

当直者又は夜警員は、災害発生のおそれのある異常現象及び気象情報等の通報並びに緊急措置を実施する必要があると認めるときは、防災主管課長（危機管理対策室長）に連絡して指示を受け、必要に応じて関係部課長及び関係職員に通知するものとする。

伝達系統



(2) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、電話、広報車等により周知し、職員がこの旨を知ったときは直ちに登庁するものとする。

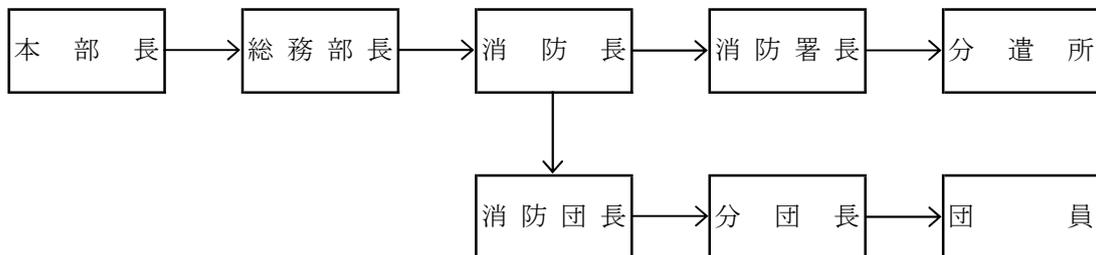
(3) 配備体制確立の報告

各部長は、所管に係わる配備体制を整えたときは、総務部長を通じて本部長に報告するものとする。

(4) 消防機関に対する伝達

災害対策本部が設置された場合、その配備体制についての伝達は、総務部長が次の伝達系統により行い、これを受けた消防長は、直ちに出動できる体制を確立するよう消防署長及び消防団長に電話、無線又は口頭で指示するものとする。

伝達系統



2 各部間の動員要請

各部、班の職員が不足する場合は、当該部長は総務部長を通じて、又は連絡会議において動員を求めるものとする。

3 道、他市町村等に対する応援要請

(1) 要請の決定

応援のため道、他市町村等の職員の派遣を要請する必要がある場合は、本部長が決定する。

(2) 要請の手続

次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣要請の理由

イ 派遣要請職員の職種別人員

ウ 派遣必要期間

エ 派遣職員の給与その他勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか必要事項

(3) 応援派遣職員の把握

応援職員の把握は、直接関係部があたるが、応援の日数、食糧、宿舎等受入れに必要な事項を総務部長を通じて本部長に報告するものとし、終始連絡を密にして応援の状況を把握しておくものとする。

4 応援措置に従事した者に対する損害補償

市長は、基本法第84条の規定に基づき、市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させた場合において、その者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、政令の定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対しこれらの原因によって受けられる損害を補償しなければならない。

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時における住民及び報道機関に対する災害情報の提供並びに広報活動の実施に関する事項については、この計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

住民への情報伝達手段として、市町村防災行政無線等の無線系、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ホームページ、SNS、広報車両等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

2 広報資料の収集要領

災害情報等の収集については、第3章第4節（災害情報等の報告、収集及び伝達計画）によるほか、次の要領によって収集するものとする。

- (1) 災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他関係諸機関取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

3 災害情報等の発表及び広報の方法

(1) 災害情報等の発表及び広報は、次に定めるとおりとする。

主管対策部	発表責任者	広報対象	伝達方法
総務部	広報班	報道機関	口頭、文書、電話
		一般住民及び被災者	広報車、無線放送 広報紙(印刷物)、テレビ、ラジオ
		本部職員	庁内放送、口頭、文書
	総務部長 広報班長	防災関係機関 公共的団体 関係施設等	電話、無線、伝達員

(2) 報道機関に対する情報発表

収集した被害状況、災害情報等は、その都度報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

- ア 災害発生日時及び種別
- イ 災害発生の場所
- ウ 被害状況
- エ 災害応急対策の状況
- オ 一般住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- カ 災害対策本部の設置又は廃止
- キ その他必要な事項

(3) 一般住民及び被災者に対する広報の方法

一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移をみながら次の方法により行うものとする。

また、高齢者、障がい者等、要配慮者への情報の伝達に十分配慮する。

- ア 新聞、テレビ、ラジオの利用

- イ 広報車の利用
- ウ 広報紙・チラシの利用
- エ 電話、文書等による町内会長への連絡
- オ 携帯電話による緊急速報メール
- カ ホームページ、SNSの利用

(4) 広報の内容

- ア 災害に関する情報及び注意事項
- イ 災害応急対策及び災害復旧対策の状況
- ウ 災害地を中心とした交通に関する状況
- エ その他必要な事項

(5) 道及び関係機関に対する情報の提供

道及び関係機関に対し、災害情報資料等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

(6) 庁内連絡

本部業務の適切な遂行のため災害情報、被害情報等の推移を適宜庁内放送等を利用して本部職員に周知するものとする。

4 被災者相談所の開設

市長は、必要と認めるときは、被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

5 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた際は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた際は、当該照会が不当な目的によるものと認められるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものその他婚姻の予定者を含む)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要なと認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められるもの	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 市は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要なと認められる限度において情報を提供することができるものとする。

6 安否情報を回答するに当たっての対応

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救命等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 避難救出計画

災害時において、危険地域にある住民を安全地域に避難させるための避難勧告、避難指示（緊急）及び避難所の開設、危険な状態にある者の救出、保護については、この計画の定めるところによる。

1 避難計画

(1) 避難実施責任者

ア 市長（援護部）

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示又はその立退き先を指示するとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに空知総合振興局長に報告する。また、立退き指示等ができない場合は、警察官等にその指示を要請する。（基本法第60条、第61条）

イ 知事（その命を受けた職員を含む。）

市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難のための立退きを勧告し及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退き指示又はその立退き先を指示する。（基本法第60条）

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）は次の基準により発令する。

なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意し、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達する。

さらに、避難勧告、避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

区 分	発 令 時 の 状 況	住 民 に 求 め る 行 動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示 (緊急)	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(3) 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知及び伝達方法

ア 周知事項

- (ア) 避難の勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
- (イ) 避難対象者
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路
- (オ) 注意及び必要事項

イ 伝達方法

(ア) 避難信号による伝達

水防法第20条により知事の定めた水防信号を使用するものとする。

(イ) 電話、有線放送、無線等による伝達

関連住民に対し、電話、有線放送、無線等を通じ伝達する。

(ウ) テレビ、ラジオ等による伝達

放送局（NHK、民間放送局）に対し、勧告、指示を行った旨を連絡し、関係住民に連絡すべき事項を提示し、放送するように依頼する。

(エ) 広報車による伝達

市、消防機関、警察署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(オ) 伝達員による個別伝達

避難を勧告、指示した時が夜間、停電時又は風雨が激しいときで、各家庭に対する完全周知が困難である場合は、伝達班を編成して個別に伝達するものとする。

(カ) ホームページ、SNS、携帯電話（緊急速報メールを含む。）による伝達

市民及び対象エリアにいる方等にリアルタイムの情報を伝達する。

(4) 避難所等の開設等

避難所等は、次に掲げる学校、会館、グラウンド、公園等をあらかじめ指定しておくものとする。また、要配慮者の二次的な避難所として、福祉避難所を事前に指定し、公報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努めるものとする。

避難所の開設に当たっては、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し、住民に対し周知徹底を図ることとする。

ア 地区別避難所・指定避難所（別表第17）

イ 地区別避難所・指定避難所位置図（別図第6）

ウ 広域避難場所・指定緊急避難場所（別表第18）

エ 広域避難場所・指定緊急避難場所位置図（別図第7）

オ 福祉避難所（別表第19）

カ 福祉避難所位置図（別図第8）

(5) 避難所等の運営管理

避難所等の運営にあたっては、自主防災組織や町内会、自治会等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を過度な負担がかからないように配慮しながら進めるものとする。

また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅の斡旋等により避難所等の早期解消を図るものとする。

ア 避難所等の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、本部長が必要と認めるときは延長することができる。

イ 避難所等には本部長の指名する運営管理者及び補助者を配置するものとする。

ウ 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

エ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

オ 市は、避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事

のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

カ 市は、避難所における生活環境を良好なものとするよう実態とニーズの把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

キ 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

ク 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

ケ 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、すでに指定している避難所以外の施設等でも管理者の同意を得ることで避難所として利用することができる。特に要配慮者に配慮して、予め「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を締結し、被災地以外にある者を含め、旅館やホテル等を避難所とすることにより良好な生活環境に努めるものとする。

コ 市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(6) 避難誘導

避難者の誘導は、避難者及び避難誘導者の安全に十分配慮し、市、消防署、消防団又は警察官がこの任に当たるものであるが、民間団体の協力を得て、避難指示の伝達、避難者の掌握等を行うものとし、特に傷病者及び高齢者、障がい者等の要配慮者を優先的に誘導するよう配慮するものとする。なお、本部長において必要と認めるときは、車両による集団輸送を行うものとする。

(7) 避難の準備、携帯品の制限等

避難の準備、携帯品の制限等については、次の事項について周知徹底を図るものとする。

ア 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全にすること。

イ 会社、工場等にあつては、油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を行うこと。

ウ 避難者の携帯品は、必要最小限のものにとどめること。(現金、貴重品、食糧、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等)

エ 服装は身軽にし、防寒具又は雨具を携行すること。

(8) 帳簿類の整備

運営管理者は、避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にするため必要な帳簿(様式第4～様式第7)を備えておくものとする。

(9) 北海道(空知総合振興局)に対する報告

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令及び避難所の開設をした場合は、次の事項を空知総合振興局に報告するものとする。

ア 避難の事前準備及び勧告・指示

- (ア) 発令者
- (イ) 発令の理由
- (ウ) 避難対象区域
- (エ) 発令日時
- (オ) 避難先

イ 避難所の開設

- (ア) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (イ) 収容状況及び収容人員
- (ウ) 炊き出し等の状況
- (エ) 開設期間の見込み

(10) 広域一時滞在

ア 道内の市町村への一時的な滞在

- (ア) 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて、協議を行うものとする。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合は、知事に助言を求めるものとする。

- (イ) 市長は、道内広域一時滞りの協議を使用とするときは、あらかじめ空知総合振興局長をとおして知事に報告するものとする。

ただし、あらかじめ報告することが困難な時は協議開始後、速やかに報告するものとする。

- (ウ) 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告するものとする。
- (エ) 市長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告するものとする。

イ 道内の市町村民の一時的な滞在

- (ア) 市長は、協議元道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞りの協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受け入れ決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関する機関等に通知するものとする。
- (イ) 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨の被災住民への支援に関する機関等に通知するものとする。

ウ 広域一時滞在避難者への対応

市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

2 救出計画

(1) 救出実施責任者

市（消防部）（救助法補適用を受け、北海道知事の委任を受けた場合を含む。）は警察官等の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、本部のみで救出の実施が困難な場合は、隣接市町及び道へ応援を求めるとともに、自衛隊の災害派遣要請計画の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要求をするものとする。

(2) 救出対象者

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者で、おおむね次に該当するときとする。

ア 火災の際、火中に取り残された場合

イ 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合

エ 山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合

オ その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

3 費用及び期間

被災者の避難、救出のための費用及び期間は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、別表第20「早見表」のとおりである。

第5節 交通応急対策計画

災害の発生における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速にするための道路交通の確保は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市

市長（都市整備部）

市が管理する道路で災害が発生した場合は、道路の復旧に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するために必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を明確に明示し、交通の確保に努めるものとする。

（道路法第46条第1項及び第47条の4第1項）

(2) 市消防本部

ア 消防吏員は警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。（基本法第76条の3第4項）

イ 消防吏員は、前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

（基本法第76条の3第4項）

(3) 北海道公安委員会

美唄警察署

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑化を図るため必要があると認めるとき、及び災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。（基本法第76条第1項）

イ 警察官は通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。（基本法第76条の3第1項）

ウ 警察官は、前記イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手側が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

（基本法第76条の3第2項）

(4) 札幌開発建設部岩見沢道路事務所

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要と認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図るものとする。

（道路法第46条第1項及び第47条の4第1項）

(5) 空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所

道道（指定区間内）の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要と認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図るものとする。

（道路法第46条第1項及び第47条の4第1項）

(6) 自衛隊

- ア 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。（基本法第76条の3第3項）
- イ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手側が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。（基本法第76条の3第3項）

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び美唄警察署は、相互に密接な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- ア 破損し、又は通行不能となった道路の路線名及び区間並びに迂回路を設定できる場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- イ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ア 道路規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場の警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会は、交通規制により通行の禁止又は制限を行ったときは、防災関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図るものとする。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会はあらかじめ当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

空知総合振興局長又は北海道公安委員会（美唄警察署）は、総合振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。

なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救援、救助その他保護に関する事項

- エ 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生を防ぎよ又は拡大のための措置に関する事項

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

市（都市整備部）は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両について、美唄警察署を通じて「規制対象外車両通行証明書」及び「標章」の交付を申請する。

(4) 放置車両対策

市は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

4 緊急輸送道路ネットワーク計画

北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路7,092.3km）
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路（道路延長3,579.1km）
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路（道路270.8km）

第6節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対する食糧の確保と供給に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 主要食糧の供給措置

(1) 実施責任者

市長（援護部）

市は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施する。なお、救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。

(2) 供給の対象

- ア 避難所に受入れされた者
- イ 住家が被災して、炊事ができない者
- ウ 災害応急対策に従事している者

2 主要食糧の在庫場所及び調達先

(1) 主要食糧の在庫場所

美唄市農協及び峰延農協所管の倉庫

(2) 主要食糧

市長は災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは空知総合振興局長を通じ知事に要請するものとする。

(3) 副食及び調味料

市長は、副食及び調味料の調達を直接行うものとする。ただし、市において調達が困難な場合、道がこれを調達するものとする。

3 炊き出しの方法

(1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しの給与は、本部長が行う。

(2) 炊き出しの方法

婦人団体、町内会等の協力を得て、市内各施設を利用して行う。

(3) 炊き出し施設等

区分	施設名	所在地	能力	電話	備考
副食	美唄市学校給食センター	進徳町東	4,000食	64-4238	副食
米飯	美唄市役所内食堂	西3条南1丁目 1-1	900食	62-3131	
〃	美唄市民会館内食堂	西4条南1丁目 4-2	600食	63-2186	
米飯 パン	伊原製パン（有）	東2条北3丁目 2-19	4,000食 15,000食	63-2870	

その他状況に応じ、市内の炊き出し可能な施設の協力を求めるものとする。

4 乳幼児対策

乳幼児に対する食糧は、粉ミルク等実情に応じ市内取扱い業者から調達する。

5 費用及び期間

炊き出しのための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、別表第20「早見表」のとおりである。

第7節 被服、生活必需物資の供給計画

災害時において、被災者が必要とする被服及び生活必需品の確保と供給を迅速確実に行うため必要な事項はこの計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（援護部）

救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の提供は、その都度市長が行うものとする。

2 実施の方法

(1) 給与の対象者

ア 災害により住家に被害を受けたもの。（住家の被害程度は全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水とする。）

イ 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与し、又は貸与する救助物資は、おおむね次のとおりとする。

ア 寝 具 （タオルケット、毛布、布団等）

イ 外 衣 （洋服、作業衣、子供服等）

ウ 肌 着 （シャツ、パンツ）

エ 身の回り品 （タオル、靴下、サンダル、傘等）

オ 炊事道具 （炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

カ 食 器 （茶碗、皿、箸等）

キ 日 用 品 （石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー等）

ク 光熱材料 （マッチ、プロパンガス等）

3 必需物資の調達先

災害の規模に応じ、市内の衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。

なお、市内において調達が困難な場合は道に依頼し、支給を受けるものとする。

4 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保に努め、要配慮者（高齢者、乳幼児、障がい者及び妊産婦など）に優先的に配分するなどの配慮をする。

5 給与又は貸与の方法

(1) 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各町内会長等の協力を得て実施する。

(2) 台帳の整備

救援物資の給与又は貸与は、物資受払簿（様式第8）及び物資の給・貸与受領簿（様式第9）を備えて、その経過を明らかにしておくものとする。

6 費用及び期間

被服、生活必需物資の給与又は貸与についての費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、別表第20「早見表」のとおりである。

第8節 給水計画

災害により給水施設が被災し、生活水の供給が不可能となったときの住民に対する応急給水は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（都市整備部給水班及び工務班）

市は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに給水施設等の応急復旧を実施する。なお、救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。また、飲料水をはじめとする生活水を災害発生後3日間程度（一人あたり1日おおむね3ℓ）個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

2 給水の方法

関係機関の協力を求め、被災地域への給水を行う。

(1) 上水道施設が全部被害にあった場合

近隣市町村に要請して飲料水の供給を受ける。搬送給水は、給水車、消防タンク車、散水車及び給水容器によるトラック輸送によるほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。

(2) 給配水管のみに被害のあった場合

被災地域は、直ちに断水し、関係住民に被害状況を周知徹底させ、搬送給水する。

3 給水施設の応急復旧

共用栓、消火栓及び医療用施設等緊急を要するものを優先的に行うものとする。

4 給水車両等

給水車両等は、別表第21のとおりである。

5 広報

水道事業者は水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報車の運行やホームページ等で広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知を図る。

6 費用及び期間

給水のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、別表第20「早見表」のとおりである。

第9節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、この計画に定めるところによる。

1 上水道

(1) 実施責任者

市長（都市整備部給水班及び工務班）

(2) 応急復旧

市長は、大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努めるものとする。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行うものとする。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立するものとする。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 住民への広報活動を行うものとする

(3) 広報

市長は、水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、市民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

2 下水道

(1) 実施責任者

市長（都市整備部下水道班）

(2) 応急復旧

市長は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行うものとする。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立するものとする。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努めるものとする。

オ 処理場への流水水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡するものとする。

カ 住民への広報活動を行うものとする

(3) 広報

市長は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が停止し、混乱し、又は医療機関が著しく不足したため、被災地の住民が医療の途を失った場合又は集団的に多数の死傷者が発生した場合に、防災関係機関等が迅速かつ確な応急的緊急医療措置を実施し、医療救護に万全を期すための対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（医療部）

医療救護は市長が行い、救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施するほか、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

2 医療救護の対象者

(1) 対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害又は集団的に多数の死傷者が発生したため医療の途を失った者とする。

なお、集団的に多数の死傷者とは、おおむね50人以上に及ぶ災害とする。

(2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し市長に通知するものとする。

この場合において通知を受けた市長は、直ちに救護に関し医師、看護師等の派遣要請、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保及び手配その他の必要な措置を講ずるよう関係部・班に指示するものとする。

3 応急救護所の設置

市長は、災害の規模等に応じて必要があると判断したときは、応急救護所を設置するものとする。

応急救護所は、市内における災害時の医療・救護の拠点病院である市立美唄病院をはじめとする市内各医療機関を原則とするが、災害の状況により学校、体育館等の公共機関を使用するものとする。（市内各医療機関別表第22）

4 美唄市医師会に対する出動要請

市長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき美唄市医師会長に対し、次のとおり、医療班の編成及び医療活動の実施を要請するものとする。なお、医療班の編成は、同医師会長の定めるところによる。

また、災害規模等必要に応じ、北海道知事及び自衛隊に対し、救出、搬送及び医療物資の運送等の応援要請を行うものとする。

(1) 要請項目

ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況

イ 出動の日時及び場所

ウ 出動を要する人員及び資器材

エ その他必要な事項

(2) 医療班の業務

ア トリアージ（患者の重症度、緊急度により治療の優先順位を決めること。）

イ 傷病者に対する応急措置及び医療

ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた措置
- (3) 医療活動報告書の提出
 - 医療班の救急医療活動については、事後速やかに次に掲げる内容を示した報告書を市長に提出するものとする。
 - ア 出動場所及び期間
 - イ 出動者の種類及び人員
 - ウ 受診者数（死亡、重症、軽症別）
 - エ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具類の消耗破損等の内容
 - オ 救急医療活動の概要、その他必要事項

5 医薬品等の確保

医療救護に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保は、市内医薬品等の取扱業者からの調達によるものとするが、市内での調達が困難な場合は、市長は北海道知事に対し、斡旋及び提供を要請するものとする。

6 関係機関の応援

市長は、災害規模等必要に応じ、北海道知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

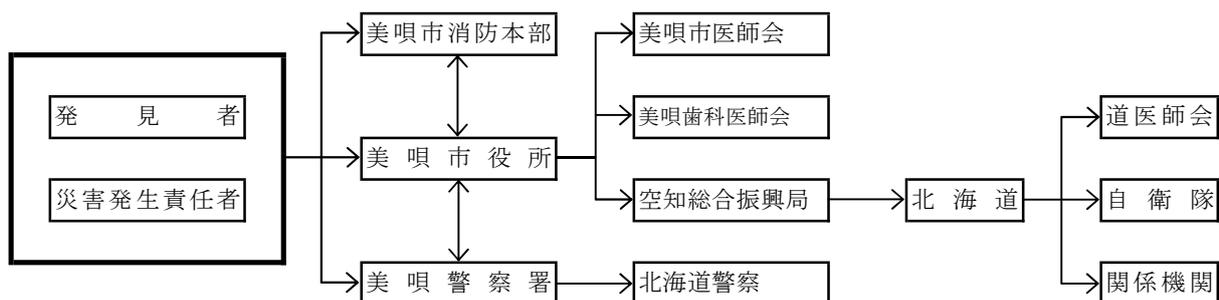
- (1) 救護班の支援（赤十字病院、道立病院）
- (2) 患者輸送（北海道、北海道警察及び陸上自衛隊）
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）の支援

7 災害通報伝達及び傷病者の把握

(1) 災害通報伝達

通信連絡体制及び方法等については、第3章第3節「災害通信計画」に定めるところによるものとする。なお、各関係機関のもつ専用電話施設等を使用し、有効適切な通信体制を確保するものとする。

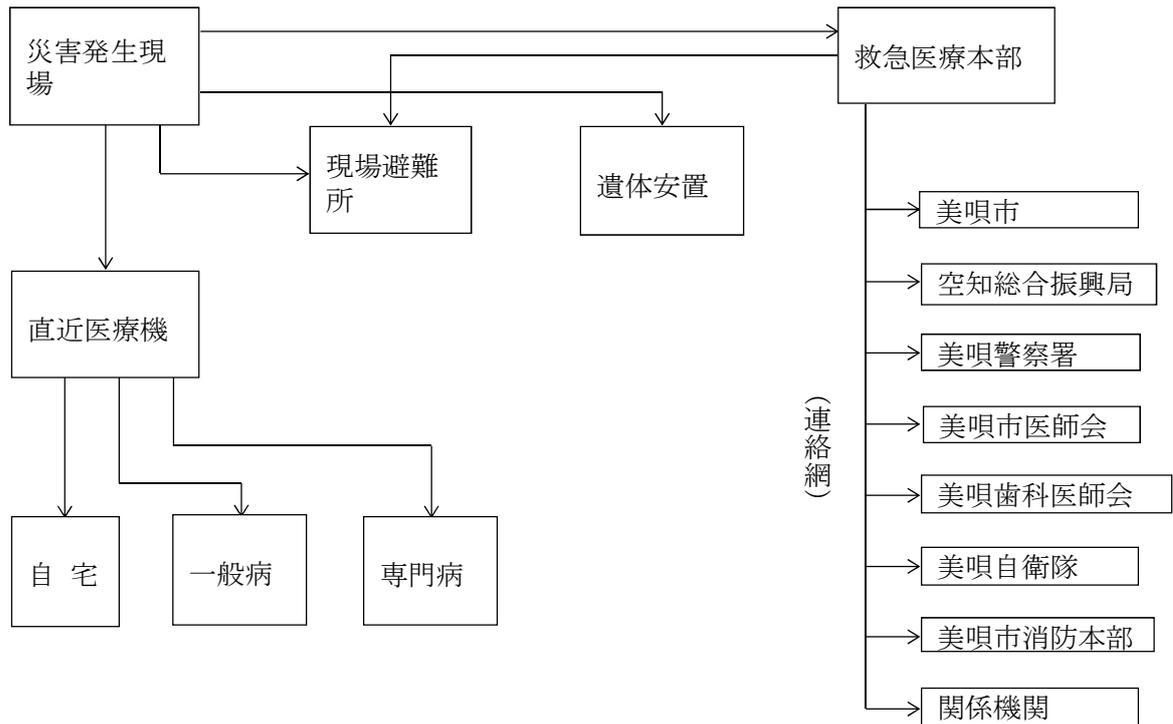
災害通報伝達系統



(2) 傷病者の把握

傷病者の把握にあたっては、救急状況調書（様式第10）を作成の上、記録集計表（様式第11）に記載するものとする。

(3) 傷病者等の搬送系統



8 経費の負担及び損害補償

(1) 経費の負担区分

医療救護対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償の負担は、次の区分によることを原則とする。

ア 美唄市

市が対策を実施し、責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、救助法施行令（昭和22年法律第225号）第11条の規定に基づき知事が定めた額、又は救助法の規定に準じた額による。

また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損についてはその実費を時価で、それぞれ前記（1）の負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときはその損害の程度に応じた額を、それぞれ前記（1）の負担区分により補償するものとする。

参 考 (関係機関の業務の大綱)

機関名		業務の大綱
北海道	空知総合振興局	1 救急医療についての総合調整及び現地対策本部の設置 2 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 3 北海道医師会に対する出動要請 4 厚生省北海道地方医務局に対する出動要請 5 医療材料の整備 6 自衛隊の派遣要請
	空知総合振興局 保健環境部 保健行政室	医薬品、医療器具補給の斡旋
美 唄 市	市長部局	1 救急医療本部の設置 2 応急救護所の設置及び管理 3 日本赤十字社北海道支部美唄市地区に対する出動要請 4 美唄市医師会に対する出動要請 5 美唄歯科医師会に対する出動要請 6 医療材料の整備及び調達
	消防本部消防団	1 救急医療本部の運営管理 2 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3 傷病者等の身元確認 4 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置
美 唄 警 察 署		1 傷病者等の救出及び災害現場の整備 2 交通路の確保 3 傷病者等の身元確認 4 死体検視
北海道旅客鉄道(株)		(鉄道事故の場合) 1 災害現場における応急医療施設の設置及び管理 2 各機関への連絡 3 傷病者等の身元確認
日赤北海道支部 美唄市地区		救援物資の給与
美唄市医師会		1 救護隊の出動による医療の実施 2 医療施設の確保
美唄歯科医師会		1 救護班の派遣による歯科医療の実施 2 歯科医療施設の確保

第11節 水防計画

河川の洪水その他による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための組織及び活動等は、水防法に基づき別に定める「美唄市水防計画」によるものとする。

第12節 防疫計画

災害時における被災地の防疫活動の実施は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（衛生部市民衛生班）

被害が甚大で防疫活動が困難なときは、道及び関係機関の応援協力を得て実施するものとする。

2 防疫班の編成

- (1) 被災地における防疫活動を迅速的確に実施するため防疫班を編成するものとする。
- (2) 防疫班は、防疫活動及びその指導に当るものとする。
- (3) 防疫班の編成は、衛生部市民衛生班が対応するものとする。

3 防疫の種別及び方法

(1) 被災地の消毒方法等

ア 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒を被災後直ちに実施する。

イ 避難所の便所その他不潔な場所の消毒を随時実施する。

ウ 井戸の消毒を実施する。

エ 状況によって、ねずみ・昆虫等の駆除について、地域及び期間を定めて実施する。

(2) 家屋等の消毒等

浸水地域に対しては、被災直後各戸にクレゾール、生石灰等の消毒剤を配布し、床及び壁の洗浄、便所の消毒並びに汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行うものとする。

(3) 検病及び検水調査並びに健康診断

避難所、浸水地域等感染症の発生が予想される危険地域については、空知総合振興局保健環境部保健行政室の協力により検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。また、必要に応じて、各町内会等の応援を得て防疫の万全を期するものとする。

(4) 臨時予防接種

災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するために必要なときは、空知総合振興局保健環境部保健行政室の指導により種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

4 感染症患者等の発生時における対応

市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、空知総合振興局保健環境部保健行政室と速やかに連携して対応するものとする。

5 防疫用薬剤の調達

市保有の防疫薬剤を使用するが、災害の規模に応じ、市内の防疫用薬剤取扱店から調達するものとする。

第13節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のゴミ、し尿の処理収集、死亡獣畜の処理等の業務に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（衛生部市民衛生班）

被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は隣接市町村の応援を要請して実施するものとする。

2 処理班の編制等

- (1) 処理作業を効果的に実施するため、ゴミ処理班及びし尿処理班等処理班を必要に応じ編成し、処理に当たるものとする。
- (2) 作業に当たっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整えるものとする。
- (3) 必要に応じて空き地などを利用し、ゴミ集積地を設けるとともに避難所等については、臨時的にゴミ入れ容器（50ℓポリ容器等）を設置するものとする。

3 処理の方法

(1) 一般ごみの収集処分の方法

ア 収集

被災地の収集については、市民衛生班が担当するが、被災の状況により住民組織の協力を得て実施するものとする。

収集は、食物の残廃物及び感染症の源となるものから順に行い、また、処理能力により完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、収集に万全を期するものとする。

イ 処分

収集物の処理は、市のごみ処理場に収集投棄をするものとするが、必要に応じ露天焼却等の環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

(2) がれき（震災廃棄物）の収集処分の方法

ア 災害廃棄物等の処理

災害時における建物等のがれきの処理は、原則として所有者の責任において行うものとする。ただし、大規模災害が発生し、「激甚災害」に指定された場合等は、本市ががれきの受入れを行うものとする。

損壊家屋からの解体廃棄物、災害廃棄物、残骸物については、危険なもの、交通の支障となるものを優先的に解体・撤去する。

イ 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

損壊家屋からの解体廃棄物、災害廃棄物、残骸物の選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

ウ 被災建築物の解体に伴うアスベスト対策

市は、被災建築物からの石綿の飛散による二次災害を防止するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、対応するものとする。また、所有者等は、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。

(3) し尿の収集処分の方法

ア 収集

被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能とするとともに、災害の状況により野外に仮設便所を設置するものとする。

イ 処分

奈井江町にある奈井江浄化センターを使用して完全処理する。

4 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が判明しないとき又は所有者が処理することが困難なときは、市長が実施するものとする。この場合において、空知総合振興局保健環境部保健行政室の指導の下、移動できるものについては、埋却又は焼却等の方法で処理し、移動できないものについては臨機の措置を講ずるものとする。なお、埋却する場合は、1 m以上覆土するものとする。

5 処理施設及び車両

(1) ごみ及びし尿処理施設

名 称	設置場所	設置者	処理方法	処 理 能 力	
美唄市一般廃棄物最終処分場	茶志内町	美唄市	埋立方式	埋立容量	115,600m ³
				埋立前処理施設	4.9 t/日
				侵出水処理施設	90m ³ /日
奈井江浄化センター	奈井江町	石狩川流域 下水道組合	下水道投入	86.8 k l/日	

(2) ごみ収集運搬車両 (別表第23)

(3) し尿収集運搬車両 (別表第24)

第14節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（衛生部市民衛生班）

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 家庭動物等の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする
- (2) 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。
- (3) 災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第15節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住することのできなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理などの住宅対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置が必要な場合は、その設置は原則として知事が行うものとする。

(2) 市長（都市整備部建築班）

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、市長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に北海道知事からの委任を受けて実施する。

2 公営住宅等の斡旋

市は災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅の建設

災害により住宅を失った被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要により応急仮設住宅を建設する。

(1) 入居対象者

ア 住家が全焼(壊)又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住宅を確保することができない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者

(2) 設置規模・構造

ア 一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とする。

イ 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅使用基準」のとおりとする。但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

ウ 応急仮設住宅の着工時期は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させなければならない。

エ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は借上げに係る契約締結）を完了した後、3ヶ月以内であるが特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(3) 建設用地

建設予定地は、原則として市有地とする。ただし、これによりがたい場合は、適当な公有地又は、私有地とする。

4 住宅の応急修理

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対し、応急修理を実施するものとする。

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限とする。

(3) 応急修理の実施

ア 実施方法

応急仮設住宅の建設に準じて行う。

イ 実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

また、救助法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

5 費用及び期間

応急仮設住宅及び応急修理のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、別表第20「早見表」のとおりである。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市町村が整備し、管理するものとする。ただし、北海道知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って建設市町村に譲渡し、管理は建設市町村が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害の発生日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。

(ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。

(エ) 現に住居に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の災害を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

エ 国庫補助金

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。
ただし、激甚災害の場合は3/4。
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

7 施工及び資材の調達

建設等の施工及び資材、暖房用燃料等の調達は、原則として市内の業者より選定して行うものとする。
また、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道及び関係機関に斡旋を依頼するものとする。

8 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

9 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録するものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（様式第12）
- (2) 住宅応急修理記録簿（様式第13）

10 被災宅地安全対策

(1) 危険度判定の実施

市は災害発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、必要に応じて危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

実施にあたっては、「北海道地域防災計画」に基づき、知事に支援要請を行い、北海道被災宅地危険度連絡協議会等が派遣する判定士の協力を得て行う。

(2) 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査表へ記入し判定を行う。

イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

(3) 危険度判定実施本部の業務

- ア 宅地に係る被害情報の収集
- イ 判定実施計画の作成
- ウ 宅地判定士・判定調査員の受け入れ及び組織編成
- エ 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- オ 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第16節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市長（援護部保護班、消防部警防班）

救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて市長が行うほか警察官が実施する。なお、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2 行方不明者

(1) 実施担当

行方不明者の捜索は、市、消防本部又は警察署と協力して捜索班を編成し、実施するものとする。なお、被災の状況により地域住民の応援を得て実施するものとする。

(2) 応援要請

市において被災し、行方不明者が流失等により他の市町村に漂着をしていると考えられる場合において、関係市町村に対して捜索を依頼するときは、次の事項を明示して応援を要請するものとする。

ア 行方不明者が埋没し、又は漂着していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

3 変死体の届出

変死体については、直ちに警察署に届け出るものとし、検視後その処理に当たるものとする。

4 遺体の収容処理

(1) 実施担当

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族に連絡のうえ引き渡すものとする。

イ 災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができないときは、市長が行うものとする。

(2) 遺体の収容及び処理

ア 身元確認

遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合及び消毒をし、並びに遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。

イ 一時保存

遺体の身元選別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、遺体を特定の場所（市内の寺院、公共建物又は公園その他の遺体の収容に適当な場所）に安置し埋葬の処理をするまで保存するものとする。

ウ 検案

遺体について、死因その他の医学的検査を行うものとする。

5 遺体の埋葬

災害の際に死亡した者で本部長が必要と認めた場合は、応急的に遺体を埋葬するものとする。

埋葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 事故死等の遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるもの

とする。

- (3) 被災地以外で漂流した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

6 費用及び期間

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、別表第20「早見表」のとおりである。

7 広域火葬の応援要請

大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、北海道に広域火葬の応援を要請する。

第17節 障害物除去計画

水害その他の災害によって、道路、住宅又はその周辺に運ばれた土砂等で、住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の生活に支障のないよう処理する場合に必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市長（都市整備部土木班）

住居又はその周辺については、救助法が適用されたときは、市長が知事の委任により実施する。

(2) 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとする。なお、災害の規模、障害の内容等により、各管理者は、相互に協力して交通の確保を図るものとする。

(3) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去対象

住民に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合に行うものとし、その概要は次のとおりとする。

(1) 住民の生命、財産等を保護するために速やかに障害物の排除を必要とするとき。

(2) 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要なとき。

(3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流水をよくし、水があふれることを防止し、又は河岸の決壊を防止するために必要と認める場合

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

(1) 本部の応急対策資材器具を使用して除去するが、その状況に応じ自衛隊又は土木建設業者の協力応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。

(2) 障害物除去の方法は、応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

(1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地等を利用して集積するものとする。

(2) 工作物の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示する。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第5節「交通応急対策計画」に定めるところによる。

6 費用及び期間

障害物の除去のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、別表第20「早見表」のとおりである。

第18節 文教対策計画

児童生徒等の安全の確保や通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市立の小中学校における応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、市教育委員会及び市長が行う。
- (2) 各学校ごとの災害発生時の対応については、学校長が具体的な応急計画を作成して行うものとする。また、救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて実施するものとする。
 - ア 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。
 - イ 児童生徒等の安全確保
 - (ア) 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう防災訓練等の実施に努める。
 - (イ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。
 - ウ 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 応急教育実施計画

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

(1) 休校の措置

- ア 授業開始後において休校措置を決定し、児童生徒を帰宅させる場合においては、注意事項を十分に徹底させ、低学年児童にあつては教師が地区別に付き添う等の措置を講ずるものとする。
- イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を確実な方法で児童生徒に周知徹底するものとする。

(2) 施設の確保と復旧対策

- ア 応急復旧

被害の規模により応急修理のできる場合は速やかに修理し、施設の確保に努めるものとする。
- イ 校舎の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内運動場等を利用するものとする。
- ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能になった場合

最寄りの学校その他公共施設等を利用するものとする。
- エ 仮校舎の建設

前記ア～ウにおいて施設の確保ができない場合は、応急仮校舎を建設する等の対

策を講ずることとする。

(3) 応急教育対策

- ア 災害の状況に応じ特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法について指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。
- イ 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - (ア) 教科書及び学用品の損失状況を考慮し、学習内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないようにする。
 - (イ) 教育の場所に学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化と児童生徒の安全確保等に留意する。
 - (ウ) 通学道路、その他の被害状況に応じ通学の安全について遺漏のないように指導する。
 - (エ) 学校が避難所に充てられた場合には、特に児童生徒の管理に注意するとともに、受入れにより授業の効率が低下しないよう留意する。
 - (オ) 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- ウ 災害復旧については教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(4) 教職員の確保

当該学校の教職員は、学校長の指示によりその処置に当たるものとする。
 なお、当該学校だけで実施が不可能なときは、市教育委員会は、北海道教育委員会（北海道教育庁空知教育局）と密接な連絡をとり、必要な動員配置をし、教育に支障をきたさないようにする。

(5) 学校給食等の措置

- ア 給食施設設備が被災したときは、できる限りの応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。
- イ 給食用物資が被災したときは、給食の継続に支障を来さないよう応急調達を図るものとする。
- ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

- 学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。
- ア 校舎内、特に水飲場及び便所は常に清潔にして随時消毒を実施する。
 - イ 校舎の一部に被災者を受け入れして授業を継続する場合は、受入場所との間をできるだけ隔絶する。
 - ウ 受入施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽の汲み取りを実施する。
 - エ 必要に応じて児童生徒の健康診断を行う。

3 学用品の調達及び支給

(1) 学用品の調達

災害のため就学上欠くことのできない学用品を喪失し、又は棄損し、しかも物品販売機構等の一時混乱により、直ちに入手することのできない状態にある小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事の委任を受け、市長（教育委員会）が学校長と協議して応急対策を進める。

(2) 学用品給与対象者

次の事項に該当する者

- ア 災害によって住家に被害を受けた小中学校児童生徒（この場合の住家の被害の程度は、全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水である。）

- イ 学用品がなく、就学に支障を生じている小中学校児童生徒
 - (3) 学用品購入計画
教育委員会は、学校長の協力を受け、学用品購入（配分）計画を立てるものとする。
 - (4) 学用品の品目
 - ア 教科書及び教材
 - イ 文房具（ノート、鉛筆等）
 - ウ 通学用品（運動靴、カバン等）
 - (5) 学用品給与の費用及び期間
学用品給与のための費用及び期間においては、おおむね別表第20「早見表」のとおりである。
 - (6) 帳簿等の整備
学用品を給与したときは、次の関係書類等を整備し、保存しておかなければならない。
 - ア 学用品購入（配分）計画表
 - イ 学用品交付簿
 - ウ 学用品出納に関する帳簿
 - エ 学用品購入関係支払証拠書類
 - オ 備蓄物資払出証拠書類
- 4 学用品の調達先
市内各文房具店を調達先とするが、必要に応じ道を通じ学用品の調達を行う。
- 5 費用及び期間
費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずる。その内容は、おおむね別表第20「早見表」のとおりである。
- 6 国、道、私立諸学校対策
市内に設置された国、道、私立諸学校の災害対策については、その設置者と協議して応急対策を進める。
- 7 文化財保全対策
文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年条例第83号）、美唄市文化財保護条例（昭和44年条例第8号）等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、伝統的建造物群及び記念物）の所有者及び管理者は、常に当該指定物件の保全及び保護に当たり、災害が発生したときは、速やかに市教育委員会に被害状況を連絡するとともにその復旧に努めるものとする。

第19節 輸送計画

災害時において、輸送を迅速確実にを行い、応急復旧対策の万全を期するため、住民の避難、応急対策要員の移送、救護、救助のための資器材及び物資の輸送等に必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（都市整備部土木班）

災害の規模によっては道及び関係機関の応援協力を得て実施する。

2 輸送の方法

- (1) 災害時の輸送は、市の保有車両をもって実施するほか、災害の規模によっては、関係機関に応援を要請し、又は民間車両等の借上げを行う。
- (2) 災害時において、陸上輸送が困難な場合は、道を通じ空中輸送の措置を講ずる。
- (3) ヘリコプター発着可能場所

施設名	所在地	管理者（連絡先）
美唄駐屯地	南美唄町字1536-1	美唄駐屯地 (0126-62-7141)
陸上競技場	東明町3区	教育委員会 (0126-62-3132)
市営野球場	東明町3区	教育委員会 (0126-62-3132)
美唄市農道離着陸場	茶志内町3区	経済部 (0126-62-3178)
美唄中学校グラウンド	西5条北3丁目3-1	美唄中学校 (0126-63-4211)
東中学校グラウンド	東7条北2丁目1-1	東中学校 (0126-63-2610)
峰延中学校グラウンド	峰延町本町	峰延中学校 (0126-67-2120)
南美唄中学校グラウンド	南美唄町下18-2	南美唄中学校 (0126-63-2570)
東小学校グラウンド	東7条北1丁目3-1	東小学校 (0126-63-2611)
茶志内小学校グラウンド	茶志内町本町	茶志内小学校 (0126-65-2120)
旧光珠内中央小学校グラウンド	光珠内町3区	総務部 (0126-62-3131)
峰延小学校グラウンド	峰延町東	峰延小学校 (0126-67-2229)
南美唄小学校グラウンド	南美唄町下18-3	南美唄小学校 (0126-63-2349)
中央小学校グラウンド	西4条北1丁目3-2	中央小学校 (0126-63-4215)

(4) 物資投下指定地点

避難所として指定する各小・中学校等のグラウンドとし、その都度定める。

(5) 人力輸送

災害の状況により車両等による輸送が困難な場合は、第5章第20節「労務供給計画」の定めるところにより、人力による輸送を行うものとする。

3 車両等の確保

(1) 市の保有車は、別表第25のとおりである。

(2) 市以外の車両等の調達

災害の規模に応じ市内各輸送業者等に要請し、車両等の確保に努める。

4 燃料の調達

災害輸送に要する燃料は、市内の小売業者等から調達するものとする。

第20節 労務供給計画

災害応急対策に必要な労務供給に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（都市整備部土木班）

災害応急対策に必要な一般労務者の雇用を行うものとする。

(1) 要員の確保

災害応急対策に当たっては、民間協力団体の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が特に必要な場合に労務者を雇用する。

(2) 動員要請

災害の状況により一般労務者を必要とするときは、各部長は次の事項を示し本部長に要請し、雇用するものとする。

- ア 職種別、所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要事項

2 労務者雇用の範囲

- (1) 被災者の避難誘導に必要なとき。
- (2) 医療助産の協力及び移送に必要なとき。
- (3) 被災者の救出のための機械等の操作に必要なとき。
- (4) 飲料水の供給のための運搬、薬品の配給等に必要なとき。
- (5) 救援物資の配送及び支給に必要なとき。
- (6) 行方不明者の捜索又は遺体の収容処理若しくは埋葬に必要なとき。
- (7) その他の作業で必要なとき

3 職業安定所への求人申込み

市において労務者の雇用ができないときは、次の事項を付して岩見沢公共職業安定所へ求人申し込みをする。

- (1) 職種別、所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設の状況
- (5) その他必要事項

4 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- (2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能にかかる賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第21節 災害警備計画

災害に関する美唄警察署の諸活動は、北海道地域防災計画の定めによるもののほか、この計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害時における警備体制の確立

美唄警察署長（以下「警察署長」という。）は、管内の情勢に応じて必要と認めるときは、所定の必要な警備体制をとるものとする。

3 災害の予警報の伝達

- (1) 警察署長は市等の関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。
- (2) 警察官は基本法54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに市長に通報するとともに、警察署長に報告するものとする。

4 事前措置に関する事項

(1) 警察官の出動要請

市長が基本法第58条の規定に基づき警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、警察署長を経て道警本部長に対して行うものとする。

(2) 事前措置

警察署長は、市長からの要請により基本法第59条に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知するものとし、市長は当該措置の事後処理を行うものとする。

5 災害情報収集に関する事項

- (1) 警察署長は、市長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害情報活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。
- (2) 警察署長は、災害状況を的確に把握するため本部に連絡員を常駐させる等の措置を講ずるものとする。

6 災害広報に関する事項

警察署長は地域住民に対して必要と認める場合には、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について、警察措置上必要な事項の広報を行うものとする。

7 避難に関する事項

- (1) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条により、避難の指示又は警告を行う場合は、地域防災計画の定める避難先を示すものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により地域防災計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合、当該避難先を借上げ、給食等は市長が行うものとする。
- (2) 市長は、警察署長又は警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速や

かに基本法第60条の規定に基づく避難の指示について、適切な措置を講ずるものとする。

8 救助に関する事項

警察署長は、市長と協力し被災者の救出及び負傷者、病気にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況に応じて市長の行う遺体の捜索に協力するものとする。

9 応急措置に関する事項

警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに市長に通知するものとし、市長は当該措置の事後処理を行うものとする。

10 災害時における通信計画

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等必要な通信施設又は資材の配備について、北海道警察各部とあらかじめ打合わせを行うなど、通信連絡の確保を図るものとする。

11 交通規制に関する事項

(1) 警察署長の行う交通規制

警察署長は、市内の道路について、災害による道路の損壊等危険な状態が発生し、その他状況により必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第5条第1項の規定に基づき歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 警察官の行う交通規制

警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。ただし、消防吏員は、警察官がその場にいらない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

12 緊急輸送車両

道公安委員会が行う基本法施行令第33条の規定に基づく、緊急輸送車料の確認についての事前届出処理は、美唄警察署交通課で行う。

13 緊急輸送車両の確認

道公安委員会が行う緊急輸送車両の確認事務の処理は、美唄警察署交通課及び警察署長が指定した場所で行う。

第22節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次のとおり道、他市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

1 市の措置

- (1) 市は、地震等による大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。
- (2) 市は、道及び他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な情報の交換を行うほか、応援の受入れ体制を確立しておく。

2 消防機関の措置

- (1) 消防機関は、地震等による大規模災害が発生し、消防機関だけでは十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。
また、消防機関は、必要に応じ、市長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう求める。
- (2) 消防機関は、道及び他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な情報の交換を行うほか、応援の受入れ体制を確立しておく。
- (3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 応援協定等

市と防災関係機関との相互応援協定は、次のとおりである。

協 定 名	協 定 先	協 定 概 要
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (H 9. 11. 5 締結) (H 20. 6. 10 改正)	北海道、北海道内市町村	食料、飲料水及び生活必需品並びに供給に必要な資機材の提供と斡旋
北海道広域消防相互応援協定 (H 3. 2. 13 締結) (H 6. 7. 25 締結)	北海道内67消防本部	《陸上応援》 消防隊、救助隊又は支援隊 (情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊による応援活動) 《航空応援》 回転翼航空機を装備した消防吏員の隊による応援活動
北海道消防防災ヘリコプター応援協定 (H 8. 6. 25 締結)	北海道	被害状況の偵察、情報収集活動及び救援物資、人員、資機材等の搬送

第23節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等の応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請要領

(1) 要請方法

市長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式第14）をもって知事（空知総合振興局長）に要求する。また、緊急を要する場合は、電話等により要求し、速やかに文書を提出するものとする。この場合において、市長は、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 担当部及び提出先

派遣要請担当部は総務部総務班とし、空知総合振興局の連絡先及び書類の提出先は地域創生部地域政策課とする。

- (3) 市長は、人命の緊急救助に関し、知事（空知総合振興局長）に要求するいとまがないときは又は通信の途絶等により知事（空知総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに知事（空知総合振興局長）に連絡し、上記（1）の手続きを行うものとする。

(要請先)

要 請 先	連 絡 窓 口	所 在 地・電 話 番 号
陸上自衛隊第2地対艦ミサイル連隊	連 隊 本 部 第 3 科	美唄市字美唄1536-1 0126-62-7141（内線235）

3 派遣部隊の受入れ

(1) 受入れ準備体制

空知総合振興局から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

- ア 宿泊所等の準備
派遣部隊の宿泊所及び車両、器材等の保管場所の確保その他受入れのために必要な措置をとる。
- イ 連絡員の指名
派遣部隊及び空知総合振興局との連絡員を指名し連絡に当たらせる。
- ウ 作業計画の準備
応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保、その他必要な事項について

計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるように準備する。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに責任者と、作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 空知総合振興局への報告

派遣部隊到着後、その他必要に応じて、次の事項を空知総合振興局に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

4 経費

(1) 次の費用は、市で負担する。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ 汲取料

(2) その他必要経費については、自衛隊と協議のうえ定める。

5 派遣部隊の撤収要請

災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書（様式第15）をもって空知総合振興局に報告するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは電話等で要請し、その後文書を提出するものとする。

第24節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携は、この計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体等の協力

市及び防災関係機関は、奉仕団及び各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

市は、災害時においてボランティア活動が迅速・円滑に行われるように、市社会福祉協議会等と連携して、あらかじめ定めた施設に、ボランティアセンターを設置する。

市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、ボランティアの受入れとニーズの把握、活動場所のあっせん、配置及び活動内容の指示、ボランティア情報の広報、ボランティア活動の支援などを行うものとする。

また、市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するとともにボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

4 ボランティア活動の環境整備

市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

第25節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。

1 緊急運航の要請

本市において、災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合、市長は「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、北海道知事に対し防災ヘリコプターの緊急運航を要請するものとする。

2 要請の要件

市長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に要請する。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市の消防力等によっては災害防止が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

3 要請方法

市長（総務部総務班）から北海道知事（危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第1号様式）を提出するものとする。ただし、緊急患者の輸送搬送にかかる要請の場合は、消防署が行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策課防災航空室
 TEL 011-782-3233 FAX 011-782-3234
 北海道総合行政情報ネットワーク
 TEL8-6-210-39-897 FAX 8-6-210-39-899

5 市の対応等

市長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする

- (1) 離着陸場の確保
 安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。
- (2) 安全対策
 ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

6 報告

災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告（別記第2号様式）により北海道総務部長に対し報告する。

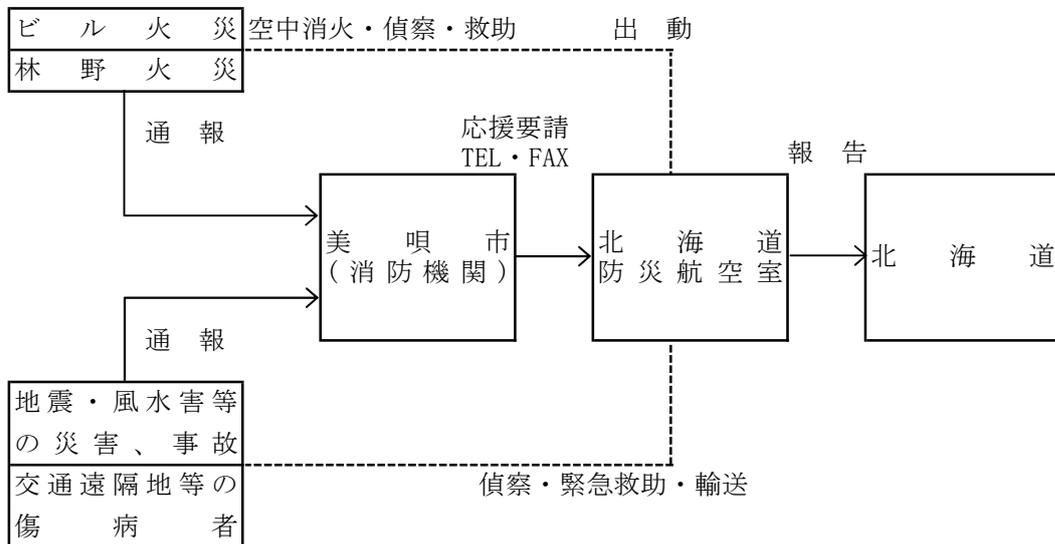
7 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 災害状況の偵察、情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資器材等の搬送
- (2) 救急活動・救助活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者救助・救出
- (3) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資器材、人員等の搬送
- (4) その他（ヘリコプター等の活動が有効と認める場合）

8 消防防災ヘリコプター運航連絡系統図

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請については、次のとおりである。



9 ヘリコプター発着可能場所

第5章第19節「輸送計画」に定める。

別記様式1

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先		TEL	FAX				
災害の状況・派遣理由	覚知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災害名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	(照明 Hマーク、吹き流し、離着陸場所周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材			現地での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送			救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近での活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法				(周波数)	Hz				
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

別記様式2

美 危 管 第 号
年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

美唄市長

印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容	地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）								
	消防防災ヘリコプターによる活動内容								
災害発生状況・措置状況									
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

第6章 地震災害対策計画

市内における地震災害についての防災対策を総合的かつ計画的に推進し、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、地震防災対策の基本的事項については、この計画に定めるところによる。なお、地震防災対策の実施細目については防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

第1節 市周辺における地震の発生状況と地震想定

1 市周辺における地震の発生状況

北海道は地震の多いことでも知られるが、空知総合振興局管内においても多くの地震が発生している。大きな地震としては1995年（平成7年）に空知総合振興局中部を震源としたマグニチュード5.9の地震が発生し、空知、留萌地方を中心に被害が生じた。

2 地震想定

北海道地域防災計画によると、北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、既往の研究成果などから、海溝型では「三陸沖北部」「十勝沖」「根室沖」「留萌沖」「北海道北西沖」など、内陸型では、「石狩低地東縁断層帯主部」「サロベツ断層帯」「黒松内低地断層帯」などである。

これらの中で本市に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、中央防災会議で公表されている「十勝沖の地震」、地震調査研究推進本部で公表されている「石狩低地東縁断層帯主部による地震」、その他「全国どこでも起こりうる直下型の地震」を想定する。

これらの想定地震は、「十勝沖の地震」はマグニチュード8.1前後、今後30年以内の発生確率2～7%、「石狩低地東縁断層帯主部による地震」はマグニチュード7.9程度、今後30年以内の発生確率ほぼ0%、「全国どこでも起こりうる直下型の地震」は、マグニチュード6.9と想定されている。

第2節 市の社会的現況

地震災害は地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出するという特性を持っている。

被害を拡大する社会的災害要因としては、市街地への人口集中、生活環境の変化、情報化社会の進展、住民の共同意識の変化などがある。

1 人口の集中

市の人口は、平成27年国勢調査において23,035人で、市中央部母町地区に全体の約65%の人口が集中している。また、東明町・落合町など市東部は5%、南美唄町・峰延町など市南部は20%、西美唄町・上美唄町など市西部は5%、茶志内町・中村町など市北部は5%の人口分布となっている。

2 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は必要不可欠のものとなっていることから、ひとたび地震が発生し、これらのライフライン等に被害が生じると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となる。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者の増加が見られるので、こうした要配慮者に対する防災意識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策を行うなどの要配慮者に対する取り組みも重要である。

3 情報化の進展

最近のIT技術の目覚ましい進展を背景として、最近の情報システムは社会、経済及び生活の各方面に広く活用され、日常生活の中に浸透している。

これらの情報システムは、公共機関、金融、流通機関等の中枢管理機能の都市部への集積を促し、その機能に障害が及ぶことがあれば、その影響は多方面に及び被害が甚大なものに拡大するといった災害の広域連鎖を招く危険性を内包している。

4 住民の共同意識の変化

最近の世帯動向を見ると、核家族世帯が増加しており、それに伴い住民の地域的連帯感が希薄化している。こうした中で、近年の地震の多発により、災害時における隣近所同士や町内会等の助け合いなど、住民の連帯意識の必要性が再認識されている。

第3節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備については、この計画の定めるところによる。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、市消防本部は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、家具等の固定及び火気使用器具の取り扱い並びに耐震自動消火装置付きの石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が最も重要であるので、市消防本部は、地域ぐるみ及び職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、火災予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進及び消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果を上げるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) 集合住宅、病院等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 消防査察の強化指導

市消防本部は、消防法に規定する立入検査を実施し、火災発生危険の排除に努め、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、万全な火災予防対策の指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途・地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業及び経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、市消防本部は、防火水槽、防火井戸、その他の耐震火災対策施設の整備を図るとともに、人工水利と自然水利の適切な組合せによる水利の多元化を推進するとともに、消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

5 消防計画の整備強化

市消防本部は、防災活動の万全を期すため、次の事項に重点を置き、消防計画を整備強化する。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する危険区域等の調査
- (3) 災害による被害の拡大を防止するための災害応急対策
- (4) 火災の発生及び拡大を防止するための措置

第4節 危険物等災害予防計画

地震時の危険物製造所、貯蔵所、取扱所（以下「危険物製造所等」という。）及び火薬類、高圧ガス取扱事業所における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防については、この計画の定めるところによる。

1 危険物事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を推進するため、市消防本部及び関係機関は、危険物製造所等及び火薬類、高圧ガス取扱事業所（以下「危険物事業所等」という。）に対し次の事項について指導に努める。

- (1) 危険物事業所等に対する設備及び保安基準遵守事項の監督及び指導の強化
- (2) 危険物事業所等の監督及び指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 危険物事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 危険物事業所等における従業員に対する保安教育の徹底指導
- (6) 危険物事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導強化

2 危険物保安対策

(1) 美唄警察署

危険物製造所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。

(2) 市消防本部

ア 危険物製造所等に対し、随時立入検査を実施し、位置、構造、設備の技術上の基準及び貯蔵・取り扱いの遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行う。

イ 危険物製造所等における従業員に対する保安教育の徹底並びに各事業内における自主保安体制の確立及び製造所等内における協力体制の確立について指導する。

ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導する。

3 火薬類保安対策

(1) 美唄警察署

ア 火薬類取扱事業所に対し、必要の都度立入検査を実施するなど、その実態を把握し、必要な措置の指導に当たるほか、防災対策における措置体制の確立を図る。

イ 火薬類運搬の届出があった場合で、災害の発生防止及び公共の安全維持のため必要があると認められるときは、運搬日時及び経路、火薬類の性状及び積載方法並びに非常時の連絡方法等について必要な指示をする。

(2) 市消防本部

火薬類取扱事業所に対し、立入検査を実施し、防火設備の維持管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立及び危険物事業所等間の協力体制の確立を指導する。

4 高圧ガス保安対策

(1) 美唄警察署

ア 高圧ガス取扱事業所の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。

イ 危険の発生が予想され、又は災害の発生等により施設から届出があったときは、速やかに北海道知事に通知する。

(2) 市消防本部

高圧ガス取扱事業所に対し立入検査を実施し、防火設備の維持管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立及び危険物事業所等間の協力体制の確立を指導する。

第5節 建築物等災害予防計画

地震災害からの建築物等の防ぎょについては、この計画の定めるところによる。

1 建築物の防ぎょ対策

(1) 耐震改修促進計画の策定

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、市耐震改修促進計画を策定するものとし、当該計画に、耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標及び学校や避難所、庁舎をはじめとする優先的に耐震化すべき建築物などを定めるものとする。

(2) 木造建築物の防災対策の推進

市は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これら木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

(3) 既存建築物の耐震化の促進

市は、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を推進するため、耐震診断講習会を開催し技術者を育成するとともに、ハンドブック等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して住民の問い合わせに応じられる体制を整備する。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存のブロック塀等にあつては点検及び補強の指導を行うとともに、新たに施工し、又は設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(5) 窓ガラス等の落下物対策

市は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

(6) 被災建築物の安全対策

地震により被害を受けた建築物は、余震によって倒壊するなど2次災害が発生する危険性があることから、第5章第15節住宅対策計画に定めるところにより、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備し、人的被害などの二次被害の防止に努めるものとする。

2 がけ地に接近する建築物の防災対策

市は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれがある区域において、建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第6節 地すべり、がけ崩れ等予防計画

地震動に起因する地すべり、がけ崩れ等による災害の予防については、この計画の定めるところによる。

1 現状

地すべり、がけ崩れ等は、主として降雨や地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地震による地すべり、がけ崩れ等の予測については、技術的にはいまだ困難な状況にある。

市の地すべり、がけ崩れ等危険箇所は、別表第8、別表第9のとおりである。

2 地すべり、がけ崩れ等防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり、がけ崩れ等災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべり、がけ崩れ等が発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等の被害のほか、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生及び河川の埋没による冠水被害にもつながるので、市及び防災関係機関は、災害防止に必要な地すべり、がけ崩れ等防止の諸施策を実施する。

一方、危険区域の住民においても、常に危険に対する認識をもって、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁水等）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）を講じる。

第7節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害の予防については、この計画の定めるところによる。

1 基本的な考え方

市は、防災関係機関との連携の下に地盤の液状化による被害を最小限に食い止めるため、「北海道地盤液状化予測地質図」を参考として調査研究を行うなど、液状化対策を推進する。

2 液状化対策の推進

地盤の液状化の対策としては、大別して地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策、発生した液状化に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策及び施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策が考えられる。

対策工法の選定においては、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を検討し、総合的に判断して液状化対策を推進する必要がある。

第8節 地震に関する防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、地震災害を予防し、その拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、及び訓練を行うとともに、住民に対しては地震に対する防災意識の普及及び啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及及び啓発にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の確立に努める。

1 市職員に対する防災教育

市職員が地震時において適正な判断力を発揮し、積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 防災訓練の実施
- イ 防災講習会、研究会等の開催
- ウ 見学、現地調査等の実施
- エ 災害時職員活動マニュアルの作成

(2) 教育の内容

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 本市における過去の地震災害
- ウ 地震が発生したとき、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、事務分掌等）
- エ その他地震災害対策上必要な事項

2 住民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動ができるよう、住民に対して地震についての正しい知識、平常時の備えなど、防災対策について啓発し、防災知識の普及徹底を図る。

(1) 一般的な普及

ア 方法

- (ア) 広報紙、パンフレット等の配布
- (イ) 地震災害に関するビデオ、パネル等の貸出し
- (ウ) 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアの活用
- (エ) 防災訓練の実施
- (オ) 防災講習会の開催等

イ 内容

- (ア) 地震に関する基礎知識
- (イ) 様々な状況下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得
- (ウ) 防災関係機関等が講じる災害応急対策
- (エ) 危険予想地域等に関する知識
- (オ) 避難所、避難路その他避難対策に関する知識
- (カ) 平常時の準備
 - I 住宅耐震診断と補強
 - II 家具の固定及びガラスの飛散防止
 - III 火災予防
 - IV 非常持出品の準備
 - V 応急手当等に関する知識

(2) 社会教育を通じた防災知識の普及

住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域における地震防災に寄与する意識と行動力を高めるため、女性団体、PTA等を対象とした各種研修会・集会等の機会を活用し、地震防災に関する知識の普及・啓発を図る。

ア 方法

各種講座・学級・集会・大会・学習会、研修会等において実施する。

イ 内容

住民に対する一般的な普及の内容に準ずる。

3 学校教育における防災教育

(1) 特別活動における防災教育

ア 学級活動及びホームルーム活動

「震災に関する安全指導資料」や「安全指導の手引き」等を参考に、地震のときにおこりやすい危険な状況を理解させ、的確で安全な行動ができるようにする教育を行う。

(ア) 地震時の危険の理解と安全な行動の仕方

(イ) 様々な場面での避難行動等

イ 学校行事等

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家による講演や、道及び市が実施する防災訓練等にも積極的に参加するなど体験学習を行う。

(2) 教科書等における防災教育

教科書教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の安全な行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、家庭、学校及び地域など身の回りの環境を防災の観点から見直し、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災教育

災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童又は生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修等を行い、内容の周知徹底を図る。

第9節 住民の心構え

住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

住民は、地震発生時、家庭や職場において、個人又は共同で人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限に食い止めるために必要な措置を講ずるものとする

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難所及び家庭との連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れに注意する。
- ウ 建物の補強及び家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 非常用食糧、救急用品及び非常持出用品を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ すばやく火の始末をする。
- ウ 火が出たらまず消火する。
- エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ 狭い路地、塀のわき、がけ及び川べりには近寄らない。
- カ 山崩れ、がけ崩れ及び浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ク 皆が協力し合って、応急救護を行う。
- ケ 流言飛語に惑わされず、正しい情報を確認する。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常時持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- カ エレベーターの使用は避けること。
- キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。
- ク 危険物車両等の運行は自粛すること。

3 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

ア 急ハンドル及び急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することから交通が混乱するので、避難のための車を使用しないこと。

第10節 地震に強いまちづくり推進計画

市及び関係機関は、建築物、土木建造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地震に強いまちづくりの推進に努める。

1 建築物の安全化

- (1) 市及び防災関係機関の施設管理者は、不特定多数の者が使用する公共施設及び防災上の拠点となる市庁舎や学校、医療機関など応急対策上重要な施設の耐震性の確保を推進する。
- (2) 市は、不特定多数の者が利用する店舗及び住宅など建築物の耐震性の確保を促進するため、基準遵守の指導等に努める。
- (3) 市は、既存建築物の耐震診断、耐震補強等を促進するとともに、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化を図る。
(耐震診断、耐震補強等を要する公共施設)
 - ・ 市役所庁舎
 - ・ 恵風園・恵祥園
 - ・ 市民会館
 - ・ 市立美唄病院

2 主要交通の強化

市及び防災関係機関は、主要な道路の整備にあたって耐震性の強化、多重性及び代替性を考慮した耐震設計並びにネットワークの充実に努める。

3 通信機能の強化

市は、道及び防災関係機関との情報連絡に必要な通信施設の整備に努めるとともに、耐震設計や情報ネットワークの充実に努める。

4 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要施設の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (2) 市は、自ら保有するコンピューター及びデータバックアップを講じるものとする。

第11節 応急対策計画

地震による災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。

1 応急対策活動

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第2章第4節「本部の配備体制」の定めるところにより非常配備体制をとることとし、また、状況によっては他の市町村、道及び防災関係機関の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

2 通信連絡の対策

(1) 防災関係機関の通信施設の活用

通信連絡は第3章第3節「災害通信計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

(2) 報道関係機関の協力活用

放送局、新聞社等と、情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は、市長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知、要請、伝達等について最も有効かつ適切な方法で地域住民に周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が使用できないときは、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を動員し、連絡体制を図るものとする。

イ ヘリコプターの派遣は、第5章第25節「ヘリコプター活用計画」による。

3 広報活動

(1) 広報の準備

広報車等は、災害発生等突発事においても直ちに出勤できるよう、平常時からの点検整備に万全を期するものとする。

(2) 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

ア 地震に関する情報

イ 避難所等について（避難所等の位置、経路等）

ウ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込み日時等）

エ 火災状況（発生場所）

オ 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）

カ 医療救護所の状況、場所

キ 給食・給水実施状況（給食日時、場所、種類、量、対象者等）

ク 医療、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）

ケ 河川・土木施設状況

コ 住民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(3) 広報の方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車等）を利用して迅速かつ適切な広報を行うものとする。

4 消火対策

(1) 消火活動

地震時の被害が大規模となるのは、火災の同時多発及び延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生等による場合が多く、その被害を最小限に食い止めるためには、初期消火活動が迅速に行われることが重要である。消火活動上必要な第1次的

措置については、第4章第10節「消防計画」に定めるところにより市が実施するが、これが困難な場合は国、道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の応援協力を得て行うものとする。

住民に対しては、平素から地震発生時の火気のと締まりと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図るとともに、発生直後には、被災地までの道路交通網等の寸断等により消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努めるものとする。

(2) 市の活動

ア 消火活動に関する情報を収集し、関係機関へ提供すること。

イ 道、他市町村及び関係機関等に対して消防隊、消防ポンプ車、化学消防車等の派遣要請をすること。

ウ 市内事業所等への緊急消化剤、資器材等の提供要請をすること。

エ 道に対し、消火対策指導のための危険物担当者の派遣を要請すること。

(3) 危険物の保安活動

ア 石油、薬品及び火薬類等の対策

(ア) 市長は、石油、ガス、ガソリン、薬品及び火薬類等の製造取扱者、販売業者及び消費者に対し、一時その製造取扱い、販売、貯蔵、運搬消費者等を禁止し、又は制限する。

(イ) 市長は、被害が広範囲にわたり引火し、若しくは爆発し、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設置するとともに、区域内住民に避難又は立ち退きの勧告又は指示をする。

イ 放射性物質の対策

(ア) 火災等により放射線障害が発生し、または発生のおそれがある場合は、医療機関と密接な連絡をとり危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、また、延焼防止を主眼として汚染区域の拡大を防止する。

(イ) 大量放出又はそのおそれがある場合は、危険区域内の者の避難誘導にあたりるとともに、立入禁止区域を設定する。

5 避難対策

(1) 市長は地震の発生に伴う火災等の発生により、住民に危険が切迫しているとき、第5章第4節「避難救出計画」により危険地域の住民に対し速やかに避難先を明示して立ち退きの勧告又は指示をする。

(2) 避難勧告又は指示の徹底

ア 周知の方法

(ア) 最も適切な方法により、関係機関と連絡をとり周知させる。

(イ) 広報車を危険区域に出動させる。

(ウ) 場合によっては放送機関に周知のための放送を依頼する。

イ 勧告又は指示の内容

(ア) 避難対象地域

(イ) 避難の勧告又は指示の理由及び内容

(ウ) 避難所等及び経路

(エ) 火災、盗難の予防措置等

(オ) 携行品等その他の注意事項

(3) 避難所等の設定等

震災時における避難所の設定にあたっては、次の設定基準を勘案して、第5章第4節「避難救出計画」に定める避難所の中から設定するものとするが、状況によっては他の場所を臨機に設定する。

ア 公園、広場等相当の広さを有し、かつ、防火に役立つ樹木、貯水槽などが存在す

ること。

イ 周囲に延焼の媒介となる建造物、多量の可燃物品又は崩壊のおそれがある石垣やがけ等がないこと。

ウ 地割れ、崩落等のない耐震的土質の土地及び耐震耐火性の建築物で安全性があること。また、延焼等危険が迫ったときは更に他の場所へ避難移動ができること。

(4) 避難誘導

避難誘導は第5章第4節「避難救出計画」に定める避難方法等に準じるものとするが、被災地が広域で大規模な立ち退きや輸送を要し、市において処置できないときは、道に対し応援を求めて実施する。

6 救出対策

救出対策は第5章第4節「避難救出計画」によるほか、次の事項に留意して実施する。

(1) 住民等による救出、救助活動

地震発生時においては、広範囲にわたり火災が同時に多発することも想定され、消防職員等による救助活動は困難が予想されることから、住民等による自主的救助活動の実施を促進するものとする。

(2) 消防職員及び消防団員並びに警察官等による救出及び救助活動の実施

市長は、震災により緊急に救出及び救助を必要とする住民がいることを察知したときは、火災発生状況等を勘案して消防機関及び警察官と協力して救出、救助及び活動を実施する。

7 その他応急対策

上記以外の応急対策については、第5章「災害応急対策計画」に基づき対策を講ずるものとする。

第12節 積雪・寒冷対策計画

市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

市及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」及び「美唄市豪雪対策マニュアル」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、北海道及び市の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(ア) 市は国道、道道との整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 市は、除雪水準の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 市は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

(イ) 市は、風雪等による交通障害を予防するため、防雪棚の整備を推進する。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難所等、避難路の確保

市及び防災関係機関は、積雪時における避難所、避難路の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の拡大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。

(2) 被災所及び避難者対策

市は、被災者及び遭難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

5 スキー客等に対する対策

多数のスキー客等が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、レストハウス等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客・関係者の被災が懸念されるので、スキー場管理者は、次のことに留意するものとする。

(1) スキー客等の避難誘導が的確にできるよう要員の確保や訓練の実施に努める。

- (2) リフト等の施設について日常の点検を実施する。
- (3) 雪崩が発生し被災者が出た場合は、消防機関、警察署等救助のための関係機関、団体に速やかに救助救出を依頼できるよう連絡体制の整備及び確保に努める。
- (4) 救助救出用の資機材及び応急医薬品の確保に努める。

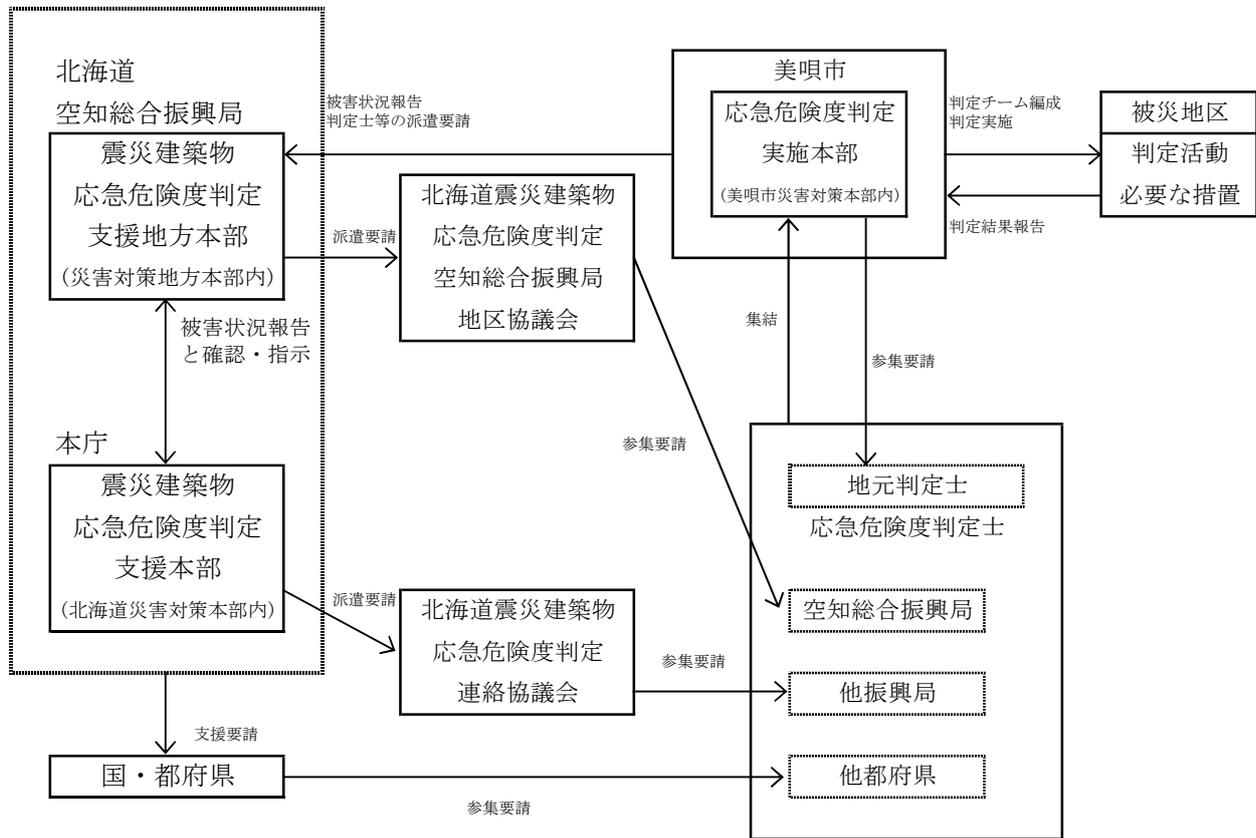
第13節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

1 応急危険度判定の活動体制

道及び市は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被災の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険性	色	判定内容
危険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	黄	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	緑	建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

所有者に対する行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合若しくは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第7章 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策活動は、この計画の定めるところによる。

1 林野火災予消防対策組織

林野火災の予消防対策の推進は、下記の機関で構成する美唄市林野火災予消防対策協議会（以下「対策協議会」という。）においてこれにあたり、相互の連絡、情報交換及び指導等、円滑な実施を図るものとする。

（対策協議会構成機関）

美唄市、美唄市消防本部、美唄市消防署及び消防団、美唄警察署、陸上自衛隊第2地対艦ミサイル連隊兼美唄駐屯地、そらち森林組合、空知総合振興局産業振興部林務課、空知総合振興局森林室、北海道立総合研究機構林業試験場、空知森林管理署、三菱マテリアル不動産㈱、三美鉱業㈱、王子木材緑化㈱、北海道旅客鉄道㈱、千歳林業㈱

2 林野火災予防対策

林野火災発生原因はほとんどが人為的によるものであるため、次により対策を講ずるものとする。

（1）一般入林者対策

山菜採取、魚釣、ハイキング等の入林者に対する対策として、次の事項を推進する。

ア たばこ、たき火による失火については十分な思想の啓発をする。

イ 入林しようとする者は、入林許可が必要であることを指導し、無許可入林者をなくす。

ウ 危険時の入林禁止の周知を図る。

（2）火入れ対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるようにできる限り夏期又は秋期に行うよう指導するとともに、火入れを行おうとする者に対し次の事項を指導する。

ア 森林法及び美唄市火入れに関する条例（昭和59年条例第12号）に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。

イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ 森林法で規制している火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、気象条件に十分留意して行うよう指導する。

（3）林内事業者対策

林内において森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講ずるものとする。

ア 林内事業者は、火気責任者を定めるほか、又はその者が事業区域内を巡視するものとする。

イ 事業箇所に、火気責任者の指定する喫煙所及びたき火箇所を設置し、標識及び消火設備を完備するものとする。

ウ 事業箇所の火気責任者は、林野火災発生時に備えあらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を図るものとする。

エ 事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

(4) 森林所有者対策

森林組合及び森林所有者は、自己の所有林野内における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- イ 無断入林者に対する指導
- ウ 火入れに対する安全対策
- エ 巡視員の配置

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要素であることから予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等を的確に把握し、予防の万全を期すため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が火災気象通報の発表及び終了をもって行うものとする。

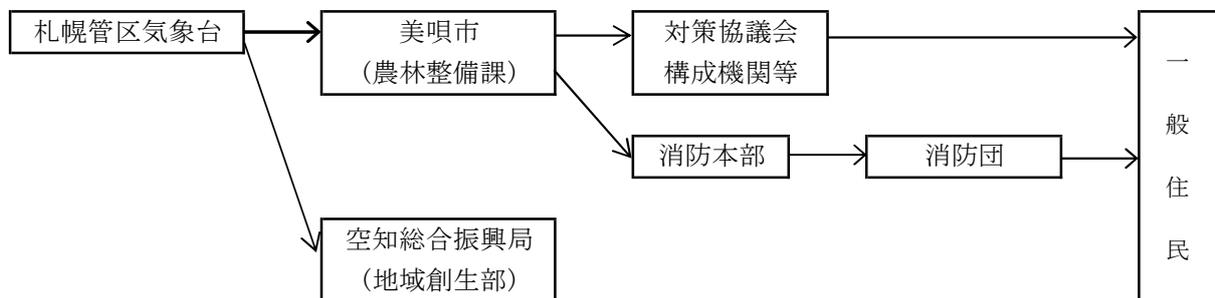
なお、火災気象通報基準は、第3章第1節「予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達計画」のとおりである。

(2) 火災警報

消防本部は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災警報を発令することとする。

(3) 伝達系等

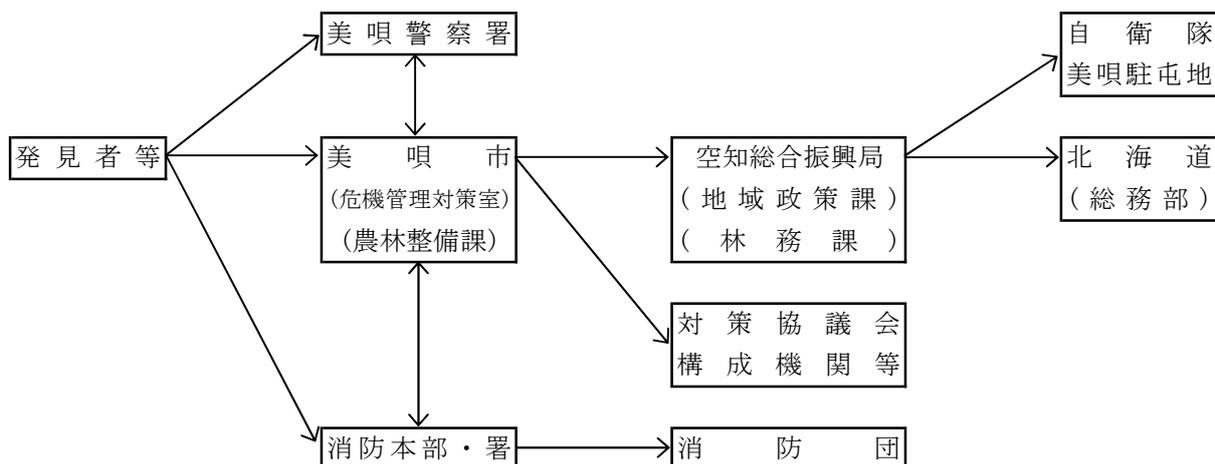
林野火災気象通報の連絡系統は、下記のとおりとする。



4 応急対策

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ 当該市及び振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

5 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めるところによるもののほか、市等関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

対策協議会の構成機関等は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等への安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ 施設等の復旧状況
- キ その他必要な事項

6 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、広範囲に渡る林野の焼失等の災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、直ちに空知総合振興局長及び構成機関等に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(2) 構成機関等の災害対策組織

構成機関等の長は、広範囲に渡る林野の焼失等の災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

構成機関等は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

7 消防活動

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消化し、危険物を除去し火災の拡大防止に努めることにあるので、各関係機関は、平常時より林野火災に即応する体制の強化を図るものとする。

- (1) 消防活動は、消防職団員、森林の関係者が主体となって効果的な地上消化を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等については、第5章第25節「ヘリコプター活用計画」の定めるところにより、北海道知事対し、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消化を実施するものとする。

8 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

9 交通規制

美唄警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、第5章第21節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

10 自衛隊の派遣要請

市長は災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には第5章第23節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣の要請の要求をするものとする。

11 広域計画

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第8章 事故災害対策計画

航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害など大規模な事故による災害についての防災対策に必要な事項は、この計画の定めるところによる。

多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るために、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

1 情報通信連絡系統図

事故災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、第3章「災害情報通信計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 情報通信連絡系統

それぞれの事故災害の情報通信連絡系統は、別記 情報通信連絡系統図のとおりとする。ただし、消防庁即報基準に該当する事故災害等のうち一定規模以上のもの（直接即報基準）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁（応急対策室）にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。また、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は直接国（消防庁経由）に報告するものとする。

※「直接即報基準」

- ・ 航空機、列車等の交通機関の火災
- ・ 危険物（高圧ガス、可燃性のガス、毒物、劇薬、火薬等）等に係る事故
- ・ 原子力災害
- ・ 死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故、震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない）

危険物等の定義

- ・ 危険物 ～ 消防法第2条第7項に規定されているもの [例] 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
- ・ 火薬類 ～ 火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの [例] 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など
- ・ 高圧ガス ～ 高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの [例] 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど
- ・ 毒薬及び劇薬 ～ 毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの [例] 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など
- ・ 放射性物質 ～ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの

(2) 実施事項

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 災害情報の収集に努めると共に、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整を行うものとする。

2 被害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等それぞれの事故災害について情報を必要としている者に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 実施責任者

市長は、関係機関と連携を図り、災害広報を行うものとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関と連携を図り、正確に、きめ細かく、適切な情報提供を行うため、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報収集に努めるものとする。

- (ア) 各事故の災害状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関と連携を図り、報道機関を通じ、又は、広報車等の利用により、次の事項について広報を実施するものとする。

- (ア) 各事故の災害状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 災害対策組織

市長は、事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

北海道地域防災計画「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、市長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施するものとする。

(3) 事故等対策現地本部の設置

高速自動車国道の事故災害において、管轄消防機関、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路㈱の3機関協議のうえ設置するものであり、事故等の規模に応じて必要な関係機関の参入を要請することができる。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ行うものとする。

5 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握すると共に、関係機関と連携して危険物の流失・拡散の防止、流失した危険物の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、適切な応急対策を講ずるものとする。

6 救助救出活動

事故災害時における救助救出活動については、第5章第4節「避難救出計画」及び第4章第8節「消防計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 医療救護活動

事故災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 消防活動

事故災害時における消防活動については、第4章第7節「消防計画」の定めるところにより、速やかに災害による火災の発生状況を把握し、消防活動を迅速に実施するものであるが、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

9 避難措置

人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

10 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容、埋葬については、第5章第16節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

11 交通規制

災害の拡大防止及び確保のため、第5章第21節「災害警備計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

12 防疫及び廃棄物処理等

事故災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第5章第12節「防疫計画」及び第5章第13節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより、関係機関と密接な連携を図り実施するものとする。

13 自衛隊派遣要請

事故災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第23節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施するものとする。

14 広域応援

(1) 事故災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、別に定める「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道や他の市町村に応援を要請するものとする。

(2) 事故災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第7節「消防計画」に定める「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するものとする。

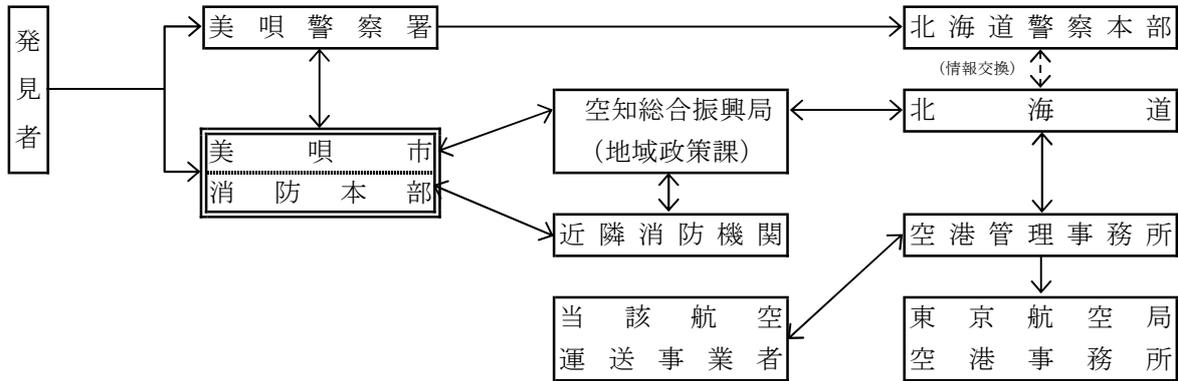
また、必要に応じ道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう求めるものとする。

(3) 他の市町村等及び他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、応援の受入体制を確立しておくものとする。

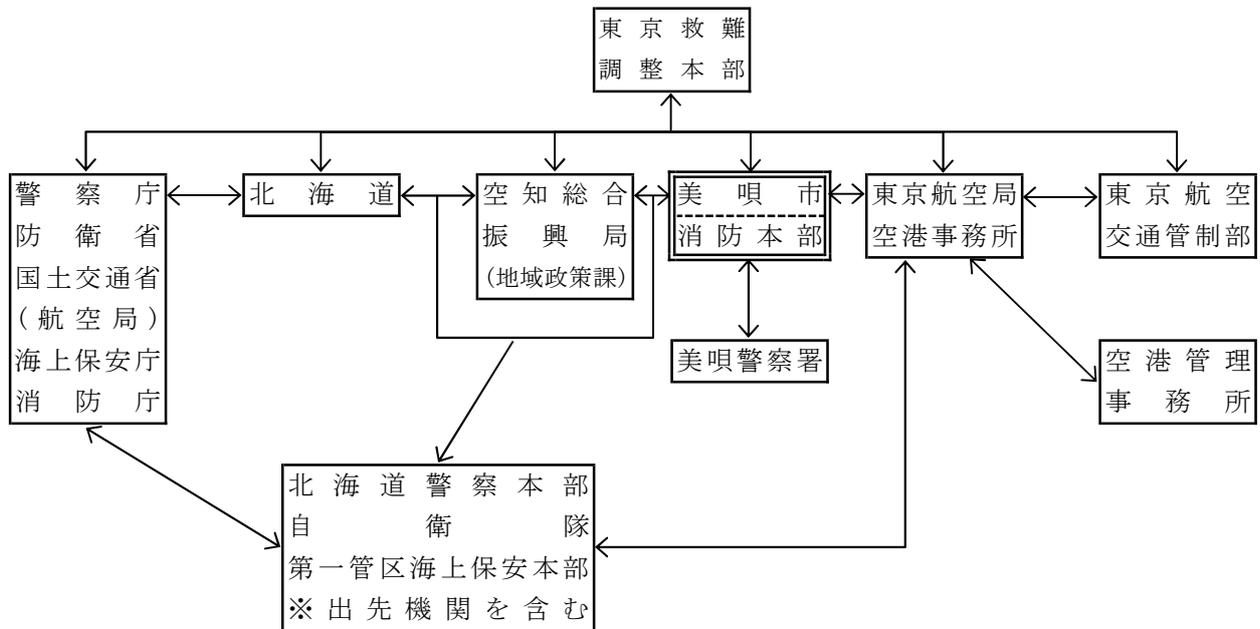
別記 情報通信連絡系統図

1 航空災害

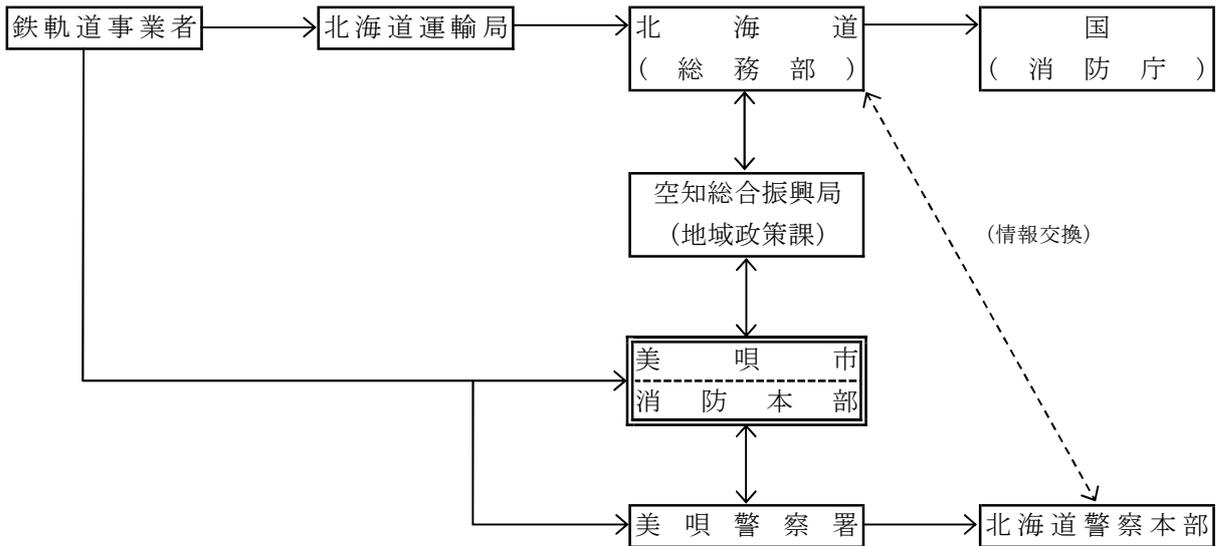
(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)

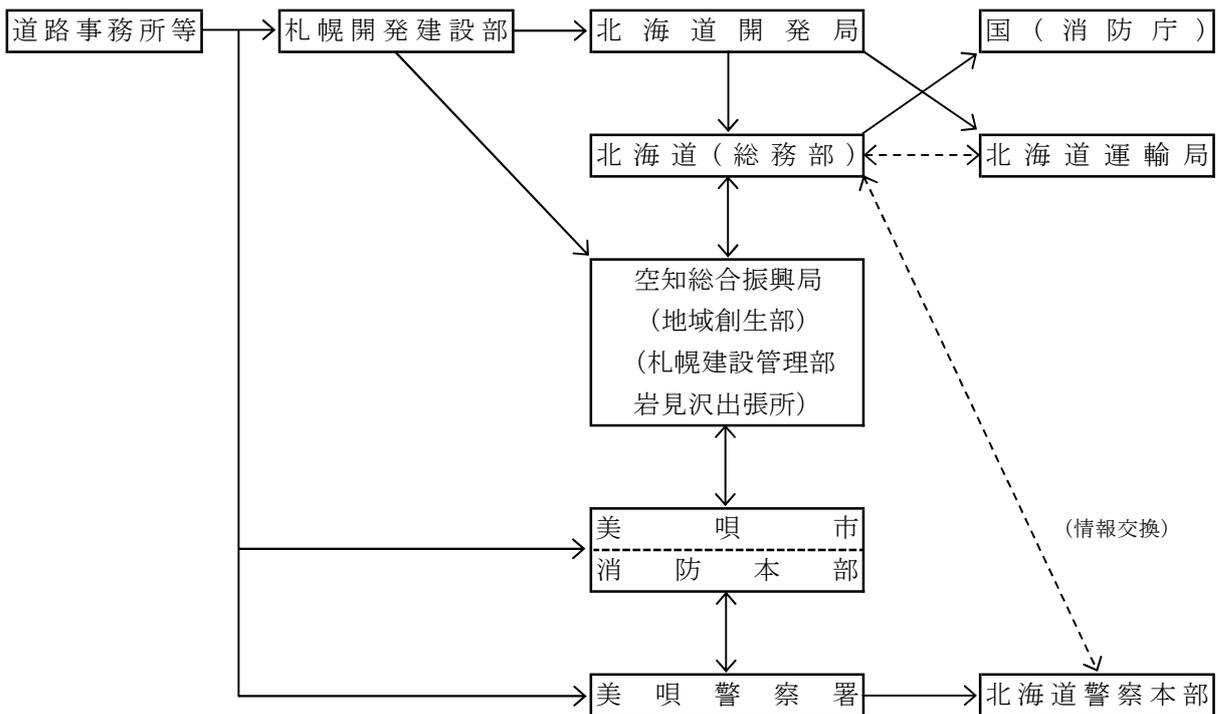


2 鉄道災害

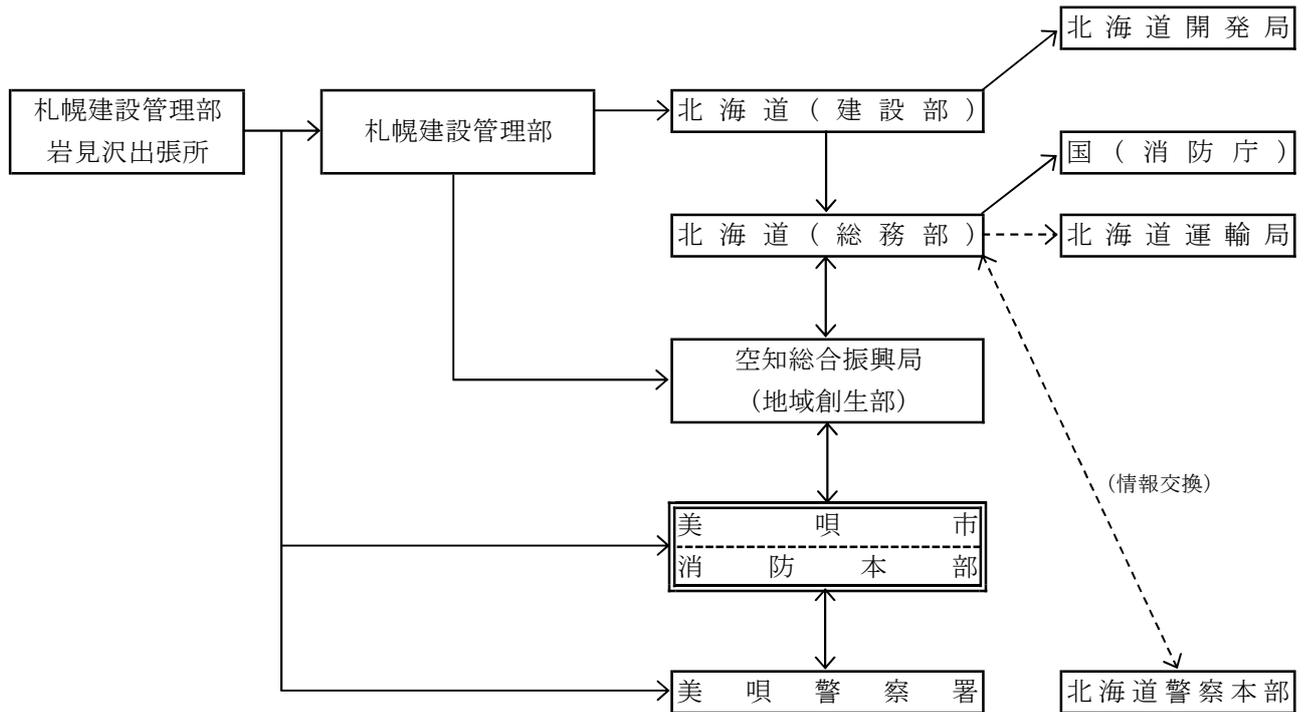


3 道路災害

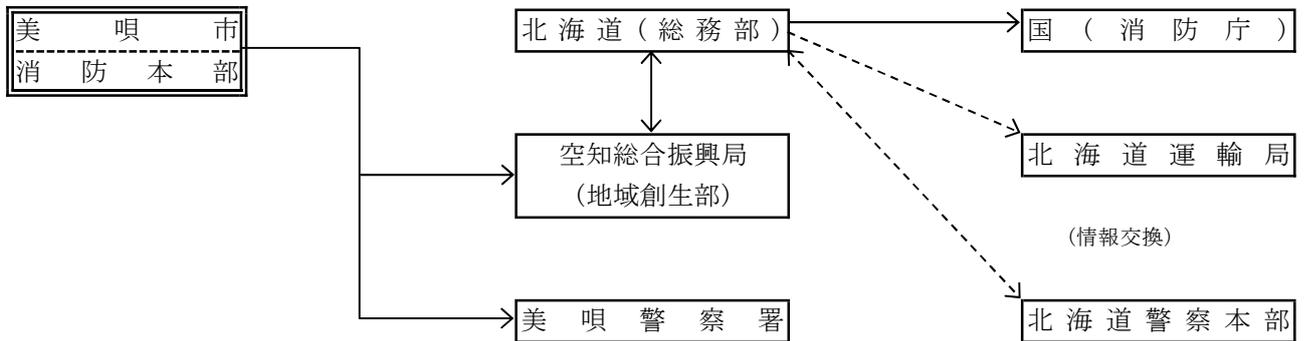
(1) 国の管理する道路の場合



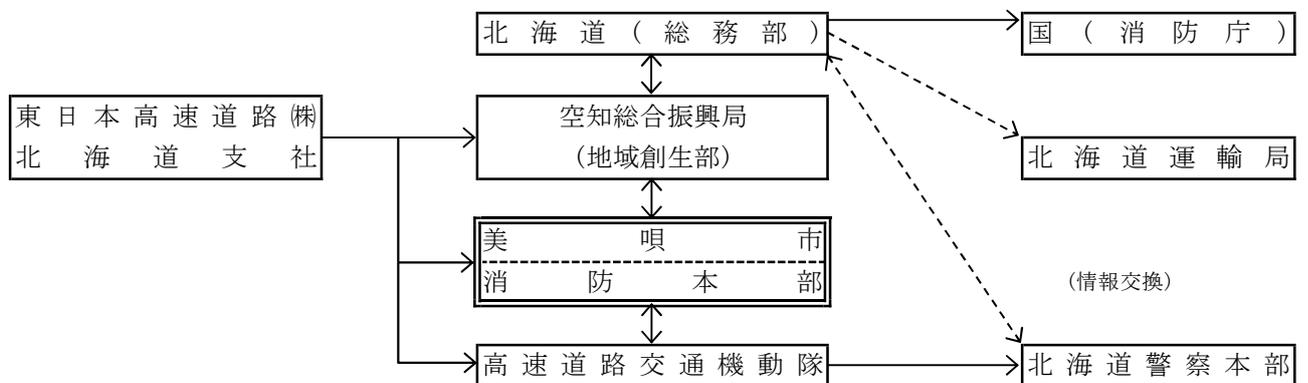
(2) 道の管理する道路の場合



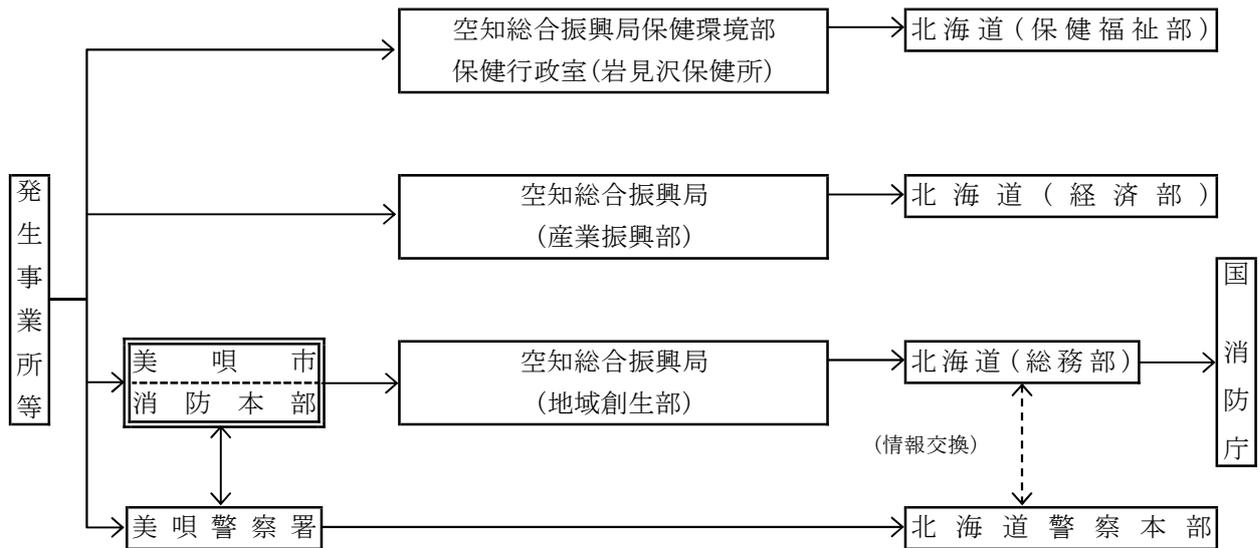
(3) 市の管理する道路の場合



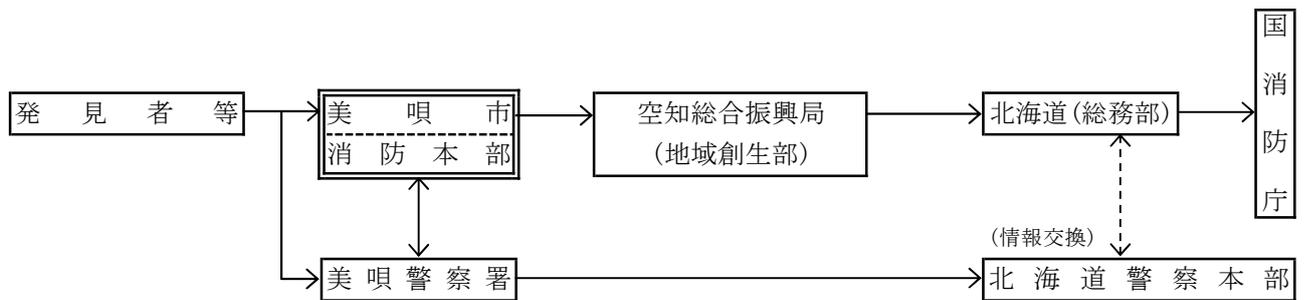
(4) 高速自動車国道の場合



4 危険物災害



5 大規模な火事災害



第9章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等、将来の災害に備える計画とし、被害の程度も十分検討して計画を立て、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

1 実施責任者

市長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関
その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成して実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- エ 砂防設備災害復旧事業計画
- オ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- カ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- キ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上・下水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別国庫負担及び補助率は、道地域防災計画に定める基準による。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、市は被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

5 応急金融対策

(1) 農林業応急融資

被災農林業者に対し、次のとおり融資制度の導入を積極的に推進し、農林業経営の維持安定を図る。

ア 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）」を適用を図り低利の経営資金を導入する。

イ 農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、このため自作農維持資金及び農地等の復旧資金、果樹植栽資金、林道復旧資金、農林漁業者の共同利用施設復旧資金等長期低利の資金の導入を図る。

(2) 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資、貸付金等の対策は、次によるものとする。

ア 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金、その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の貸付金等の導入に努める。

- (ア) 救助法による生業資金
- (イ) 世帯更正資金の災害援護資金
- (ウ) 母子福祉資金
- (エ) 国民金融公庫資金

イ 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で、災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住家を改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努める。

- (ア) 世帯更正資金の災害援護資金または住宅資金
- (イ) 母子福祉資金の住宅資金

(3) 応急金融の概要

応急金融の融資の名称、取扱機関等の概要は、道地域防災計画の災害応急金融計画に定めるところによる。

6 家屋被害認定調査及びり災証明書の発行

(1) 家屋被害認定調査

市は、被災地区の概況調査や応急危険度判定とは別に、被災者生活再建支援金や義援金の支給等の判断材料となる住家被害程度を証明するため、災害発生後、二次災害等の恐れがなくなり次第、速やかに「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき、家屋被害認定調査等を実施する。

(2) り災証明書の発行

市は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害による被害について、家屋被害認定調査等の結果に基づき、被災者から申請のあったときは遅滞なく、り災証明書を交付しなければならない。

(家屋被害の例) 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流失、床上浸水、床下浸水 等

(3) 被災者台帳の作成

市は、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

被災者台帳の作成にあたっては、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部利用することができる。

被災者台帳の記載事項は、次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家被害その他市長が別に定める種類の被害の状況
- カ 支援措置の実施状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号
- ケ り災証明書の交付状況
- コ その他必要とする事項

第10章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者が単独又は他の防災責任者と共同して行い、防災に関する知識及び技能の向上並びに住民に対する防災知識の普及をはかるべく防災訓練を実施するものとする。また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努める。

1 市及び市防災会議が実施する訓練

市及び市防災会議は各関係機関と緊密な連携のうえ訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法はおおむね次のとおりである。

区 分	実施場所	実 施 方 法	所 管
総合訓練	適当な地区	各機関と一体となって、想定被害により水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	市防災会議
水防訓練	水害危険地区	図上又は実地訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等のほか、美唄市水防計画に掲げる訓練を実施する。	
消防訓練	火災危険地区	図上又は実地訓練 消防機関の出動、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報連絡等のほか、美唄市消防計画に掲げる訓練を実施する。	市消防本部
避難救助訓練	適当な地区	図上又は実地訓練 水防訓練又は消防訓練に合わせて避難の指示、伝達方法、避難の指導、避難所の防疫、給水給食等を折り込んだ訓練を実施する。	美唄市
災害通信連絡訓練	適当な地区	図上又は実地訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定の下訓練を実施する。	美唄市
非常招集訓練	適当な地区	図上又は実地訓練 災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。	美唄市
その他災害に関する訓練	適当な地区	その他災害に関する訓練を実施する。（他の関係機関で実施する訓練について協力）	市防災会議

2 訓練の時期、場所及び方法

前項の訓練は、災害発生時期前の訓練効果のある時期に実施するものとし、その時期、場所及び方法については、それぞれ実施要領を定めて実施するものとする。

3 相互応援協定に基づく訓練

市及び防災関係機関は協定連絡先と相互協定の実施についての訓練を実施するものとする。

4 民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

別表第1 (第1章第7節2關係)

氣象表 〈消防調〉

区分 年次	氣 温 ℃		平 均 氣 温	降 雨 量 mm	備 考
	最 高	最 低			
51	34.4	-18.9	7.1	1,047	
52	32.1	-22.0	7.0	1,260	
53	34.0	-21.0	7.0	711.6	
54	32.0	-23.0	9.2	748.8	
55	27.0	-19.5	6.6	515.4	
56	35.0	-23.0	6.4	1,306.5	
57	33.5	-25.0	7.8	667.0	
58	34.0	-20.0	7.8	612.5	
59	33.5	-24.0	7.2	397.0	
60	34.0	-23.0	7.3	671.0	
61	34.0	-23.5	6.7	651.1	
62	31.0	-21.0	7.2	666.7	
63	34.0	-20.0	6.8	690.1	
元	34.0	-20.0	8.5	771.5	
2	32.5	-24.0	8.8	820.9	
3	29.0	-23.5	6.4	716.5	
4	29.0	-21.0	5.8	773.0	
5	30.0	-18.0	6.9	572.5	
6	36.0	-23.0	8.5	701.0	
7	33.0	-20.5	8.8	820.5	
8	31.4	-18.0	7.5	867.5	
9	32.1	-20.6	7.7	1,043.0	
10	30.5	-25.1	7.5	817.5	
11	34.5	-19.8	8.0	1,010.0	
12	34.1	-24.2	7.7	975.5	
13	31.3	-21.3	7.4	851.0	
14	30.5	-20.8	7.8	631.0	
15	31.0	-22.0	7.3	563.0	
16	33.0	-17.8	8.4	722.0	
17	32.9	-20.4	7.3	832.5	
18	34.2	-18.5	7.9	734.0	
19	35.1	-17.7	8.2	666.5	
20	31.6	-23.3	8.2	650.0	
21	33.6	-17.4	8.2	896.4	
22	32.5	-21.1	8.6	1,071.0	
23	33.2	-18.3	7.9	1,135.0	
24	33.3	-22.0	7.9	777.5	
25	32.3	-18.9	7.7	1,068.5	
26	33.9	-21.6	7.7	759.0	
27	32.6	-18.8	8.4	834.0	
28	32.6	-18.8	7.7	1,132.0	

別表第2（第2章第3節1（1）関係）

美 唄 市 災 害 対 策 本 部 班 長 及 び 班 員

部	班	部署名	班長（担当地区等）		班員	
総務部	総務班	危機管理対策室 総務課	危機管理対策室長		おおむね班長の 属する所属 職員をもって あてる	
	調査班	税務課 観光振興課 農業委員会	税務課長	A地区		別 図 第 2
			税務課課長補佐	B地区		
			観光振興課長	C地区		
			農委事務局長	D地区		
	派遣班	観光振興課（兼） 生活環境課（兼） 財政課（兼） 契約管財課 議会事務局 契約管財課 選挙管理委員会 監査事務局 市民課 会計課 こども未来課（兼） 生涯学習課（兼） 経済振興課（兼）	観光振興課長補佐	栄町コミュニティセンター		
			生活環境課長補佐	南美唄小学校		
			財政課長補佐	中村福祉会館		
			契約管財課長補佐	西美唄福祉会館		
			議会事務局次長	北美唄宮農改善センター		
契約管財課長			公民館拓北分館			
選挙管理委員会次長			豊葦宮農改善センター			
監査事務局長			光珠内福祉会館			
市民課長			峰延小学校			
会計課長			開発福祉会館			
こども未来課長補佐	沼の内総合会館					
生涯学習課長補佐	日東福祉会館					
経済振興課長補佐	茶志内小学校					
受援班・企画班 （兼広報班）	総合政策課	総合戦略室長				
広報班	秘書広報課	秘書広報課長				
財務班 （兼広報班）	財政課	財政課長				
衛生部	市民衛生班	生活環境課	生活環境課長			
	保健班 （兼保護班）	健康推進課	健康推進課長			
援護部	福祉班 （兼保護班）	高齢福祉課	高齢福祉課長			
	保護班	地域福祉課・こども未来課	地域福祉課長			
経済部	農務班	農政課・農林整備課 ・農地整備課	経済部理事			
	商工班	経済振興課	経済振興課長			
都市整備部	土木班	都市整備課	都市整備課長			
	建築班	都市建築住宅課	都市建築住宅課長			
	給水班	水道課	水道課長			
	工務班		水道課課長補佐			
	下水道班	下水道課	下水道課長			
医療部	医療班	市立病院	内科医長			
	薬剤班		薬剤師長			
	看護班		副看護部長			
	総務班		病院事務局次長			
消防部	総務班	総務課	消防総務課長			
	予防班	予防課	予防課長			
	警防班	警防課・救急課	消防署長			
文教部	総務班	学務課	学務課長			
	生涯学習班	生涯学習課・スポーツ振興課	生涯学習課長			

恵風園及び恵祥園、保育所、図書館、学校給食センター、郷土史料館、児童館、各小・中学校、幼稚園、南美唄コミュニティセンター、ピパオイの里プラザ、アルテピアッツア美唄

美唄市自主防災組織一覧表

（平成29年5月現在）

	自主防災組織名	町内会世帯数及び人数	防災組織編成及び人数
1	上美唄連合町内会自主防災会	106世帯・350名	4班・28名
2	旭東町内自主防災組織	196世帯・503名	本部及び5班・37名
3	峰延南一町内自主防災会	41世帯・100名	本部及び3活動部・43名
4	南美唄福和町内会自主防災会	71世帯・160名	本部・7名
5	桜団地町内自主防災会	66世帯・136名	本部・7名
6	日東連合町内会自主防災部会	81世帯・180名	本部及び10班・40名
7	商工団地町内自主防災会	57世帯・178名	本部及び3班・19名
8	東町内自主防災会	57世帯・101名	本部及び3班・20名
9	一心第1西町内自主防災会	79世帯・242名	本部及び5班・39名
10	下緑町内会自主防災ネット	81世帯・157名	本部及び5班・20名
11	有為東町内会自主防災会	112世帯・301名	本部及び5班・39名
12	沼の内連合会自主防災会	89世帯・225名	本部及び3班・13名
13	中村連合会	82世帯・249名	本部及び3班・14名
14	ゆたかニュータウン西町内自主防災会	167世帯・267名	本部及び3班・11名
15	茶志内五連合会	287世帯・658名	本部及び3班・14名
16	西美唄連合町内会	125世帯・375名	本部及び3班・10名
17	有為中央町内会地域防災本部	132世帯・312名	本部及び5班・8名
18	進徳東団地町内会自主防災会	110世帯・300名	本部及び3班・9名
19	北いなほ町内会自主防災組織	141世帯・300名	本部及び5班・14名
20	有為団地町内会自主防災会	130世帯・200名	本部及び3班・7名
21	中央団地町内会自主防災会	60世帯・120名	本部及び3班・12名
22	翠明町内会自主防災会	92世帯・217名	本部及び3班・9名
23	落合町内会自主防災会	57世帯・103名	本部及び3班・25名
24	西4条団地町内会自主防災会	24世帯・57名	本部及び3班・8名

※ 代表者、連絡先は別途資料（内部資料）あり

別表第4（第3章第3節3（4）関係）

北海道地方非常通信協議会名簿（空知地区）

（平成29年5月現在）

機 関 名	住 所	電話番号
夕張市（消防本部）	夕張市清水沢宮前町20番地	0123-53-4121
岩見沢市	岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号	0126-23-4111
美唄市	美唄市西3条南1丁目1番1号	0126-62-3131
芦別市	芦別市北1条東1丁目3番地	0124-22-2111
赤平市	赤平市泉町4丁目1番地	0125-32-2211
三笠市（消防本部）	三笠市若松町9番地	01267-2-7777
滝川市	滝川市大町1丁目2番15号	0125-23-1234
砂川市	砂川市西6条北3丁目1番1号	0125-54-2121
歌志内市	歌志内市字本町5番地	0125-42-3212
深川市	深川市2条17番17号	0164-26-2228
南幌町	南幌町栄町3丁目2番1号	011-378-2121
奈井江町	奈井江町字奈井江11番地	0125-65-2111
上砂川町	上砂川町字上砂川町40番地10	0125-62-2011
由仁町	由仁町新光200番地	0123-83-2111
長沼町	長沼町中央1丁目1番1号	0123-88-2111
栗山町	栗山町松風3丁目252番地	0123-72-1111
月形町	月形町1219番地	0126-53-2321
浦臼町	浦臼町字ウラウスナイ183番地15	0125-68-2111
新十津川町	新十津川町字中央301番地1	0125-76-2131
妹背牛町	妹背牛町字妹背牛5200番地	0164-32-2411
秩父別町	秩父別町4101番地	0164-33-2111
雨竜町	雨竜町フシコウリウ104	0125-77-2211
北竜町	北竜町字和11番地の1	0164-34-2111
沼田町	沼田町南1条3丁目6番53	0164-35-2111
岩見沢地区消防事務組合消防本部	岩見沢市6条東1丁目4番地	0126-22-4300
滝川地区広域消防事務組合	滝川市緑町2丁目2番31号	0125-23-0119
砂川地区広域消防組合	砂川市東2条北7丁目1番5号	0125-54-2196
深川地区広域消防事務組合	深川市8条10番20号	0164-22-2814
南空知消防組合消防本部 （長沼支署、由仁支署）	長沼町本町北1-2-17 由仁町新光203	0123-88-2819 0123-83-2388
北海道無線赤十字奉仕団協議会（美唄）	美唄市東5条北3丁目1-48	0126-62-4669
㈱コミュニティエフエムはまなす	岩見沢市有明町南1-20	0126-25-8074

地区別災害情報連絡機関

(平成29年5月現在)

地区名	連絡機関名	電話番号
東明町	東明警察官駐在所	63-4882
落合町		
南美唄町	消防署南美唄分遣所	62-2416
	南美唄警察官駐在所	63-4371
茶志内町	茶志内警察官駐在所	65-4211
日東町	日東福社会館	—
中村町	中村福社会館	—
北美唄町	北美唄営農改善センター	—
西美唄町	西美唄分団詰所	69-2912
上美唄町		
上美唄町	上美唄警察官駐在所	69-2828
豊葦町	豊葦営農改善センター	—
峰延町	峰延農協	67-2111
	消防署峰延分遣所	62-3524
	峰延警察官駐在所	67-2110
	峰延小学校	67-2229
光珠内町	光珠内分団詰所	62-4720
	光珠内福社会館	—
	公民館拓北分館	62-6057
開発町	開発福社会館	62-4569
沼の内町	沼の内総合会館	—

別表第6 (第4章第8節1関係)

【重要水防区域】

平成29年度北海道開発局札幌開発建設部岩見沢河川事務所

重要度 A: 水防上最も重要な区間 B: 水防上重要な区間 要注意: 要注意区間

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長	備考
39	石狩川	左岸	堤防高		A	大曲左岸築堤	57.97~59.80	1.80	
40	石狩川	左岸	堤防高		B	大曲左岸築堤	59.80~60.80	0.98	
41	石狩川	左岸	堤防高		A	大曲左岸築堤	60.80~61.00	0.20	
42	石狩川	左岸	堤防高	○	A	大曲左岸築堤	61.00~62.30	1.28	※H26検討: KP62.00
43	石狩川	左岸	堤防高		A	大曲左岸築堤	62.30~62.70	0.40	
44	石狩川	左岸	堤防高		A	大曲左岸築堤	62.70~63.30	0.59	
45	石狩川	左岸	堤防高		B	大曲左岸築堤	63.30~63.80	0.50	
46	石狩川	左岸	堤防高	○	B	大曲左岸築堤	63.80~64.20	0.40	※H26検討: KP64.00
49	石狩川	左岸	堤防高		B	大曲左岸築堤	64.20~64.50	0.41	
51	石狩川	左岸	堤防高		B	大曲左岸築堤	64.50~65.20	0.70	
52	石狩川	左岸	堤防高	○	B	中村農場築堤	64.75~67.50	2.74	※H26検討: KP67.50
53	石狩川	左岸	堤防高	○	B	中村農場築堤	67.50~67.80	0.17	※H26検討: KP67.50
198	石狩川	左岸	堤防断面		B	中村農場背割堤	63.93~64.87	1.05	
199	石狩川	左岸	堤防断面	○	B	中村農場築堤	65.71~67.45	1.73	※H26検討: KP67.50
200	石狩川	左岸	堤防断面	○	B	中村農場築堤	67.45~67.95	0.37	※H26検討: KP67.50 68.00
233	石狩川	左岸	漏水		B	中村農場背割堤	63.93~64.87	1.05	
234	石狩川	左岸	漏水	○	B	中村農場築堤	65.71~67.80	1.95	※H26検討: KP67.50 68.00
259	石狩川	—	工作物	○	B	月形大橋	58.00	—	※H26検討
282	石狩川	左岸	破堤跡		要注意	大曲左岸築堤	62.70	—	S50.8溢水破堤
283	石狩川	左岸	破堤跡		要注意	大曲左岸築堤	63.50	—	S50.8溢水破堤
319	石狩川	左岸	旧川跡		要注意	中村農場築堤	64.80~64.90	0.10	河川カルテ
320	石狩川	左岸	旧川跡		要注意	中村農場築堤	64.90~65.05	0.15	河川カルテ
403	石狩川	左岸	重点区間	○		大曲左岸築堤	61.80~62.20	0.39	※H26検討: KP62.00
404	石狩川	左岸	重点区間	○		大曲左岸築堤	63.80~63.93	0.13	※H26検討: KP64.00
405	石狩川	左岸	重点区間	○		中村農場築堤	67.30~69.20	1.76	※H26検討: KP67.5 68.0 69.0
1360	第二幹川	左岸	堤防高		B	上流左岸築堤	2.70~3.40	0.70	
1361	第二幹川	右岸	堤防高		B	上流右岸築堤	3.40~3.90	0.50	
1363	第二幹川	左岸	堤防断面		B	上流左岸築堤	1.66~1.75	0.08	
1364	第二幹川	左岸	堤防断面		B	上流左岸築堤	3.57~3.63	0.06	
1365	第二幹川	左岸	堤防断面		B	上流左岸築堤	3.66~3.70	0.04	
1366	第二幹川	左岸	堤防断面		B	上流左岸築堤	4.20~4.28	0.13	
1367	第二幹川	左岸	堤防断面		B	上流左岸築堤	4.49~4.53	0.05	
1371	第二幹川	右岸	堤防断面		B	上流右岸築堤	1.64~1.69	0.04	
1372	第二幹川	右岸	堤防断面		B	上流右岸築堤	1.74~1.79	0.05	
1373	第二幹川	右岸	堤防断面		B	上流右岸築堤	3.66~3.76	0.10	
1374	第二幹川	右岸	堤防断面		B	上流右岸築堤	4.00~4.05	0.05	
1375	第二幹川	右岸	堤防断面		B	上流右岸築堤	4.20~4.50	0.31	
1376	第二幹川	右岸	堤防断面		B	上流右岸築堤	4.90~5.10	0.19	
1377	第二幹川	—	工作物		B	豊西橋	3.69	—	

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長	備考
1378	第二幹川	—	工作物		B	2 1 線橋	4.24	—	
1380	第二幹川	左岸	水衝・洗掘		B	上流左岸築堤	4.30～5.20	0.92	
1382	第二幹川	右岸	水衝・洗掘		B	上流右岸築堤	4.30～5.70	1.44	
1383	第二幹川	右岸	破堤跡		要注意	上流右岸築堤	1.70	—	S50.8溢水破堤
1394	美唄川	左岸	堤防高	○	B	左岸築堤	4.10～5.10	1.00	※H26検討：KP4.00
1395	美唄川	左岸	堤防高		A	左岸築堤	5.10～5.60	0.50	
1396	美唄川	左岸	堤防高		B	左岸築堤	5.60～6.50	0.86	
1397	美唄川	右岸	堤防高		B	右岸築堤	0.20～1.10	0.90	中村農場背割堤
1398	美唄川	右岸	堤防高	○	B	右岸築堤	4.10～5.10	1.01	※H26検討：KP4.00 4.20
1399	美唄川	右岸	堤防高		A	右岸築堤	5.10～5.60	0.50	
1400	美唄川	右岸	堤防高		B	右岸築堤	5.60～5.80	0.20	
1401	美唄川	右岸	堤防高		B	右岸築堤	5.80～6.50	0.71	
1402	美唄川	右岸	堤防断面		B	右岸築堤	2.70～2.75	0.50	4号樋門
1403	美唄川	右岸	水衝・洗掘		B	右岸築堤	4.70～4.80	0.10	H23堤防目視モニタリング資料
1404	美唄川	—	工作物	○	B	元村橋	1.79	—	※H26検討：KP1.60
1405	美唄川	—	工作物	○	B	開親橋	3.54	—	※H26検討：KP3.40
1406	美唄川	—	工作物		B	開勇橋	4.72	—	
1407	美唄川	—	工作物		B	開明橋	5.98	—	
1408	美唄川	左岸	重点区間	○		左岸築堤	1.76～2.00	0.24	※H26検討：KP1.80
1409	美唄川	左岸	重点区間	○		左岸築堤	2.20～2.60	0.40	※H26検討：KP2.40
1410	美唄川	左岸	重点区間	○		左岸築堤	2.80～4.20	1.39	※H26検討：KP3.0 3.4 3.8 4.0
1411	美唄川	右岸	重点区間	○		右岸築堤	1.69～1.80	0.11	※H26検討：KP1.60
1412	美唄川	右岸	重点区間	○		右岸築堤	3.60～4.40	0.80	※H26検討：KP3.8 4.0 4.2
1413	産化美唄川	左岸	堤防高		B	左岸築堤	7.60～7.70	0.10	沈下進行中
1414	産化美唄川	左岸	堤防高	○	B	左岸築堤	8.20～8.46	0.25	※H26検討：KP8.40
1415	産化美唄川	左岸	堤防高	○	B	左岸築堤	8.55～9.90	1.36	※H26検討：KP10.00
1416	産化美唄川	左岸	堤防高	○	A	左岸築堤	9.90～10.60	0.82	※H26検討：KP10.00
1417	産化美唄川	左岸	堤防高		A	左岸築堤	11.60～12.00	0.47	(築堤計画無し)
1418	産化美唄川	左岸	堤防高		A	左岸築堤	12.00～12.20	0.23	(築堤計画無し)
1419	産化美唄川	右岸	堤防高	○	B	右岸築堤	8.20～9.70	1.73	※H26検討：KP8.40
1420	産化美唄川	右岸	堤防高	○	A	右岸築堤	9.70～10.50	0.82	※H26検討：KP9.60
1421	産化美唄川	右岸	堤防高		A	右岸築堤	11.60～12.00	0.45	(築堤計画無し)
1422	産化美唄川	右岸	堤防高		A	右岸築堤	12.00～12.20	0.22	(築堤計画無し)
1423	産化美唄川	左岸	堤防断面	○	B	左岸築堤	8.30～8.46	0.15	※H26検討：KP8.40
1424	産化美唄川	左岸	堤防断面	○	A	左岸築堤	9.81～10.00	0.19	※H26検討：KP10.00
1425	産化美唄川	右岸	堤防断面		B	右岸築堤	7.40～7.45	0.05	鈴木樋管
1426	産化美唄川	右岸	堤防断面	○	B	右岸築堤	8.36～8.43	0.13	※H26検討：KP8.40
1427	産化美唄川	右岸	堤防断面	○	B	右岸築堤	8.48～8.56	0.25	※H26検討：KP8.40
1428	産化美唄川	右岸	堤防断面		A	右岸築堤	9.81～10.00	0.19	
1429	産化美唄川	右岸	水衝・洗掘		B	右岸築堤	8.36～8.43	0.13	
1430	産化美唄川	—	工作物	○	A	産化3号橋	9.81	—	※H26検討：KP10.00
1431	産化美唄川	—	工作物		B	石合橋	10.80	—	
1432	産化美唄川	—	工作物		B	産化美唄橋	11.43	—	

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長	備考
1433	産化美唄川	—	工作物		B	産化美唄鉄道橋	11.64	—	
1434	産化美唄川	—	工作物		A	東橋	11.65	—	
1435	産化美唄川	左岸	法崩れ・スベリ		B	左岸築堤	7.60～7.70	0.10	H23堤防目視モニタリング資料
1436	産化美唄川	左岸	破堤跡		要注意	左岸築堤	7.60	—	S50.8溢水破堤
1437	産化美唄川	右岸	旧川跡		要注意	中村農場背割堤	0.00～0.95	0.95	
1438	産化美唄川	右岸	旧川跡		要注意	右岸築堤	0.95～2.80	1.85	
1439	産化美唄川	左岸	重点区間	○		左岸築堤	2.60～3.00	0.40	※H26検討：KP2.80
1440	産化美唄川	左岸	重点区間	○		左岸築堤	7.80～8.60	0.79	※H26検討：KP8.0 8.2 8.4
1441	産化美唄川	左岸	重点区間	○		左岸築堤	9.40～10.20	0.90	※H26検討：KP9.6 10.0
1442	産化美唄川	右岸	重点区間	○		右岸築堤	8.20～8.60	0.63	※H26検討：KP8.40
1443	産化美唄川	右岸	重点区間	○		右岸築堤	9.20～9.80	0.61	※H26検討：KP9.40 9.60

【重要水防区域】

平成29年度北海道開発局札幌開発建設部滝川河川事務所

重要度 A：水防上最も重要な区間 B：水防上重要な区間 要注意：要注意区間

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長	備考
54	石狩川	左岸	堤防高	○	A	中村農場築堤	67.80～68.20	0.40	※1：kp68.00 上流200m
55	石狩川	左岸	堤防高	○	A	中村農場築堤	68.20～68.80	0.60	
56	石狩川	左岸	堤防高	○	B	中村農場築堤	68.80～72.00	3.20	
57	石狩川	左岸	堤防高	○	B	中村農場築堤	72.00～73.06	1.06	
201	石狩川	左岸	堤防断面	○	B	中村農場築堤	67.95～73.06	5.16	
235	石狩川	左岸	漏水	○	B	中村農場築堤	67.80～70.00	2.20	
241	石狩川	左岸	水衝・洗掘		B	中村農場築堤	71.20～71.40	0.20	
242	石狩川	左岸	水衝・洗掘	○	B	中村農場築堤	72.00～72.20	0.20	
260	石狩川	—	工作物		B	美浦大橋	70.87	—	
321	石狩川	左岸	旧川跡	○	要注意	中村農場築堤	67.70～69.30	1.60	※H26検討：KP68.0 68.5 69.0
406	石狩川	左岸	重点区間	○		中村農場築堤	71.80～72.20	0.40	※H26検討：KP72.00

【重要水防区域】

平成29年度空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所

重要度 A：水防上最も重要な区間 B：水防上重要な区間 要注意：要注意区間

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長	備考
183	旧美唄川	左岸	排水機場		B	中小屋橋～北野橋	0.00～1.23	1.23	
184	旧美唄川	左岸	排水機場		B	北野橋～小黒橋	1.23～3.37	2.14	
185	旧美唄川	右岸	排水機場		B	中小屋橋～小松橋	0.00～2.19	2.19	
186	旧美唄川	右岸	樋門		B	小松橋～安達橋	2.19～2.90	0.71	
197	美唄川	左岸	樋門		B	新橋～学田橋	5.55～7.26	1.71	
198	美唄川	左岸			B	入初橋～東明橋	8.63～9.33	0.70	
199	落合川	左岸			B	落合橋～0.50km上流	0.03～0.50	0.47	
200	奔美唄川	左岸	排水機場		B	菊橋～500間橋	2.23～3.03	0.80	
201	奔美唄川	右岸	排水機場		B	殖民橋～300間橋	2.51～3.35	0.84	
202	新川（石狩川）	右岸	樋門		B	奔美唄川合流点～横谷橋	0.00～0.85	0.85	
203	新川（石狩川）	右岸	樋門		B	横谷橋～十一号川との合流点	0.85～1.17	0.32	
204	十一号川	左岸	樋門		B	苗田橋～有為橋	0.64～1.74	1.10	
205	十一号川	右岸	樋門		B	すすき橋～3号橋	1.01～1.56	0.55	

市街地における低地帯の浸水予想区域

番号	危険区域の現況			予想される被害				整備計画	
	場所	危険区域面積 (ha)	災害の要因	持家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	西1条～西4条 北1丁目～北2丁目区域	4.83	内水帯留	180	3		倉庫等6	美唄市	公共下水道雨水整備済
2	東1条～東4条 南4丁目～南6丁目区域	33.08	内水帯留	463	9		倉庫等4	美唄市	公共下水道雨水整備済
3	東2条 北1丁目～北3丁目区域	6.8	内水帯留	59			倉庫等1	美唄市	公共下水道雨水整備済
4	東4条 北1丁目～北3丁目区域	1	内水帯留	150		1		美唄市	公共下水道雨水整備済
5	東6条 北1丁目～北4丁目区域	4.83	内水帯留	127	1	1		美唄市	公共下水道雨水整備済
6	いなほ団地及び 新川団地の一部	5.28	内水帯留	104				北海道	新川改修計画中 (新川橋まで整備済)
7	東明工業団地の一部	2.19	内水帯留	0			倉庫等10	北海道	11号川改修工事整備済

土砂災害警戒区域等

◎ 土石流危険渓流

図面番号	箇所番号	危険渓流名	警戒区域	特別警戒区域	備考
土002	I-04-0010	東明の沢川	○	○	札幌建設管理部図面
土003	I-04-0020	盤の沢川	○		〃
土004	I-04-0030	我路の沢川	○	○	〃
土005	II-04-0040	菊水1の沢川	○	○	〃
土006	I-04-0050	番川	○	○	〃
土007	II-04-0060	菊水2の沢川	○	○	〃
土008	I-04-0070	落合川左股	○	○	〃
土009	II-04-0080	落合川右股	○	○	〃
土010	II-04-0090	丘川	○		〃
土011	I-04-0100	寺院川	○		〃
土012	I-04-0110	南一の沢川	○		〃
土013	II-04-0120	駐屯地裏の沢川	○	○	〃

◎ 急傾斜地崩壊危険箇所

図面番号	箇所番号	危険箇所名	警戒区域	特別警戒区域	備考
急001	I-0-304-304	盤の沢町本町	○	○	札幌建設管理部図面
急002	II-0-247-247	南美唄町南町	○	○	〃
急004	II-0-249-249	東明5条1丁目2	○	○	〃
急005	II-0-250-250	落合町本町	○	○	〃
急006	II-0-251-251	落合町栄町1	○	○	〃
急007	II-0-252-252	落合町栄町2	○	○	〃
急008	II-0-253-253	我路町1条	○	○	〃
急010	III-0-203-203	東6条北11丁目	○	○	〃
急012	III-0-324-873	茶志内1区	○	○	〃

◎ 地すべり危険箇所

図面番号	箇所番号	危険渓流名	警戒区域	特別警戒区域	未実施	備考
地001	24	我路町			○	〃
地002	25	我路			○	〃
地003	26	清水台			○	〃
地004	27	常盤台			○	〃
地005	438	美唄ダム			○	〃

別表第9（第4章第8節4関係）

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・地すべり危険地区・崩壊土砂流出危険地区）

◎ 山腹崩壊 北海道水産林務部治山課図面 山地災害危険地区位置図（美唄市）

図面番号	地区名	図面番号	地区名
奈井江町-山-056	東美唄町二の沢	美唄市-山-038	東美唄町我路の沢
奈井江町-山-057	東美唄町二の沢	美唄市-山-039	東美唄町鴻の台
奈井江町-山-058	東美唄町二の沢	美唄市-山-040	東美唄町鴻の台
奈井江町-山-059	東美唄町二の沢	美唄市-山-041	我路町4条
美唄市-山-001	光珠内町南	美唄市-山-042	東美唄町楓が丘
美唄市-山-002	光珠内町	美唄市-山-043	盤の沢町桜が丘
美唄市-山-003	光珠内町	美唄市-山-044	東美唄町鴻の台
美唄市-山-004	光珠内町上中の沢	美唄市-山-045	東美唄町桂台
美唄市-山-005	東明2条3丁目	美唄市-山-046	東美唄町桂台
美唄市-山-006	光珠内町上中の沢	美唄市-山-047	東美唄町桂台
美唄市-山-007	光珠内町上中の沢	美唄市-山-048	東美唄町宮の下
美唄市-山-008	南美唄町上	美唄市-山-049	盤の沢町清水丘
美唄市-山-009	南美唄町上	美唄市-山-050	盤の沢町清水丘
美唄市-山-010	南美唄町上	美唄市-山-051	盤の沢町清水丘
美唄市-山-011	南美唄町上	美唄市-山-052	東美唄町常盤台
美唄市-山-012	南美唄町上	美唄市-山-053	茶志内町
美唄市-山-013	南美唄町上	美唄市-山-054	茶志内町
美唄市-山-014	南美唄町山の手	美唄市-山-055	茶志内町
美唄市-山-015	南美唄町山の手	美唄市-山-056	東美唄町旭台
美唄市-山-016	南美唄町山の手	美唄市-山-057	東美唄町旭台
美唄市-山-017	南美唄町旭町	美唄市-山-058	東美唄町宮の下
美唄市-山-018	共練町東	美唄市-山-059	東美唄町月見台
美唄市-山-019	落合町入初	美唄市-山-060	東美唄町我路の沢
美唄市-山-020	落合町入初	美唄市-山-061	東美唄町我路の沢
美唄市-山-021	落合町緑が丘	美唄市-山-062	東美唄町我路の沢
美唄市-山-022	落合町本町	美唄市-山-063	東美唄町桂台
美唄市-山-023	東明町	美唄市-山-064	東美唄町桂台
美唄市-山-024	東明町	美唄市-山-065	東美唄町桂台
美唄市-山-025	東明町	美唄市-山-066	東美唄町旭台
美唄市-山-026	東明町	美唄市-山-067	東美唄町旭台
美唄市-山-027	盤の沢町本町	美唄市-山-068	東美唄町旭台
美唄市-山-028	盤の沢町桜が丘	美唄市-山-069	東美唄町桂台
美唄市-山-029	盤の沢町滝の上	美唄市-山-070	東美唄町桂台
美唄市-山-030	我路町菊水	美唄市-山-071	東美唄町桂台
美唄市-山-031	我路町菊水	美唄市-山-072	東美唄町桂台
美唄市-山-032	我路町菊水	美唄市-山-073	東美唄町桂台
美唄市-山-033	我路町菊水	美唄市-山-074	東美唄町桂台
美唄市-山-034	東美唄町番町	美唄市-山-075	東美唄町二の沢
美唄市-山-035	東美唄町我路の沢	美唄市-山-076	東美唄町二の沢
美唄市-山-036	東美唄町我路の沢	美唄市-山-077	東美唄町二の沢
美唄市-山-037	東美唄町我路の沢	美唄市-山-078	東美唄町二の沢

図面番号	地 区 名
美唄市-山-079	東美唄町二の沢
美唄市-山-080	東美唄町二の沢
美唄市-山-081	東美唄町二の沢
美唄市-山-082	東美唄町常盤台
美唄市-山-083	東美唄町二の沢
美唄市-山-084	東美唄町常盤台
美唄市-山-085	東美唄町常盤台
美唄市-山-086	東美唄町常盤台
美唄市-山-087	東美唄町常盤台
美唄市-山-088	東美唄町二の沢
美唄市-山-089	東美唄町二の沢
美唄市-山-090	東美唄町二の沢
美唄市-山-091	東美唄町二の沢
美唄市-山-092	東美唄町二の沢
美唄市-山-093	東美唄町二の沢
美唄市-山-094	東美唄町二の沢
美唄市-山-095	東美唄町二の沢
美唄市-山-096	東美唄町二の沢
美唄市-山-097	東美唄町二の沢
美唄市-山-098	東美唄町二の沢
美唄市-山-099	東美唄町二の沢
美唄市-山-100	東美唄町二の沢
美唄市-山-101	東美唄町二の沢
美唄市-山-103	東美唄町二の沢
美唄市-山-104	東美唄町二の沢

図面番号	地 区 名
美唄市-山-105	東美唄町二の沢
美唄市-山-106	東美唄町二の沢
美唄市-山-107	東美唄町二の沢
美唄市-山-108	東美唄町二の沢
美唄市-山-109	東美唄町二の沢
美唄市-山-110	東美唄町二の沢
美唄市-山-111	東美唄町二の沢
美唄市-山-112	東美唄町二の沢
美唄市-山-113	東美唄町二の沢
美唄市-山-114	東美唄町二の沢
美唄市-山-115	東美唄町二の沢
美唄市-山-116	東美唄町二の沢
美唄市-山-117	東美唄町二の沢
美唄市-山-118	東美唄町二の沢
美唄市-山-119	東美唄町二の沢
美唄市-山-120	東美唄町二の沢
美唄市-山-121	東美唄町二の沢
美唄市-山-122	東美唄町二の沢
美唄市-山-123	東美唄町二の沢
美唄市-山-124	東美唄町二の沢
美唄市-山-125	東美唄町二の沢
美唄市-山-126	東美唄町二の沢
美唄市-山-127	東美唄町常盤台
美唄市-山-128	東美唄町二の沢
美唄市-山-129	東美唄町二の沢

◎ 地すべり崩壊 北海道水産林務部治山課図面 山地災害危険地区位置図（美唄市）

危険地区名	字 名
美唄市-地-001	東美唄町一の沢
美唄市-地-002	東美唄町二の沢
美唄市-地-003	南美唄町上

危険地区名	字 名
美唄市-地-004	東美唄町二の沢
美唄市-崩-005	東美唄町二の沢

◎ 崩壊土砂流出 北海道水産林務部治山課図面 山地災害危険地区位置図（美唄市）

危険地区名	字 名
奈井江町-崩-001	茶志内町
奈井江町-崩-001	東美唄町二の沢
奈井江町-崩-001	東美唄町二の沢
美唄市-崩-001	光珠内町
美唄市-崩-002	光珠内町
美唄市-崩-003	南美唄町上
美唄市-崩-004	東美唄町旭台
美唄市-崩-005	南美唄町上
美唄市-崩-006	光珠内町東山
美唄市-崩-008	落合町住吉
美唄市-崩-009	落合町住吉
美唄市-崩-010	落合町本町
美唄市-崩-011	我路町菊水
美唄市-崩-012	我路町菊水
美唄市-崩-013	我路町菊水
美唄市-崩-014	我路町菊水
美唄市-崩-015	東美唄町我路の沢
美唄市-崩-016	東美唄町我路の沢
美唄市-崩-017	東美唄町常盤台
美唄市-崩-018	東美唄町桜が丘
美唄市-崩-019	東美唄町二の沢
美唄市-崩-021	東明4条3丁目
美唄市-崩-022	盤の沢町桜が丘
美唄市-崩-025	光珠内町上中の沢
美唄市-崩-026	光珠内町上中の沢
美唄市-崩-027	東美唄町常盤台
美唄市-崩-028	東美唄町清水台
美唄市-崩-029	東美唄町鴻の台
美唄市-崩-030	東美唄町鴻の台
美唄市-崩-031	東美唄町桂台
美唄市-崩-032	東美唄町桂台
美唄市-崩-033	東美唄町桂台
美唄市-崩-034	東美唄町桂台
美唄市-崩-036	東美唄町旭台
美唄市-崩-037	東美唄町桂台
美唄市-崩-038	東美唄町桂台
美唄市-崩-039	東美唄町旭台

危険地区名	字 名
美唄市-崩-040	東美唄町桂台
美唄市-崩-041	東美唄町旭台
美唄市-崩-042	東美唄町旭台
美唄市-崩-043	東美唄町桂台
美唄市-崩-044	東美唄町旭台
美唄市-崩-045	東美唄町桂台
美唄市-崩-046	東美唄町二の沢
美唄市-崩-047	東美唄町一の沢
美唄市-崩-048	東美唄町常盤台
美唄市-崩-049	東美唄町常盤台
美唄市-崩-050	東美唄町二の沢
美唄市-崩-051	東美唄町二の沢
美唄市-崩-052	東美唄町二の沢
美唄市-崩-053	東美唄町二の沢
美唄市-崩-054	東美唄町二の沢
美唄市-崩-055	東美唄町二の沢
美唄市-崩-056	東美唄町二の沢
美唄市-崩-057	東美唄町二の沢
美唄市-崩-058	東美唄町二の沢
美唄市-崩-059	東美唄町二の沢
美唄市-崩-060	東美唄町二の沢
美唄市-崩-061	東美唄町二の沢
美唄市-崩-062	東美唄町二の沢
美唄市-崩-063	東美唄町二の沢
美唄市-崩-064	東美唄町二の沢
美唄市-崩-065	東美唄町二の沢
美唄市-崩-066	東美唄町二の沢
美唄市-崩-067	東美唄町二の沢
美唄市-崩-068	東美唄町二の沢
美唄市-崩-069	東美唄町二の沢
美唄市-崩-070	東美唄町二の沢
美唄市-崩-071	東美唄町二の沢

主 な 危 険 物 扱 い 施 設

(平成29年5月現在)

事業所名	所在地	施設の概要	品目	貯蔵量	TEL
美唄ガス(株)	美唄市西4条 南5丁目3-1	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所 一般取扱所	第4類	540 kℓ	0126- 64-2321
道央油設処理公社	美唄市日東町住吉	屋外貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 給油取扱所 一般取扱所	第4類	971 kℓ	0126- 65-2190
株北海道イノアック	美唄市東8条 北4丁目1-15	屋内貯蔵所 屋外貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所 一般取扱所	第4類	174 kℓ	0126- 63-4135
アキレス(株) 美唄工場	美唄市東7条 北9丁目2-1	製造所 屋内貯蔵所 屋外貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所 一般取扱所	第4類	283 kℓ	0126- 62-2411
北海道日油(株)	美唄市光珠内町南	製造所 屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所	第5類 第1類 第3類 第4類 第5類 第4類 第1類 第4類 第5類	100 kg 120100 kg 200 kg 21 kℓ 6700 kg 50 kℓ 18900 kg 42 kℓ 160 kg	0126- 67-2211

別表第11 (第4章第8節7関係)

排・取水門管理状況

道委嘱 (平成29年5月現在)

NO	河川名称	排・取水門の名称	設置場所
1	美唄川	1号排水樋門	開発町南
2	〃	第7号排水樋管工	南美唄中央通6
3	〃	22号排水樋管	南美唄中央通6
4	〃	第15号樋管工	東7南6 1-23
5	〃	第17号樋管工	東7南6 1-23
6	〃	第16号樋管工	共練町東
7	〃	27号排水樋門	共練町東
8	〃	30号排水樋門	共練町東
9	〃	第23号排水樋管	共練町東
10	〃	第25号樋門工	共練町東
11	旧美唄川	1号排水樋管	上美唄町南
12	〃	2号排水樋管	上美唄町南
13	〃	3号排水樋管	上美唄町南
14	〃	4号排水樋管	上美唄町中央
15	〃	5号排水樋管	上美唄町中央
16	〃	6号排水樋管	上美唄町南
17	〃	杉本第1号排水樋管	上美唄町南
18	〃	杉本第2樋門	上美唄町南
19	〃	松田第1樋管	上美唄町中央
20	〃	三浦樋管	上美唄中央
21	〃	西美唄排水路樋門	上美唄中央
22	〃	松田第2樋門	上美唄沼の端
23	〃	北第6支線排水樋門	上美唄町東
24	〃	郷野第1樋管	上美唄町中央
25	〃	郷野第2排水樋管	上美唄町中央
26	〃	内水集水路排水樋門	上美唄町南
27	〃	鈴木樋管	上美唄町2区
28	〃	米内樋管	上美唄町2区
29	〃	斉藤樋管	上美唄町2区
30	〃	斉藤第2排水樋管	上美唄町2区
31	〃	安達樋門	上美唄町東
32	〃	米内第2樋管	上美唄町東
33	〃	米内第三樋管	上美唄町2区
34	〃	旧美唄川佐々木排水樋管	上美唄町東
35	〃	熊沢排水樋門	上美唄町2区

NO	河川名称	排・取水門の名称	設置場所
36	旧美唄川	益山排水樋管	上美唄町2区
37	〃	益山第2排水樋管	上美唄町2区
38	〃	早川排水樋管	上美唄町中央
39	新川	大須賀第1排水樋管	沼の内町北
40	〃	大須賀第2排水樋管	沼の内町北
41	〃	横谷第2排水樋管	沼の内町北
42	〃	高橋排水樋門	沼の内町北
43	〃	湯浅排水第2号樋管	西美唄町元村1区
44	〃	柏葉排水樋管	沼の内町中央
45	〃	稲田樋管	西5北7 3-4
46	〃	桑折第1排水樋管	沼の内町北
47	〃	桑折第2排水樋管	沼の内町北
48	〃	横谷第1排水樋管	沼の内町北
49	〃	5号排水樋管	沼の内町北
50	〃	4号排水樋管	西美唄町元村1区
51	〃	3号排水樋管	沼の内町中央
52	奔美唄川	1号排水樋管	沼の内町北
53	〃	2号排水樋管	西4北1 2-23
54	〃	3号排水樋管	西4北1 2-23
55	〃	4号排水樋門	沼の内町北
56	〃	5号排水樋管	西4北1 2-23
57	十一号川	湯浅排水樋管	西美唄町元村1区
58	〃	伊藤排水樋管	西美唄町元村1区
59	〃	大野第二排水樋管	西1北3 1-1
60	〃	大野排水樋管	西1北3 1-1
61	〃	大野第三樋管	西1北3 1-1
62	〃	福井樋管	癸巳町2区
63	〃	井上樋管	東4北5 3-1
64	〃	松浦樋門	西3北8

NO	河川名称	排・取水門の名称	設置場所
1	石狩川	富樫18線樋門	西美唄字大曲3区
2	〃	富樫16線樋門	西美唄字富樫
3	〃	伊藤樋門	中村町南
4	二号川	13号樋門	豊葦町3区
5	〃	14号樋門	豊葦町4区
6	〃	高田樋門	豊葦町3区
7	〃	半谷樋門	豊葦町4区
8	第二幹川	神樋門	上美唄町南2
9	〃	峰樺樋門	豊葦町4区
10	〃	21線樋門	光珠内町拓北
11	〃	11号樋管	上美唄町東
12	〃	樋口樋管	豊葦町4区
13	〃	福川樋門	上美唄町開拓
14	〃	開清樋管	拓北
15	〃	鈴木樋門	開発町南
16	ビバイイクシュンベツ川	佐々木樋管	上美唄町2区
17	〃	鈴木樋管	豊葦町1区
18	〃	堀川樋門	豊葦町2区
19	〃	6号樋門	光珠内町拓北
20	〃	下仲樋門	光珠内町下中の沢
21	〃	7号樋門	光珠内町拓北
22	ゴクドウ川	拓北樋門	光珠内町拓北
23	〃	ゴクドウ川右岸樋門	光珠内町拓北
24	産化美唄川	5号樋門	西美唄町元村2区
25	〃	開発樋門	開発町親和
26	〃	11線樋門	中村町南
27	〃	桜井樋門	開発町親和
28	〃	10線樋門	中村町中央
29	〃	石谷排水樋門	北美唄町1区
30	〃	児玉樋門	中村町南
31	〃	茶志内排水樋門（正）	中村町北
32	〃	茶志内排水樋門（副）	中村町北
33	〃	7号線樋門	北美唄町1区
34	〃	鈴木樋管	中村町北
35	〃	5号線樋門	茶志内町協和東

札幌委嘱（平成29年5月現在）

NO	河川名称	排・取水門の名称	設置場所
36	産化美唄川	3号線樋門	沼の内町北2
37	奔美唄川	沼の内樋門	沼の内町北2
38	〃	伊藤樋管	沼の内町北1
39	〃	3号樋管	沼の内町北1
40	美唄川	4号樋門	西美唄町元村2区
41	〃	2号樋門	開発町北
42	〃	3号樋管	開発町南
43	〃	元村樋門	西美唄町元村4区

市委嘱（平成29年5月現在）

NO	河川名称	排・取水門の名称	住所
1	公共下水道	田園緑地先スクリーンゲート	東2南5
2	公共下水道	東3条地先スクリーンゲート	東3南4
3	美唄川	共練地先ゲート	東8南1

別表第12（第4章第8節8関係）

排水ポンプ場管理状況

(平成29年5月現在)

河川名称	排水機場の名称・能力	場所（電話番号）	管理団体	連絡先
産化美唄川	茶志内排水機場 21.7t/s	中村町北 (65-4330)	美唄市	美唄市役所 経済部農林整備課(62-3178)
産化美唄川	開発排水機場 14.6t/s	開発町親和 (69-2571)	美唄市	美唄市役所 経済部農林整備課(62-3178)
旧美唄川	上美唄排水機場 21.6t/s	上美唄町南 (69-2565)	美唄市	美唄市役所 経済部農林整備課(62-3178)
奔美唄川	沼の内排水機場 4.0t/s	沼の内町北 (63-2026)	美唄市	美唄市役所 経済部農林整備課(62-3178)

別表第13（第4章第10節2関係）

消防職員の配置状況

(平成29年5月現在)

名称	職階						計
	司令長	司令	司令補	士長	消防士	その他	
消防本部	1	4	6	6	5	1	23
消防署		5	6	6	4	2	23
南美唄分遣所		1				0	1
峰延分遣所		0	1	1			2
計	1	10	13	13	9	3	49

消 防 団 員 の 配 置 状 況

(平成29年5月現在)

分団名	職階 団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	2	3		1	2	9	18
中央分団			1	2	3	6	12	24
旭分団			1	1	3	6	13	24
東明分団			1	1	3	5	12	22
南美唄分団			1	1	3	4	9	18
光珠内分団			1	2	4	8	20	35
峰延分団			1	1	2	4	11	19
西美唄分団			1	2	4	8	25	40
中村分団			1	1	2	4	11	19
茶志内分団			1	1	3	4	7	16
計	1	2	12	12	28	51	129	235

別表第15 (第4章第10節3関係)

消 防 車 両 等 の 配 置 状 況

(平成29年5月現在)

(単位:台)

車両等 所属	ポンプ自動車	小型ポンプ	その他車両	消防無線等
消防本部			連絡車 1	
消防署	水槽車 1	3	指揮車 1	基地 1
			救助工作車 1	固定 1
	化学車 1		はしご車 1	移動 14
			高規格救急車 2	携帯 15
	大型水槽車 1		マイクロバス 1	特定小電力トランシーバー 34
			訓練指導車 1	
			搬送車 1	
			予備車 1	
消防団本部			特定小電力トランシーバー 2	
中央分団	水槽車 1			移動 1
				特定小電力トランシーバー 2
旭分団	ポンプ車 1			移動 1
				特定小電力トランシーバー 2
東明分団	ポンプ車 1			固定 1
				移動 1
				特定小電力トランシーバー 2
南美唄分団	ポンプ車 1			固定 1
				移動 1
				特定小電力トランシーバー 2
光珠内分団		1	積載車 1	固定 1
				移動 1
				特定小電力トランシーバー 2
峰延分団	水槽車 1			固定 1
				移動 1
				特定小電力トランシーバー 2
西美唄分団		1	積載車 1	固定 1
				移動 1
				特定小電力トランシーバー 2
中村分団		1	積載車 1	固定 1
				移動 1
				特定小電力トランシーバー 2
茶志内分団	ポンプ車 1			固定 1
				移動 1
				特定小電力トランシーバー 2
計	9	6	14	基地 1
				固定 8
				移動 23
				携帯 15
				特定小電力トランシーバー 54

別表第16 (第4章第11節4関係)

な だ れ 危 険 箇 所

(平成29年5月現在)

危険箇所名	雪崩危険斜面面積	雪崩危険斜面延長	
		縦断方向	横断方向
美唄南美唄町南町	14,025m ²	51m	275m
美唄盤の沢町本町	50,400m ²	315m	135m

別表第17（第5章第4節1（4）ア関係）

地区別避難所・指定避難所一覽

地区名	地区人員	番号	避難所		施設の所有者 又は管理者	施設の位置 及び電話番号	指定 避難所
			施設名	収容人員			
条丁目 共練町 一心町	15,096	1	総合福祉センター	100	社会福祉協議会会長	西3南3 6-2 62-0770	
		2	北福祉会館	50	運営委員会会長	西3北5 2-8	
		3	東福祉会館	50	運営委員会会長	東5北4 1-10 62-4994	
		4	南福祉会館	50	運営委員会会長	西2南5 2-20	
		5	東4条福祉会館	50	運営委員会会長	東3南2 4-3	
		6	ゆたか会館	50	管理人	東4南5 1-3	
		7	東明西福祉会館	50	運営委員会会長	東8北6 1-12	
		8	共練生活館	50	管理人	東6南1 4-18	
		9	総合体育館	1000	館長	西5南1 1-1 62-6500	
		10	中央小学校	1000	学校長	西4北1 3-2 63-4215	○
		11	美唄中学校	800	学校長	西5北3 3-1 63-4211	○
		12	東小学校	1000	学校長	東7北1 3-1 63-2611	○
		13	東中学校	800	学校長	東7北2 1-1 63-2610	○
		46	美唄尚栄高校	400	学校長	西1南6 1-1 64-2275	○
47	美唄聖華高校	400	学校長	東6北2 1-1 64-2385	○		
48	美唄養護学校	365	学校長	東7南3 1-1 62-6511	○		
進徳町	782	14	進徳生活館	50	連合協議会会長	進徳町1区	
		15	進徳保育園	50	運営委員会委員長	進徳町1区 62-3155	
茶志内町 日東町	687	16	茶志内中央福祉会館	50	運営委員会委員長	茶志内町本町	
		17	茶志内福祉会館	50	運営委員会委員長	茶志内町3区 65-2801	
		18	日東福祉会館	50	運営委員会委員長	日東町栄町	
		19	茶志内小学校	400	学校長	茶志内町本町 65-2120	○
中村町 北美唄町	273	20	中村福祉会館	50	運営委員会委員長	中村町中央	
		21	法輪寺	20	金浦精一	中村町南 69-2256	
		22	北美唄営農改善センター	30	運営委員長	北美唄町2区	

地区名	地区人員	番号	避難所		施設の所有者 又は管理者	施設の位置 及び電話番号	指定 避難所
			施設名	収容人員			
西美唄町	369	23	西美唄福祉会館	50	運営委員会会長	西美唄町元村美富	
		24	いわみざわ農業協同 組合大富支所	30	農協支所長	北村(岩見沢) 55-3111	
開発町	193	25	開発福祉会館	50	運営委員会会長	開発町南 62-4569	
上美唄町	312	26	上美唄第2会館	30	部落会長	上美唄町中央 69-2820	
		27	中美唄会館	30	部落会長	上美唄町南	
		28	上美唄総合福祉会館	50	連合町内会長	上美唄町2区	
光珠内町 豊葦町	814	29	光珠内福祉会館	50	運営委員会会長	光珠内町北	
		30	公民館拓北分館	40	公民館長	光珠内町拓北 62-6057	
		31	豊葦営農改善センター	100	運営委員長	豊葦町3区	
		32	光珠内中央自治会館 地域ふれあいセンター	50	運営委員会会長	光珠内町3区	
峰延町	950	33	峰延福祉会館	100	運営委員会会長	峰延町本町 67-2345	
		34	峰延小学校	400	学校長	峰延町東 67-2229	○
		35	峰延中学校	400	学校長	峰延町本町 67-2120	○
南美唄町	1,767	36	南美唄福祉会館	100	運営委員会会長	南美唄町西町	
		37	南美唄コミュニティセンター	50	館長	南美唄町西町 66-1030	
		38	南美唄小学校	400	学校長	南美唄町 63-2349	○
		39	南美唄中学校	400	学校長	南美唄町 63-2570	○
東明町	738	40	東明生活館	50	管理人	東明3条3-1	
		41	美唄地域人材開発センター	400	専務理事	東明1条 1-2 63-4218	
盤の沢町 落合町 我路町	233	42	落合生活館	50	管理人	落合町本町	
		43	栄町コミュニティセンター	50	町内会長	落合町栄町	
沼の内町	184	44	沼の内総合会館	20	部落会長	沼の内町北	
癸巳町	122	45	癸巳福祉会館	50	運営委員会会長	癸巳町2区 62-6518	

※収容人員は、施設の面積や地区人口を総合的に勘案して算出

広域避難場所・指定緊急避難場所一覧

(平成29年5月現在)

地区名	番号	施設名	施設の位置	所有又は管理者、電話番号	指定緊急避難場所						
					地震	洪水	内水 氾濫	崖崩れ	土石流	地滑り	大規模 災害
条丁目 共練町 進徳町 一心町 癸巳町 沼の内町 開発町 上美唄町 西美唄町	1	中央公園	西2南1	都市整備課 63-0138							
	2	旭公園	東2南2	〃							
	3	ゆたか公園	東4南5	〃							
	4	中央小学校グラウンド	西4北1	学校長 63-4215	○	○	○	○	○	○	○
	5	旧美唄工業高校グラウンド	西2北4								
	6	美唄尚栄高校グラウンド	西1南6	学校長 64-2275	○	○	○	○	○	○	○
	7	美唄聖華高校グラウンド	東6北2	学校長 64-2385	○	○	○	○	○	○	○
	8	美唄養護学校グラウンド	東7南3	学校長 62-6511	○	○	○	○	○	○	○
	9	美唄中学校グラウンド	西5北3	学校長 63-4211	○	○	○	○	○	○	○
	10	東小学校グラウンド	東7北1	学校長 63-2611	○	○	○	○	○	○	○
	11	東中学校グラウンド	東7北2	学校長 63-2610	○	○	○	○	○	○	○
茶志内町 日東町	12	茶志内小学校グラウンド	茶志内町本町	学校長 65-2120	○	○	○	○	○	○	○
中村町・北美唄町	13	旧JAびばい中村支所跡	中村町中央	J A びばい 63-2161							
光珠内町・豊葦町	14	旧光珠内中央小学校グラウンド	光珠内町3区	契約管財課長 62-3136							
峰延町	15	峰延小学校グラウンド	峰延町東	学校長 67-2229	○	○	○	○	○	○	○
	16	峰延中学校グラウンド	峰延町本町	学校長 67-2120	○	○	○	○	○	○	○
南美唄町	17	南美唄小学校グラウンド	南美唄町	学校長 63-234	○	○	○	○	○	○	○
	18	南美唄中学校グラウンド	南美唄町	学校長 63-257	○	○	○	○	○	○	○
	19	南美唄下7条3丁目広場	南美唄町	契約管財課長 62-3136							
東明町・落合町 盤の次町・找路町	20	美唄地域人材開発センター	東明1条1-2	事務局長 63-4218							
	21	陸上競技場	東明町2区	教育委員会 62-3132							
東美唄町	22	我路ファミリー公園	我路町	都市整備課 63-0138							

別表第19（第5章第4節1（4）才関係）

福祉避難所一覧

（平成29年5月現在）

番号	施設名	施設の位置	収容人員	施設の所有者 又は管理者	電話番号	施設種別
1	美唄学園	東7南2 2-4	20	社会福祉法人 北海道光生会	62-5353	福祉型障害児入所施設
2	ライフサポート美唄	東7南2 1-2	20		63-4268	障害者支援施設
3	美唄光生園	光珠内町東山	20		63-2220	障害者支援施設
4	ケアハウスハーモニー	東7南2 5-23	3	社会福祉法人 恵和会	63-0533	生活介護施設
5	特別養護老人ホーム泰康	東7南2 5-24	7		66-6151	特別養護老人ホーム
6	パシオ	東7南4 1-1	30	社会福祉法人 クピド・フェア	63-3575	障害者支援施設
7	グループホーム アルメリア	東5南4 3-9	3	グループホーム アルメリア	62-6816	認知症対応型共同生活介護施設
8	介護老人保健施設 コミュニティホーム美唄	東5南7 5-1	10	社会福祉法人 溪仁会	66-2001	老人保健施設

別表第20

(第5章第6節5、第7節6、第8節6、第15節5、第16節6、第17節6、第18節3、第18節5関係)

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 限度額1戸当たり 5,516,000円以内</p> <p>3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内着工	<p>1 費用は設置に係る経費として、5,516,000円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合、集会場等の施設を設置できる。</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間 最高2年以内</p>
避難所の設置	住家に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	<p>(基本額) 避難所設置費 収容人員1人1日につき320円以内</p> <p>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費を含む。</p> <p>2 輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所生活が長期にわたる場合、ホテルなど宿泊施設を借上げ可能。</p>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流出</td> <td>夏 4月～9月</td> <td>18,400</td> <td>23,700</td> <td>34,900</td> <td>41,800</td> <td>52,900</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬 10月～3月</td> <td>30,400</td> <td>39,500</td> <td>54,900</td> <td>64,200</td> <td>80,800</td> <td>11,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏 4月～9月</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,100</td> <td>14,700</td> <td>18,600</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬 10月～3月</td> <td>9,800</td> <td>12,700</td> <td>18,000</td> <td>21,400</td> <td>27,000</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流出	夏 4月～9月	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800	冬 10月～3月	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100	半壊 半焼 床上 浸水	夏 4月～9月	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600	冬 10月～3月	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																			
全壊 全焼 流出	夏 4月～9月	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800																																			
	冬 10月～3月	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100																																			
半壊 半焼 床上 浸水	夏 4月～9月	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600																																			
	冬 10月～3月	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500																																			
医療	医療のみちを失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は別途計上																																						
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は慣行料金の8割以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦の移送費は、別途計上																																						

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の搜索」として取り扱 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり 574,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう)。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,400円 中学校生徒 1人当たり4,700円 高校学校等生徒 1人当たり5,100円	災害発生の日から(教科書)1カ月以内(文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際、死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12才以上) 210,200円以内 小人(12才未満) 168,100円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 一時保存用のドライアイス等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では当該障害物を除去することができない者。	1 世帯当たり 135,100円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送及び賃金職員等の雇上げ	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救済物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 医師及び歯科医師 22,800円以内 2 薬剤師 17,200円以内 3 保健師、助産師及び看護師 16,700円以内 4 土木技術者及び建築技術者 17,200円以内 5 大工 20,700円以内 6 左官 20,700円以内 7 とび職 19,600円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

給水車両等

(平成 2 9 年 5 月現在)

車 両 等	数 量	容 量	連絡先
給水タンク	2	1 t	都市整備部水道課 (運搬車については必要な都度借上)
	2	2 t	
ポリタンク	127	2 0 ℓ	
給水袋	900	1 0 ℓ	
	4, 000	6 ℓ	

市内の病院・診療所等の医療施設

救急指定病院

(H29.8現在)

名称	所在地	診療科目	電話番号	病床数
市立美唄病院	西2北1 1-1	内科 小児科 外科 整形外科 産婦人科 耳鼻咽喉科 眼科	63-4171	98

その他の病院・医院・診療所

名称	所在地	診療科目	電話番号	病床数
北海道せき損センター	東4南1 3-1	内科 循環器科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科 麻酔科 歯科	63-2151	157
花田病院	東1北2 2-5	一般内科 消化器科 循環器科 リハビリテーション科	68-8700	120
しろした病院	西1北1 1-31	内科 小児科	63-2780	59
井門内科医院	東1北1 2-8	内科 循環器科 消化器科 呼吸器科	63-4535	-
なかさか医院	西1南2 1-12	内科 外科 リハビリテーション科	63-2019	-
つばや耳鼻咽喉科	西1南1 2-8	耳鼻咽喉科	63-3387	-
美唄すずらんクリニック	東1南2 1-12	内科 精神科 神経科 診療内科	66-1234	-
びばい眼科クリニック	西1南1 2-6	眼科	66-6222	-
なかむら内科・消化器科	東1南3 2-12	内科 消化器科	63-1555	-
あおぞらクリニック	西2南2 4-20	内科 精神科 診療内科	66-6355	-
小森歯科医院	東2北2 4-3		62-6035	-
さくら歯科クリニック	東3南4 4-36		66-1818	-
そらち歯科医院	東1北5 1-27		62-6811	-
孫歯科医院	東1南2 1-12-5		62-1239	-
平歯科医院	西1南5 2-18		63-2688	-
たかはし歯科医院	東4南1 1-1		63-0003	-
なめかわ歯科医院	東3南5 3-9		66-2662	-
工藤歯科・矯正歯科医院	峰延町本町南2		67-2218	-
宝崎歯科クリニック	西1北1 1-1		63-2445	-
むらかみ歯科医院	大通東1南7 1-5		62-7723	-
吉村歯科医院	東6北1 1-1		68-8860	-
メロディ歯科クリニック	西2北5 1-1		62-6480	-

別表第23 (第5章第13節5関係)

ごみ収集運搬車両

(平成29年8月現在)

車種別	積載量	台数	所有者	備考
いすゞパッカー車	2 t	2	美唄中央運送	
いすゞパッカー車	4 t	4	美唄中央運送	
いすゞパッカー車	6 t	1	美唄市	
いすゞ(平ボデー)	4 t	1	美唄中央運送	
いすゞ(平ボデー)	4 t	2	美唄再生資源会	
日野(平ボデー)	4 t	1	美唄市	
いすゞ(天蓋ダンプ)	6 t	1	美唄市	

別表第24 (第5章第13節5関係)

し尿収集運搬車両

(平成29年5月現在)

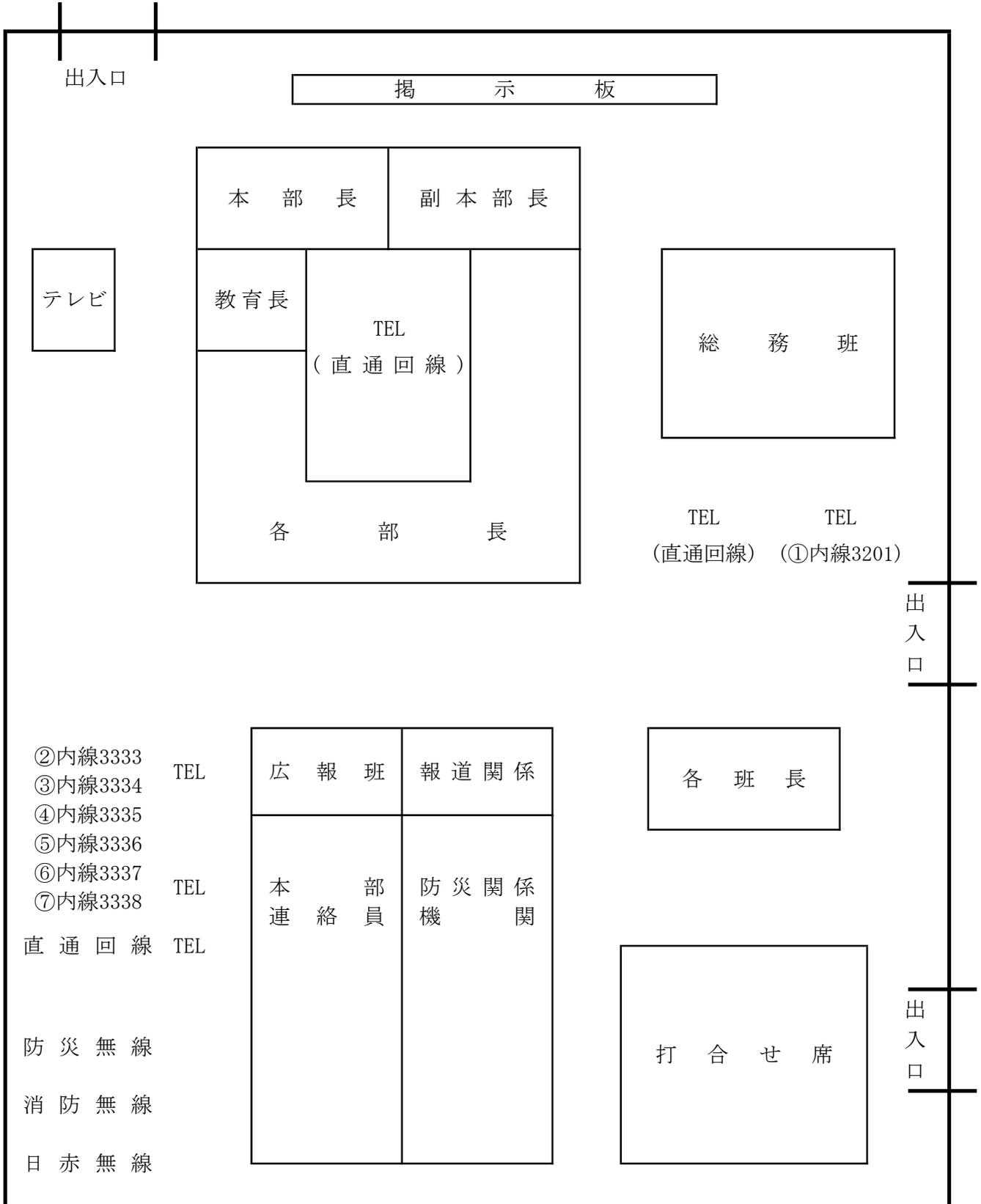
車種別	積載量	台数	所有者	備考
バキューム小型車	1.8kℓ	1	美唄環境センター	
〃 中型車	3.5kℓ	3	〃	
〃 中型車	3.5kℓ	1	北海道コンポスト	

市 保 有 車 両

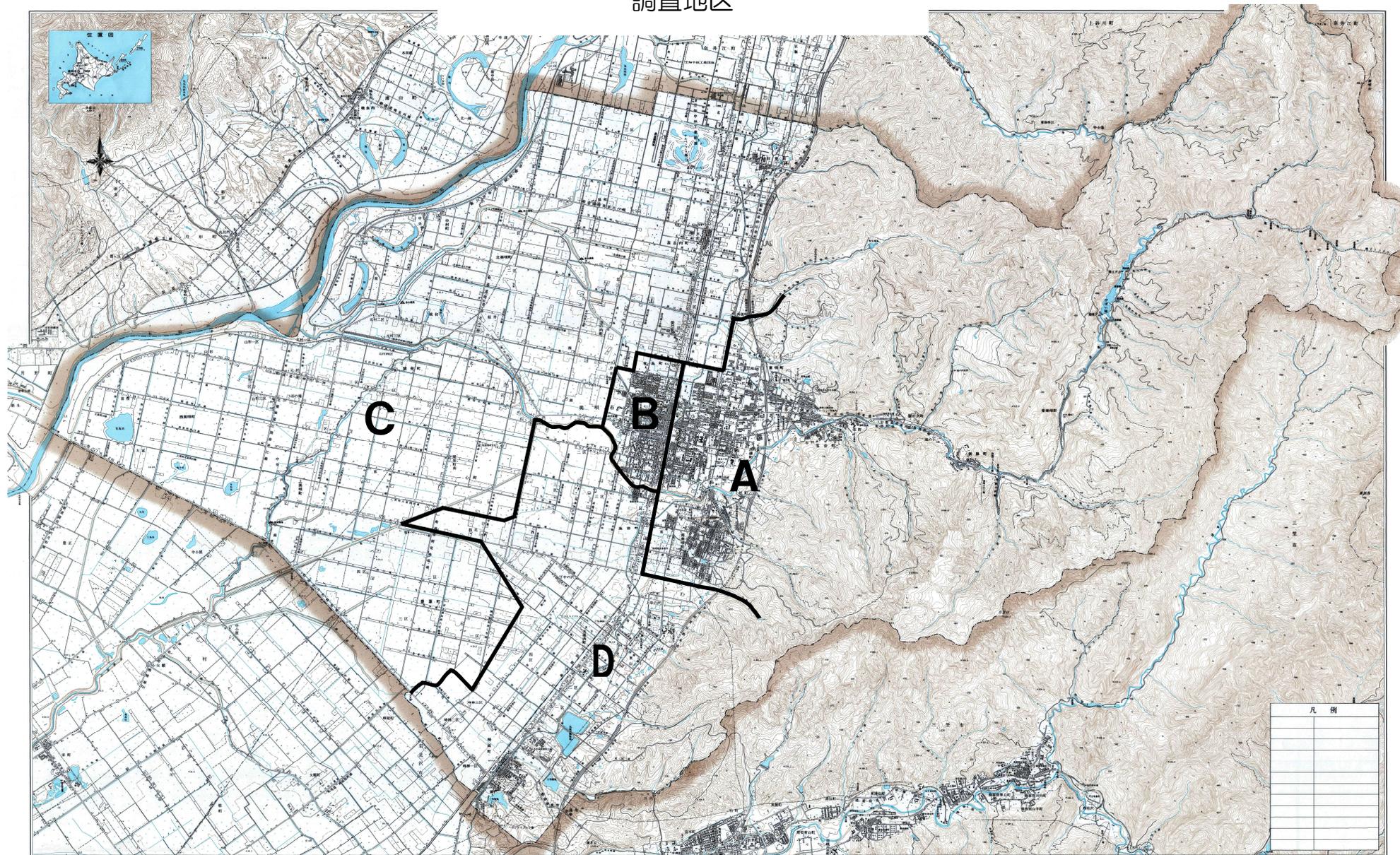
(平成29年5月現在)

所 属	種 別	乗用車	ライトバン		SUV	バ ス		ト ラ ッ ク		ダンプ	特殊車	救急車	計	備考
			軽	小 型		マイクロ	普 通	軽	小 型					
			総 務 部	契約管財課		5	3	4						
	危機管理対策室		1										1	
市 民 部	生活環境課	2		3		4		2					11	
	税 務 課	2											2	
保健福祉部	地域福祉課	5	1										6	
	高齢福祉課	7	2	2									11	
	健康推進課	1	2										3	
	恵 風 園			1						3			4	
経 済 部	観光振興課		2										2	
	農 政 課			1									1	
	農林整備課			1	1								2	
都市整備部	都市整備課	1		2	2			1	1	2	8		17	
	都市建築住宅課		2										2	
	水 道 課			2	4								6	
	下 水 道 課	1		1									2	
教育委員会	学 務 課	1				8	4						13	
	スポーツ振興課								1				1	
	図 書 館										1		1	
	給食センター		1										1	
病 院 事 務 局	1	1									1		3	
農 業 委 員 会			1										1	
計		26	15	18	7	12	5	4	2	2	12	1	104	

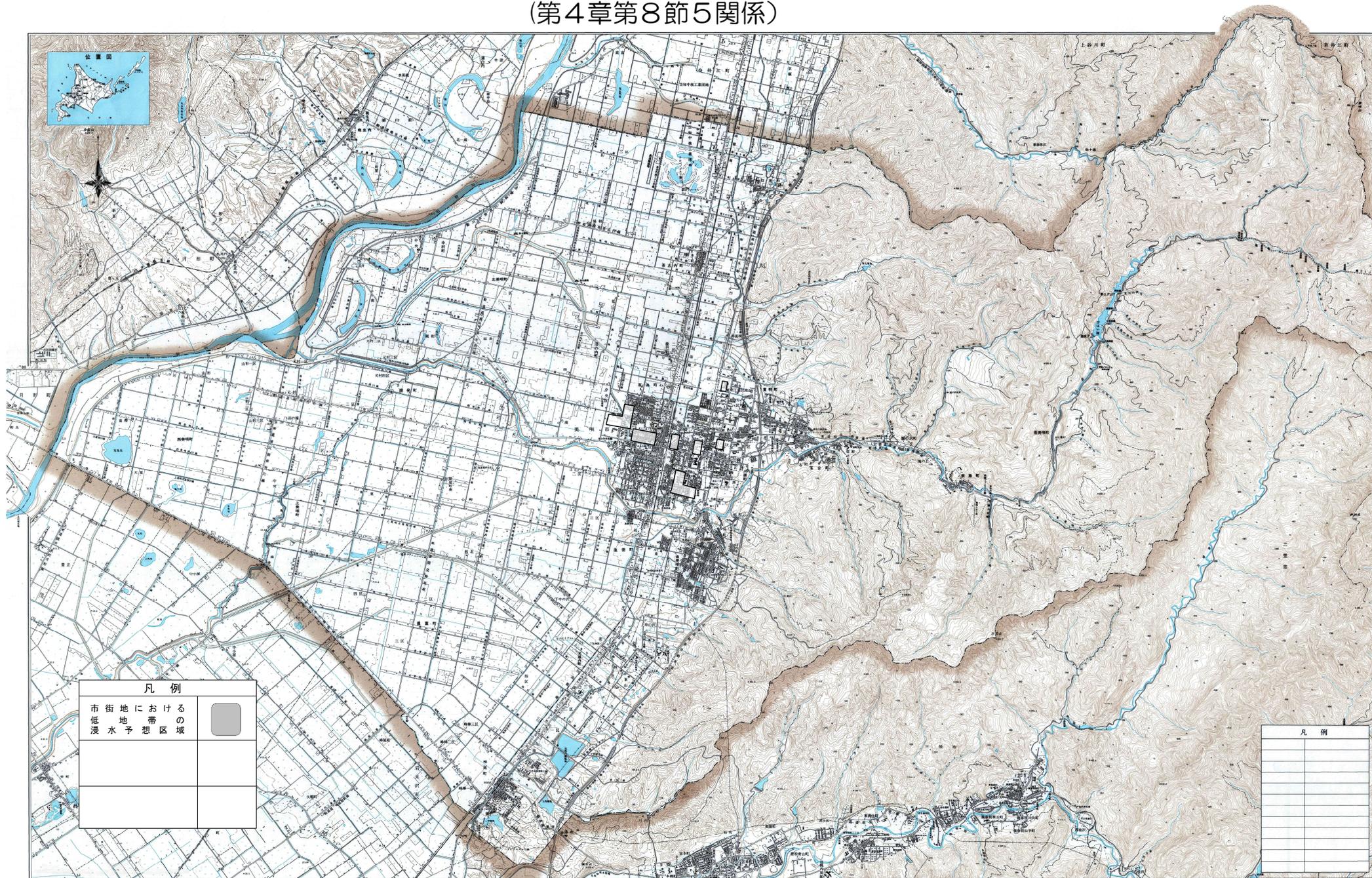
災害対策本部配置図 (庁舎大会議室)

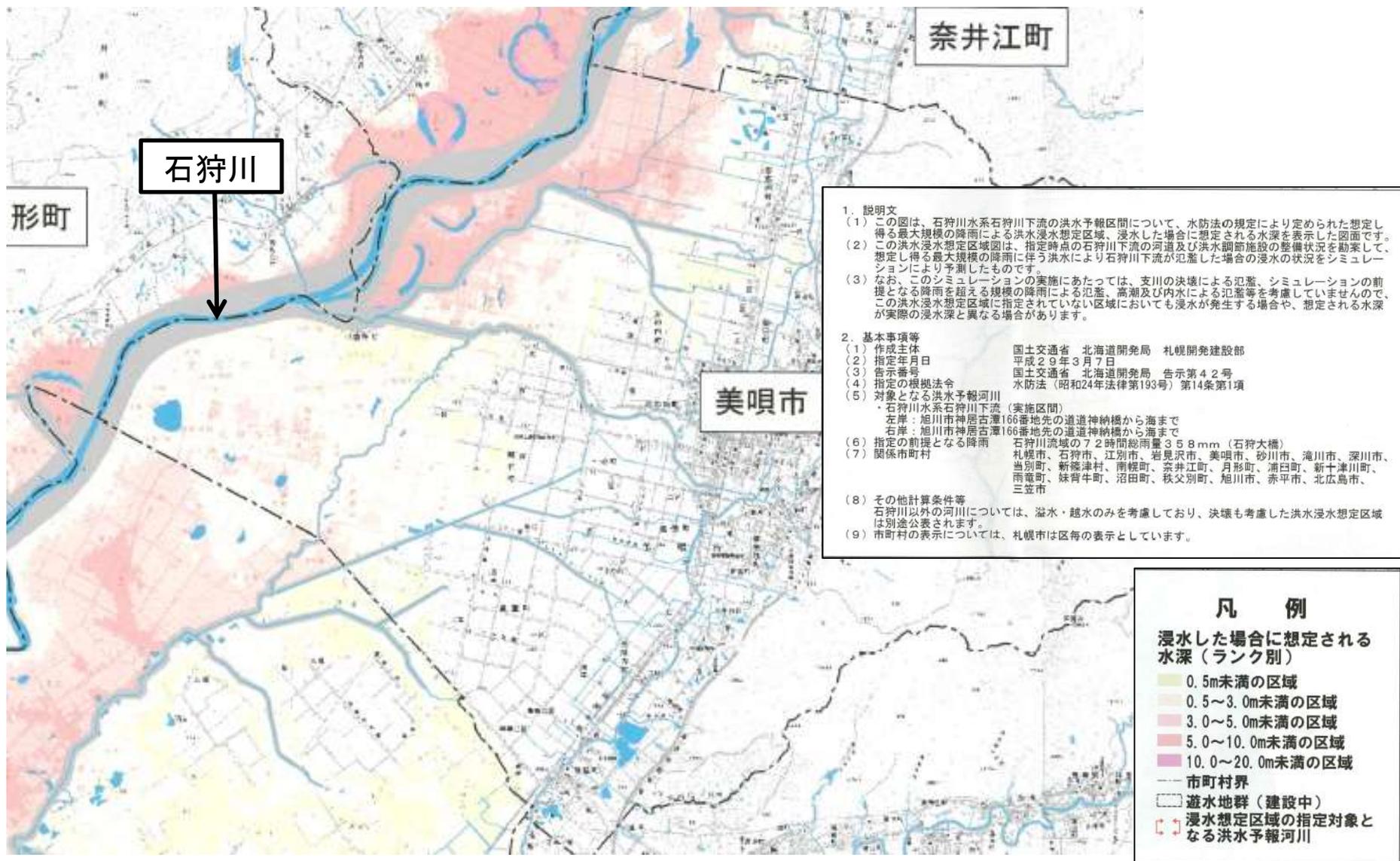


別図第2 (第2章第3節3関係)
調査地区

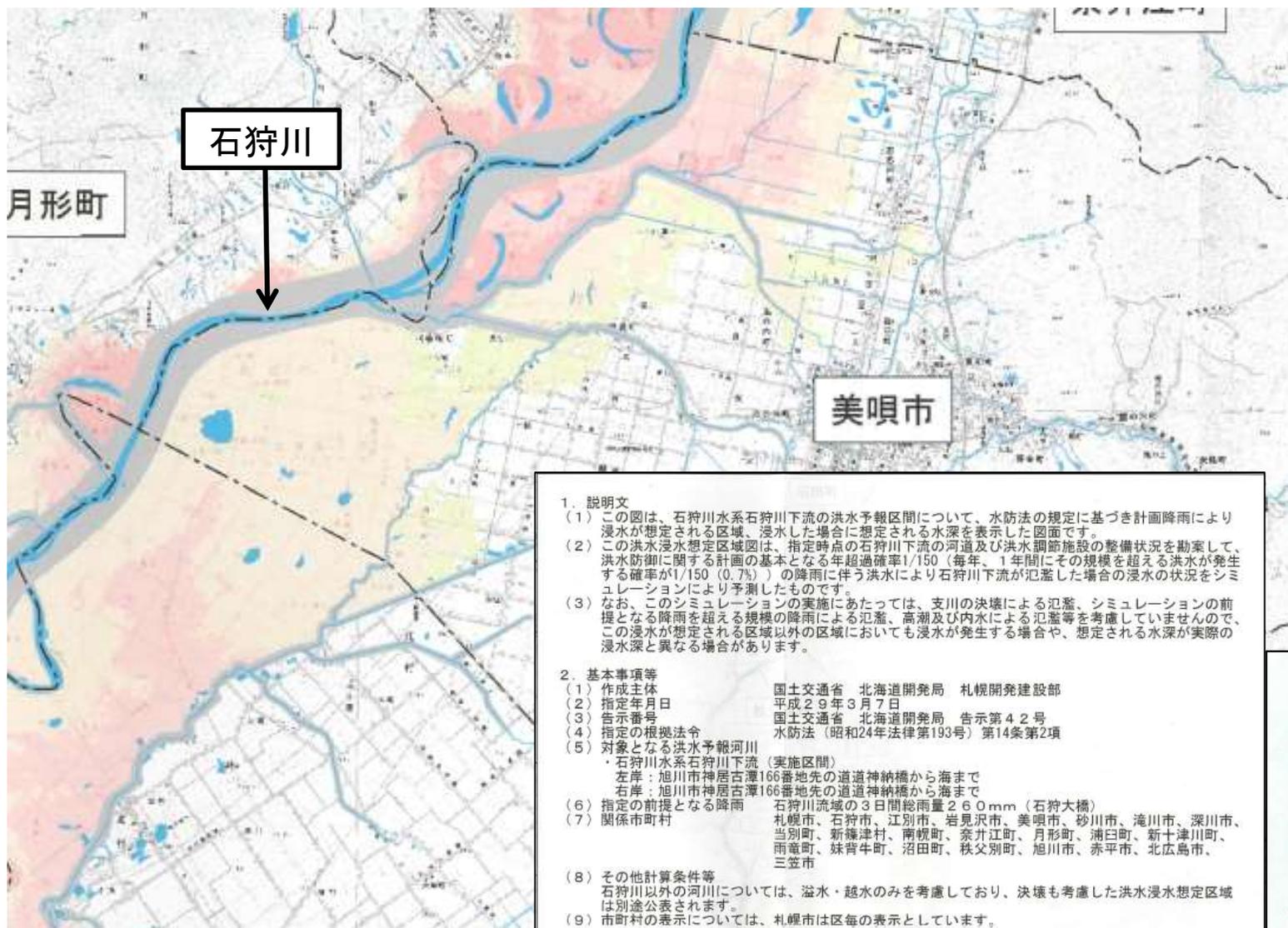


別図第3 市街地における低地帯の浸水想定区域図
(第4章第8節5関係)





石狩川水系石狩川 洪水浸水想定区域図(計画規模)



1. 説明文
 (1) この図は、石狩川水系石狩川下流の洪水予報区間について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の石狩川下流の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/150(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/150(0.7%))の降雨に伴う洪水により石狩川下流が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等
 (1) 作成主体 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部
 (2) 指定年月日 平成29年3月7日
 (3) 告示番号 国土交通省 北海道開発局 告示第42号
 (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項
 (5) 対象となる洪水予報河川 (実施区間)
 ・石狩川水系石狩川下流
 左岸:旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで
 右岸:旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで
 (6) 指定の前提となる降雨 石狩川流域の3日間総雨量260mm(石狩大橋)
 (7) 関係市町村 札幌市、石狩市、江別市、岩見沢市、美唄市、砂川市、滝川市、深川市、当別町、新穂津村、南幌町、奈井江町、月形町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、妹背牛町、沼田町、秩父別町、旭川市、赤平市、北広島市、三笠市
 (8) その他計算条件等 石狩川以外の河川については、溢水・越水のみを考慮しており、決壊も考慮した洪水浸水想定区域は別途公表されます。
 (9) 市町村の表示については、札幌市は区毎の表示としています。

凡 例

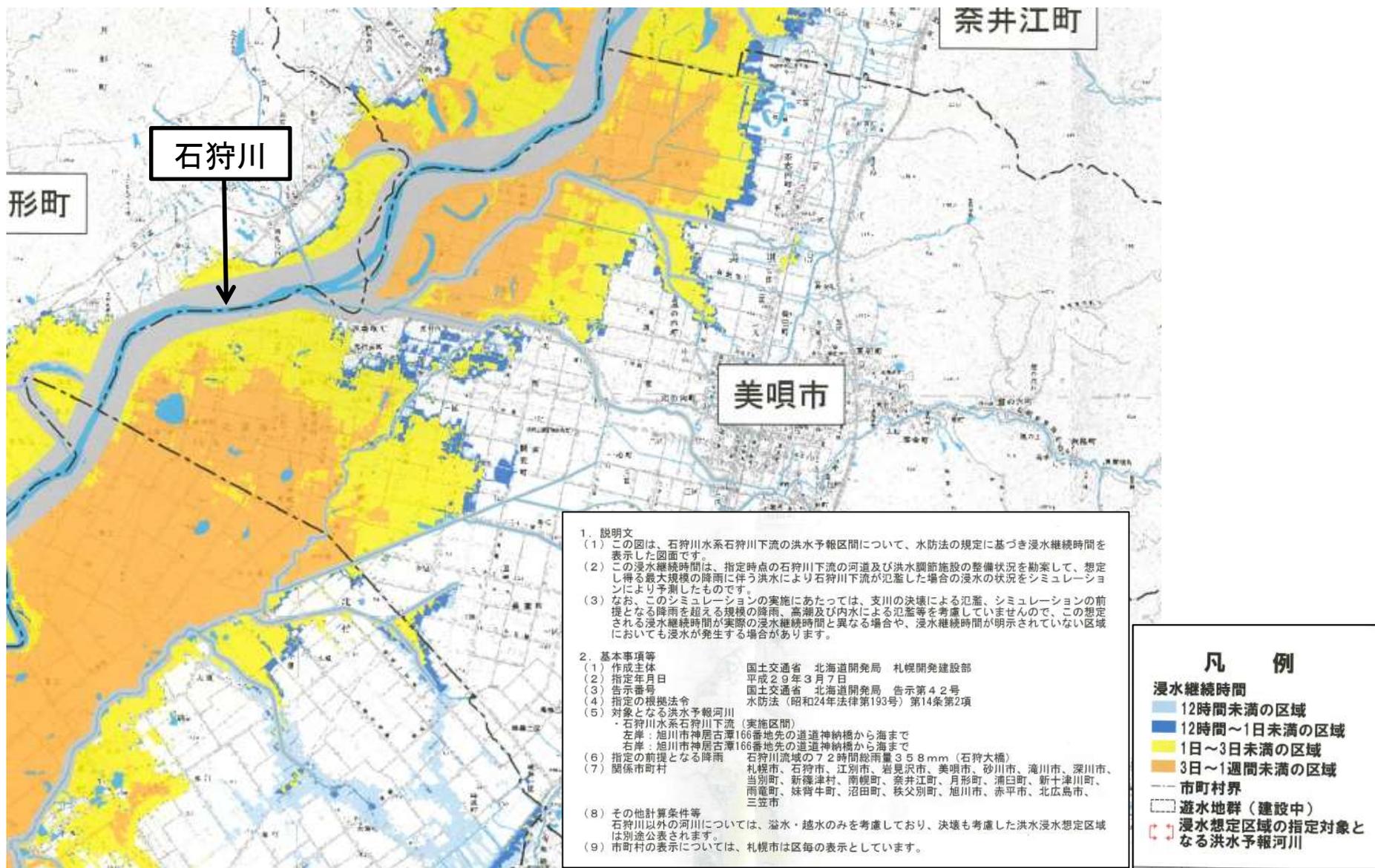
浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5~3.0m未満の区域
- 3.0~5.0m未満の区域
- 5.0~10.0m未満の区域
- 10.0~20.0m未満の区域

--- 市町村界

▭ 遊水地群(建設中)

▭ 浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川

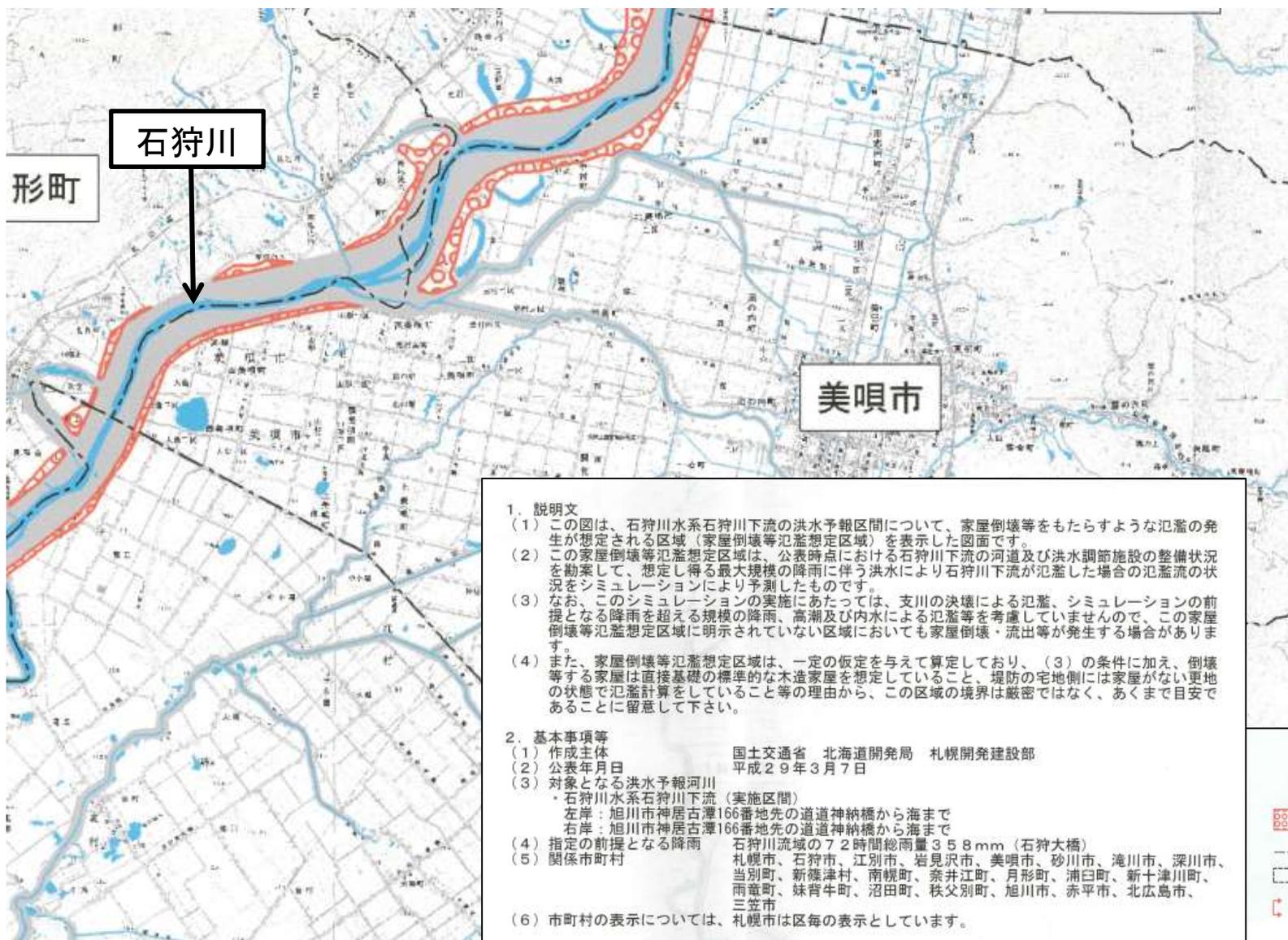




1. 説明文
- (1) この図は、石狩川水系石狩川下流の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
 - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点における石狩川下流の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により石狩川下流の河岸の侵食幅を予測したものです。
 - (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、石狩川下流の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることを留意して下さい。
2. 基本事項等
- (1) 作成主体 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部
 - (2) 公表年月日 平成29年3月7日
 - (3) 対象となる洪水予報河川
 - ・石狩川水系石狩川下流(実施区間)
 - 左岸：旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで
 - 右岸：旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで
 - (4) 指定の前提となる降雨 石狩川流域の7.2時間総雨量358mm(石狩大橋)
 - (5) 関係市町村 札幌市、石狩市、江別市、岩見沢市、美唄市、砂川市、滝川市、深川市、当別町、新篠津村、南幌町、奈井江町、月形町、浦臼町、新十津川町、雨童町、妹背牛町、沼田町、秩父別町、旭川市、赤平市、北広島市、三笠市
 - (6) 市町村の表示については、札幌市は区毎の表示としています。

凡 例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- 市町村界
- 遊水地群(建設中)
- 浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川

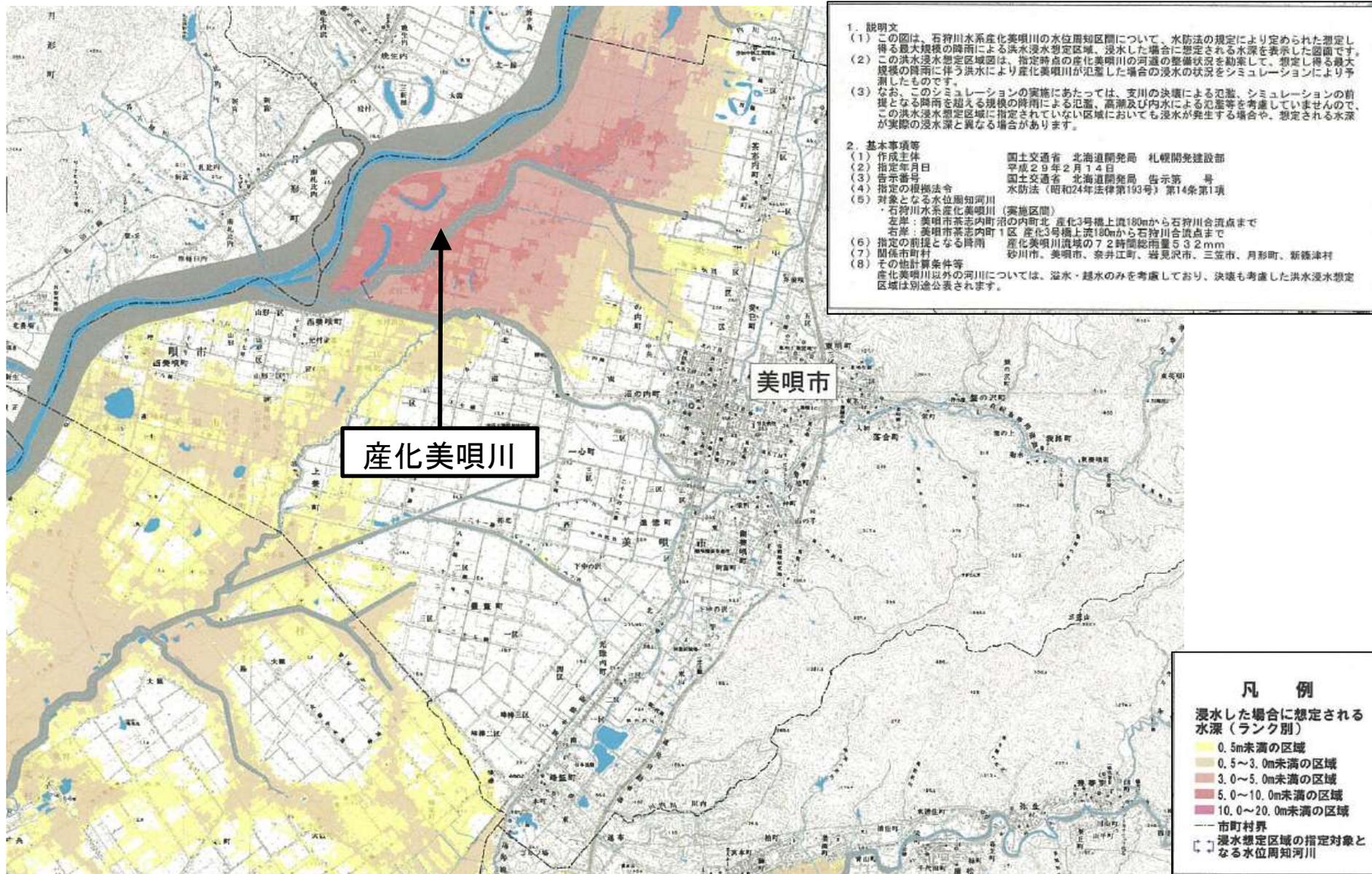


1. 説明文
 (1) この図は、石狩川水系石狩川下流の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点における石狩川下流の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により石狩川下流が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に明示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意して下さい。

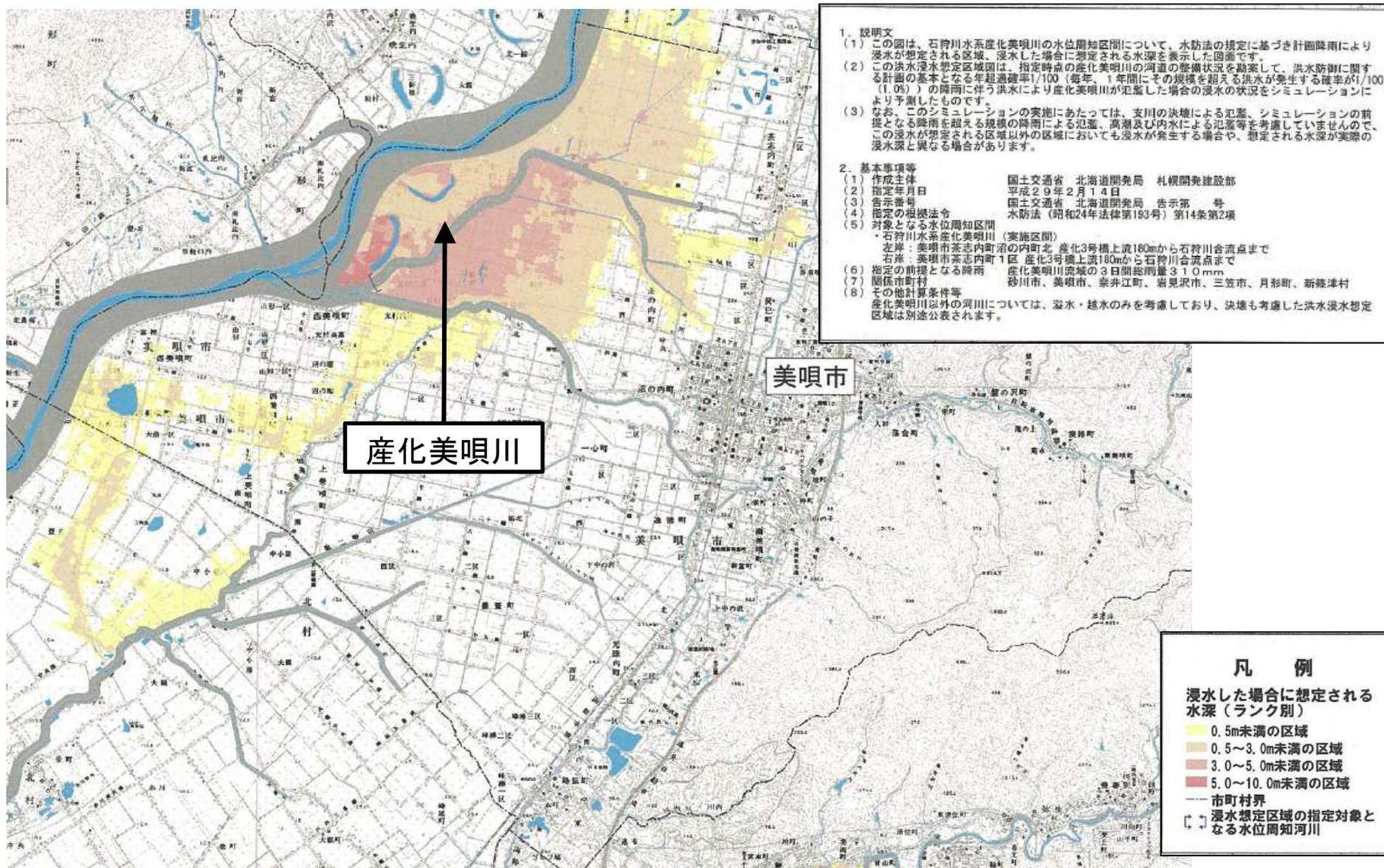
2. 基本事項等
 (1) 作成主体 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部
 (2) 公表年月日 平成29年3月7日
 (3) 対象となる洪水予報河川 石狩川水系石狩川下流(実施区間)
 左岸:旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで
 右岸:旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで
 (4) 指定の前提となる降雨 石狩川流域の72時間総雨量358mm(石狩大橋)
 (5) 関係市町村 札幌市、石狩市、江別市、岩見沢市、美唄市、砂川市、滝川市、深川市、当別町、新篠津村、南幌町、奈井江町、月形町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、妹背牛町、沼田町、秩父別町、旭川市、赤平市、北広島市、三笠市
 (6) 市町村の表示については、札幌市は区毎の表示としています。

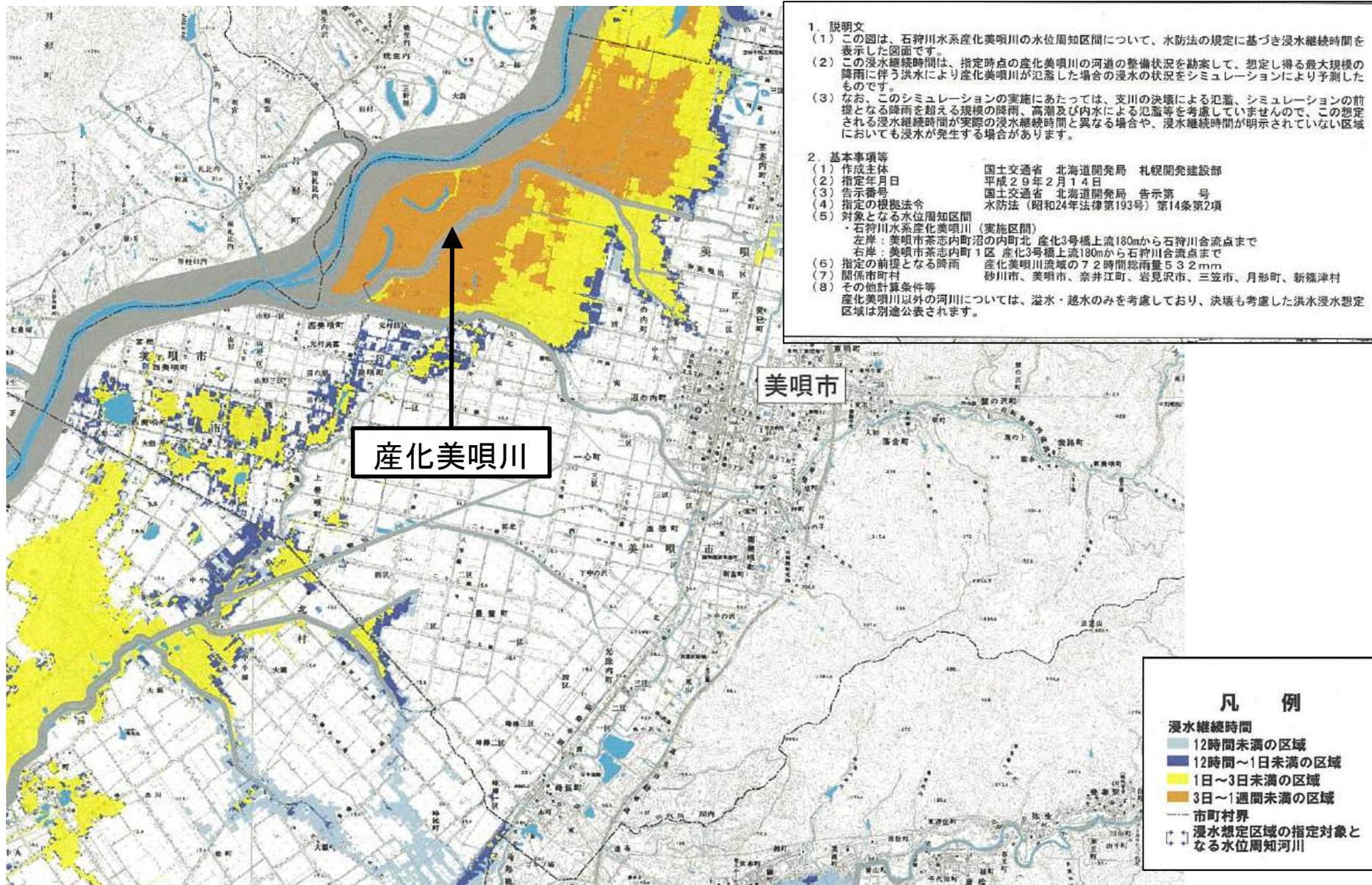
凡 例

 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
 市町村界
 遊水地群(建設中)
 洪水想定区域の指定対象となる洪水予報河川

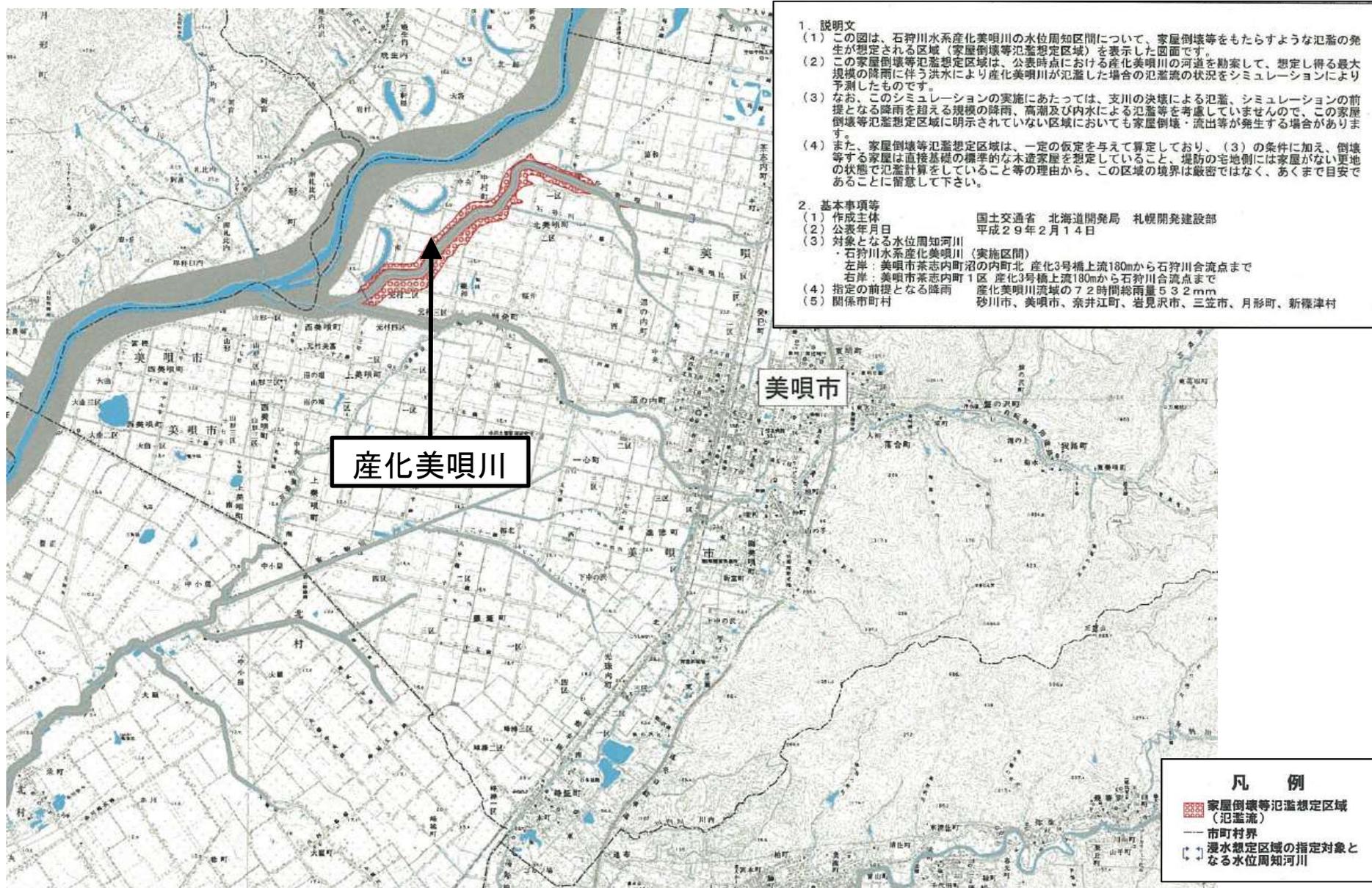


石狩川水系産化美唄川 洪水浸水想定区域図(計画規模)





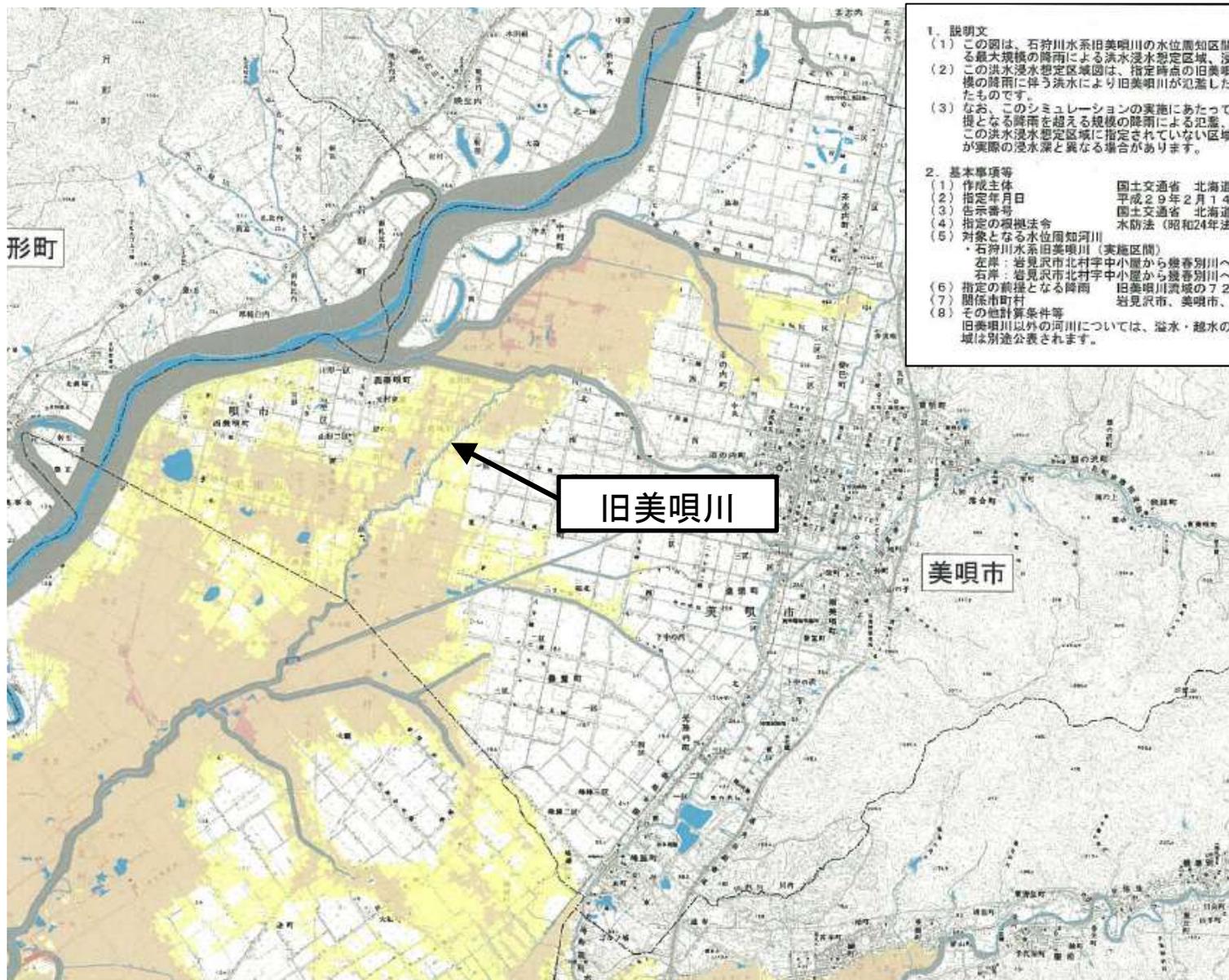




1. 説明文
 (1) この図は、石狩川水系産化美唄川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点における産化美唄川の河道を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により産化美唄川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に明示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。

2. 基本事項等
 (1) 作成主体 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部
 (2) 公表年月日 平成29年2月14日
 (3) 対象となる水位周知河川 石狩川水系産化美唄川(実施区間)
 左岸：美唄市茶志内町沼の内町北 産化3号橋上流180mから石狩川合流点まで
 右岸：美唄市茶志内町1区 産化3号橋上流180mから石狩川合流点まで
 (4) 指定の前提となる降雨 産化美唄川流域の72時間総雨量532mm
 (5) 関係市町村 砂川市、美唄市、奈井江町、岩見沢市、三笠市、月形町、新篠津村

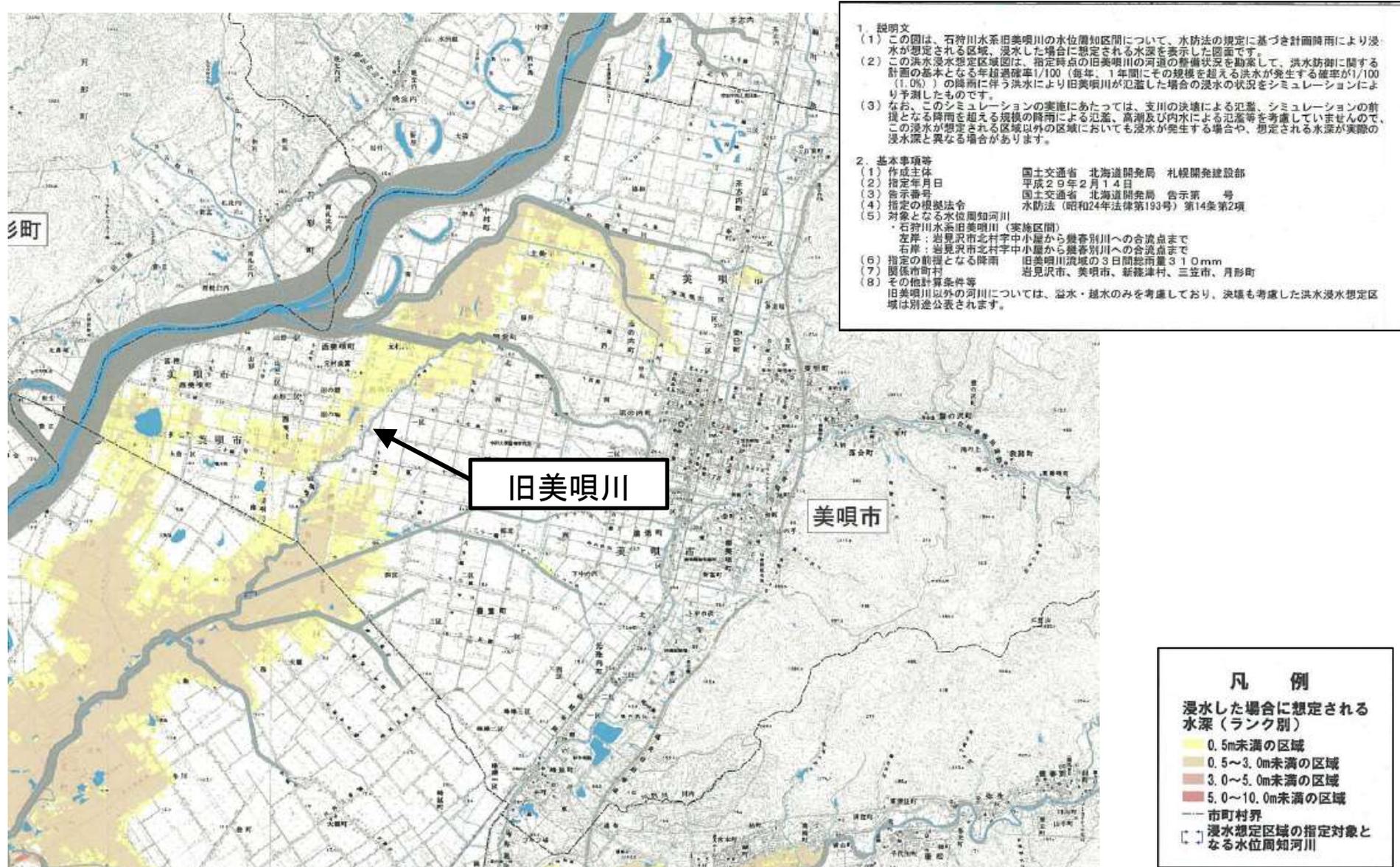
凡例
 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
 市町村界
 浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川

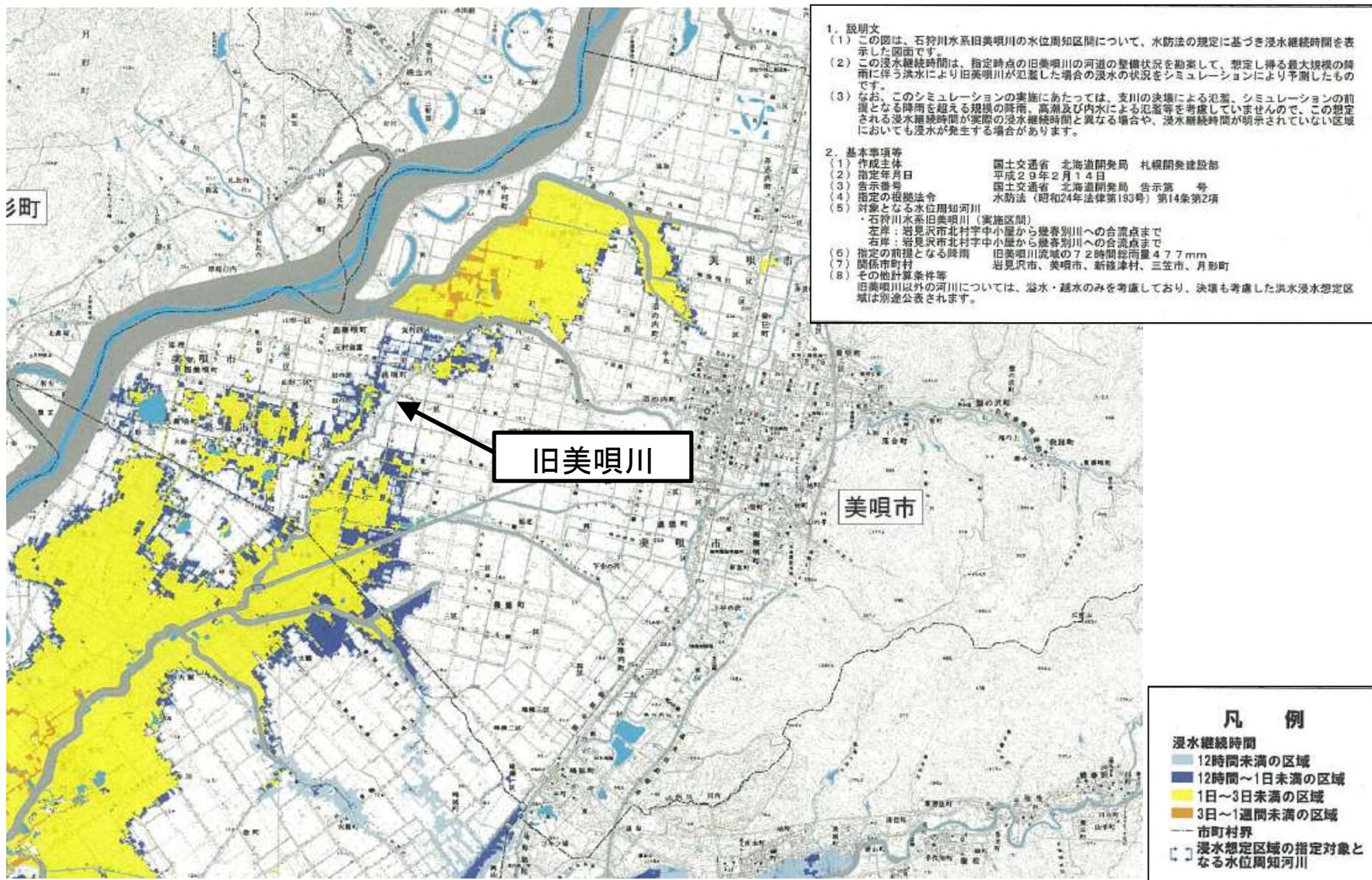


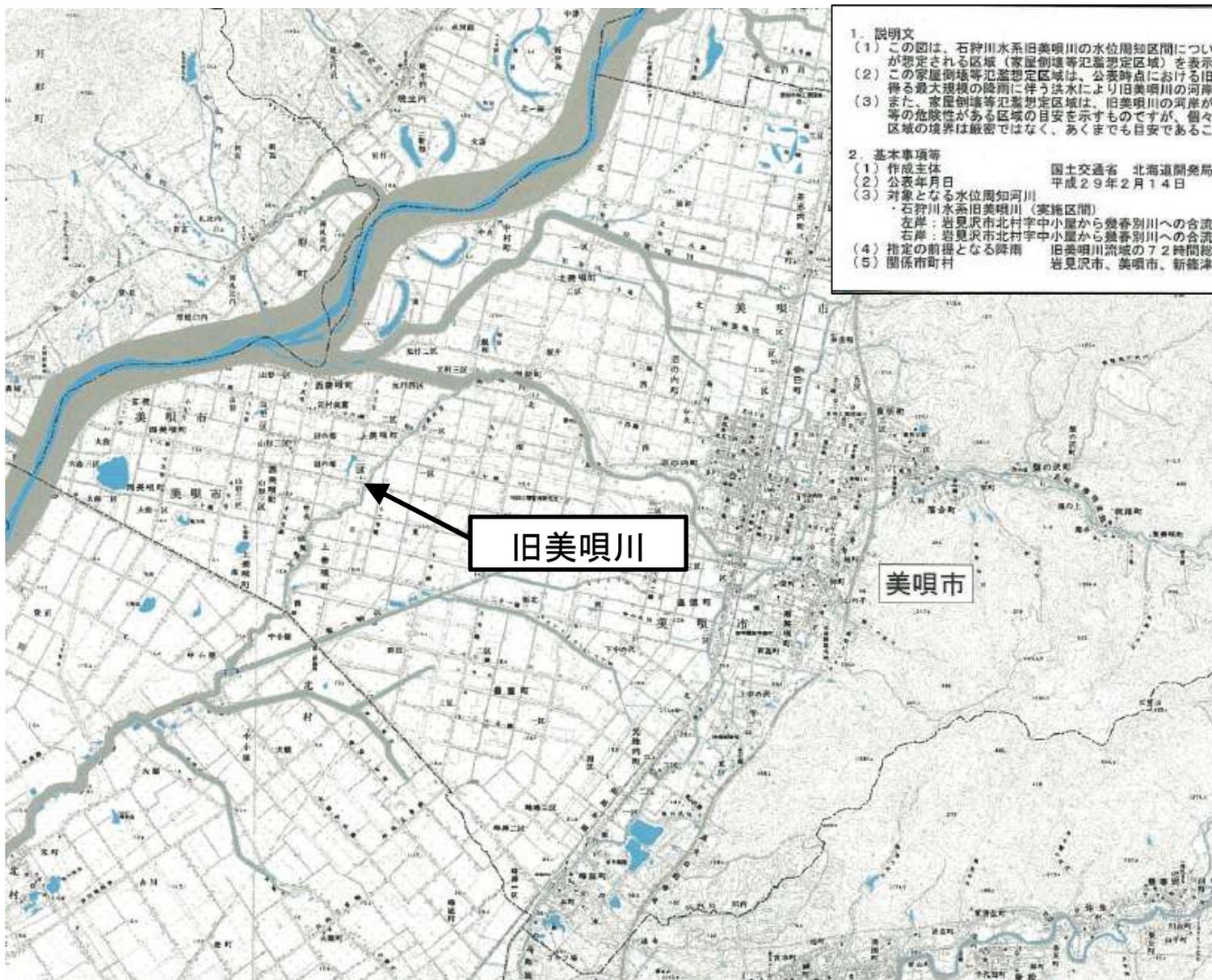
1. 説明文
- (1) この図は、石狩川水系旧美唄川の水位周知区間について、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の旧美唄川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により旧美唄川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
- | | |
|-----------------|---|
| (1) 作成主体 | 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 |
| (2) 指定年月日 | 平成29年2月14日 |
| (3) 告示番号 | 国土交通省 北海道開発局 告示第 号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項 |
| (5) 対象となる水位周知河川 | 石狩川水系旧美唄川(実施区間)
左岸: 岩見沢市北村字中小屋から巖春別川への合流点まで
右岸: 岩見沢市北村字中小屋から巖春別川への合流点まで |
| (6) 指定の前提となる降雨 | 旧美唄川流域の7.2時間総雨量47.7mm |
| (7) 関係市町村 | 岩見沢市、美唄市、新緑津村、三笠市、月形町 |
| (8) その他計算条件等 | 旧美唄川以外の河川については、溢水・越水のみを考慮しており、決壊も考慮した洪水浸水想定区域は別途公表されます。 |

- 凡 例
- 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
- 0.5m未満の区域
 - 0.5~3.0m未満の区域
 - 3.0~5.0m未満の区域
 - 5.0~10.0m未満の区域
 - 市町村界
 - 浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川

石狩川水系旧美唄川 洪水浸水想定区域図(計画規模)



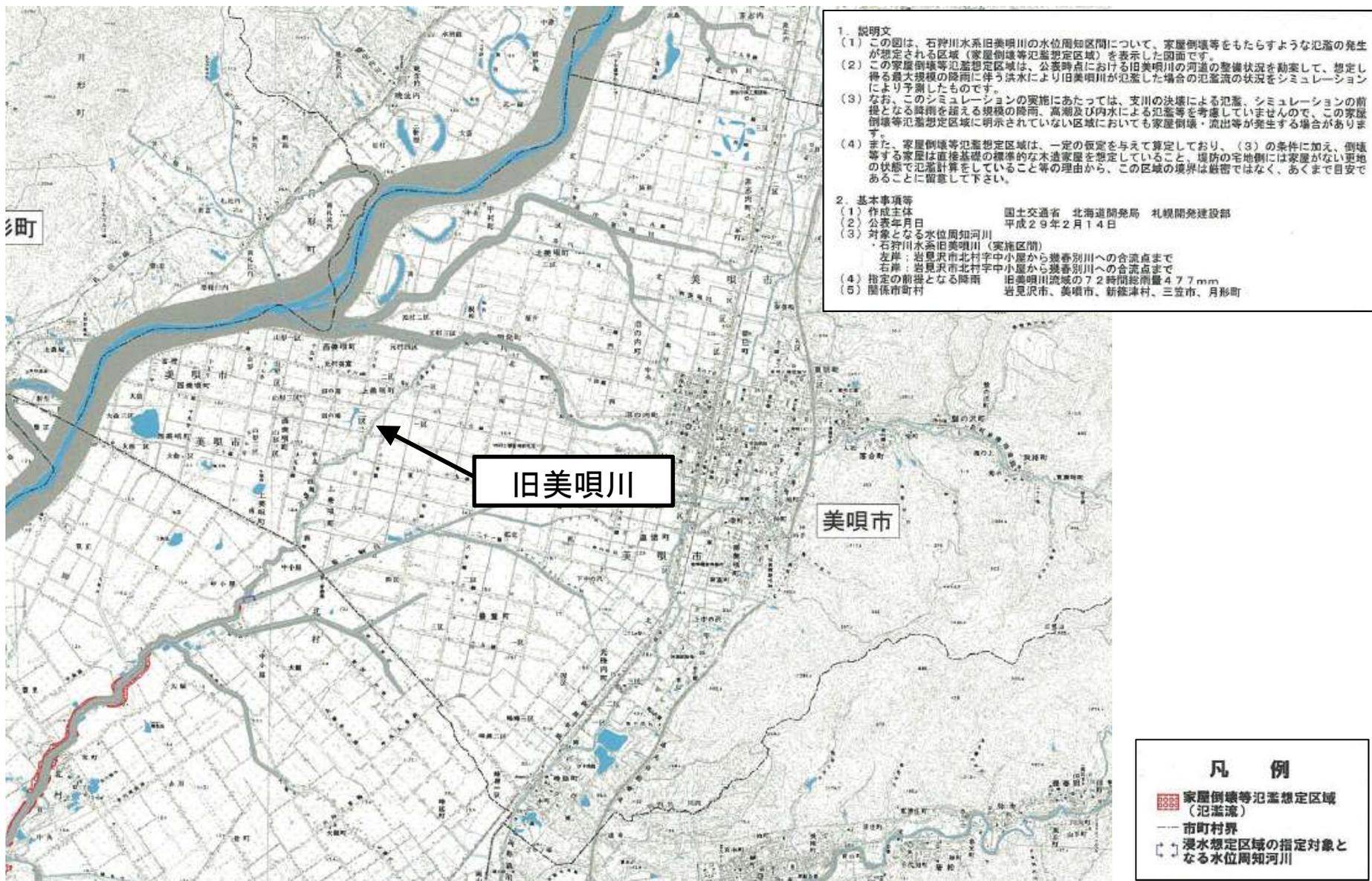


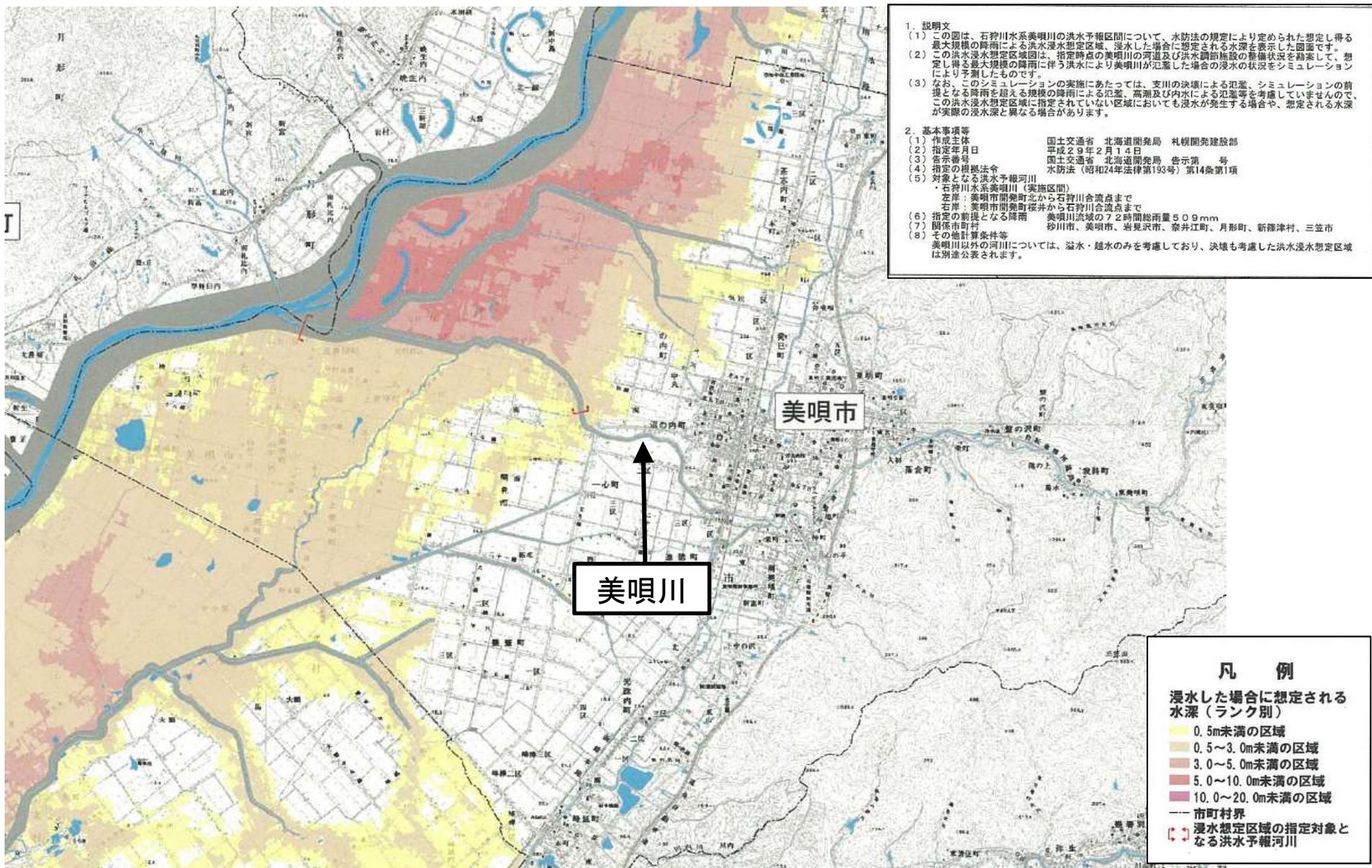


1. 説明文
 (1) この図は、石狩川水系旧美唄川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点における旧美唄川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により旧美唄川の河岸の侵食幅を予測したものです。
 (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、旧美唄川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

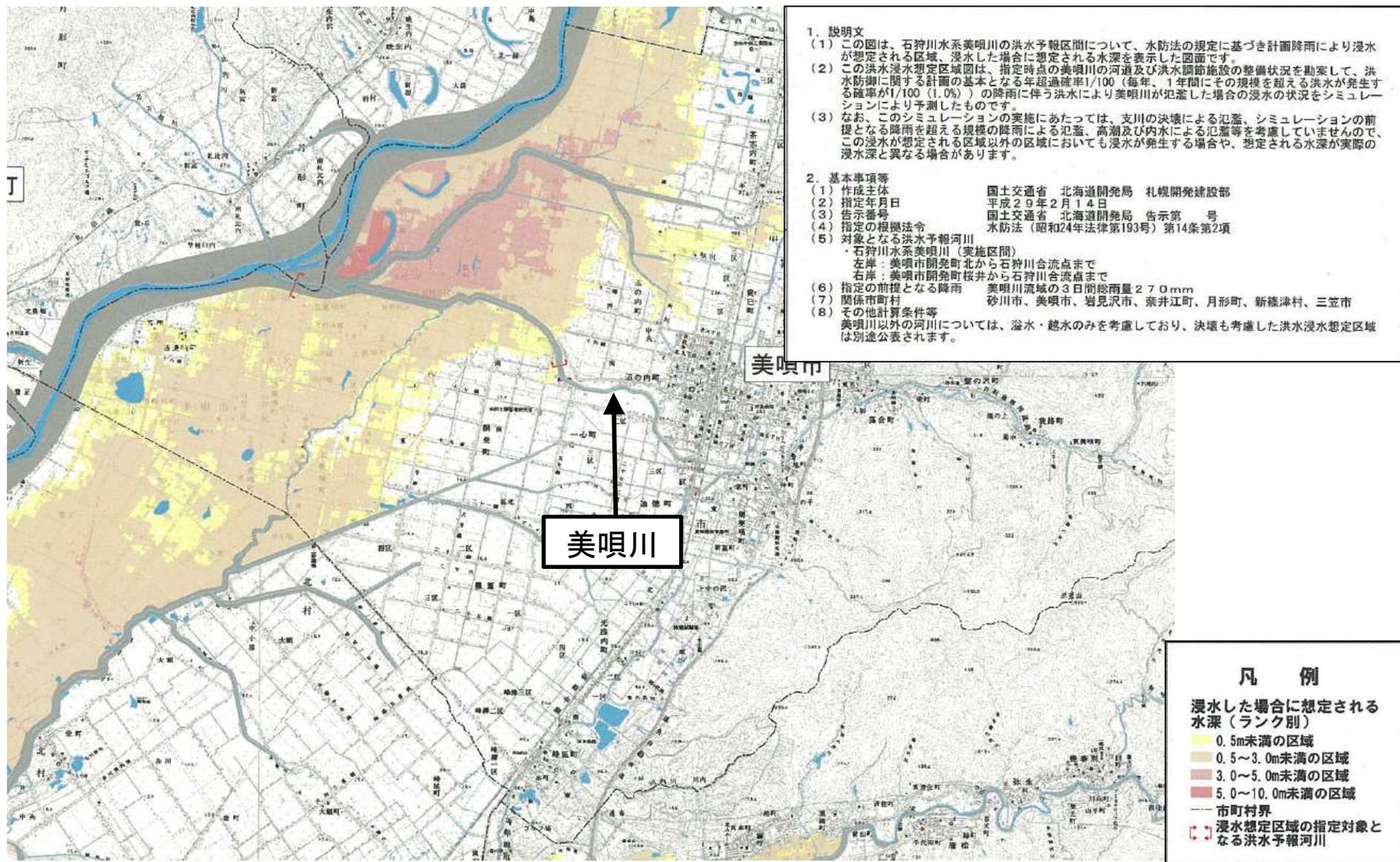
2. 基本事項等
 (1) 作成主体 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部
 (2) 公表年月日 平成29年2月14日
 (3) 対象となる水位周知河川
 ・石狩川水系旧美唄川(実施区間)
 左岸：岩見沢市北村字中小屋から幾春別川への合流点まで
 右岸：岩見沢市北村字中小屋から幾春別川への合流点まで
 (4) 指定の前提となる降雨 旧美唄川流域の72時間総雨量47.7mm
 (5) 関係市町村 岩見沢市、美唄市、新篠津村、三笠市、月形町

凡例
 ■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)
 — 市町村界
 [] 浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川





石狩川水系美唄川 洪水浸水想定区域図(計画規模)



1. 説明文
 (1) この図は、石狩川水系美唄川の洪水予報区間について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の美唄川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防衛に関する計画の基本となる年超過確率1/100(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100(1.0%))の降雨に伴う洪水により美唄川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等
 (1) 作成主体 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部
 (2) 指定年月日 平成29年2月14日
 (3) 告示番号 国土交通省 北海道開発局 告示第 号
 (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項
 (5) 対象となる洪水予報河川
 ・石狩川水系美唄川(実施区間)
 左岸:美唄市開発町北から石狩川合流点まで
 右岸:美唄市開発町桜井から石狩川合流点まで
 (6) 指定の前提となる降雨 美唄川流域の3日間総雨量270mm
 (7) 関係市町村 砂川市、美唄市、岩見沢市、奈井江町、月形町、新篠津村、三笠市
 (8) その他計算条件等
 美唄川以外の河川については、溢水・越水のみを考慮しており、決壊も考慮した洪水浸水想定区域は別途公表されます。

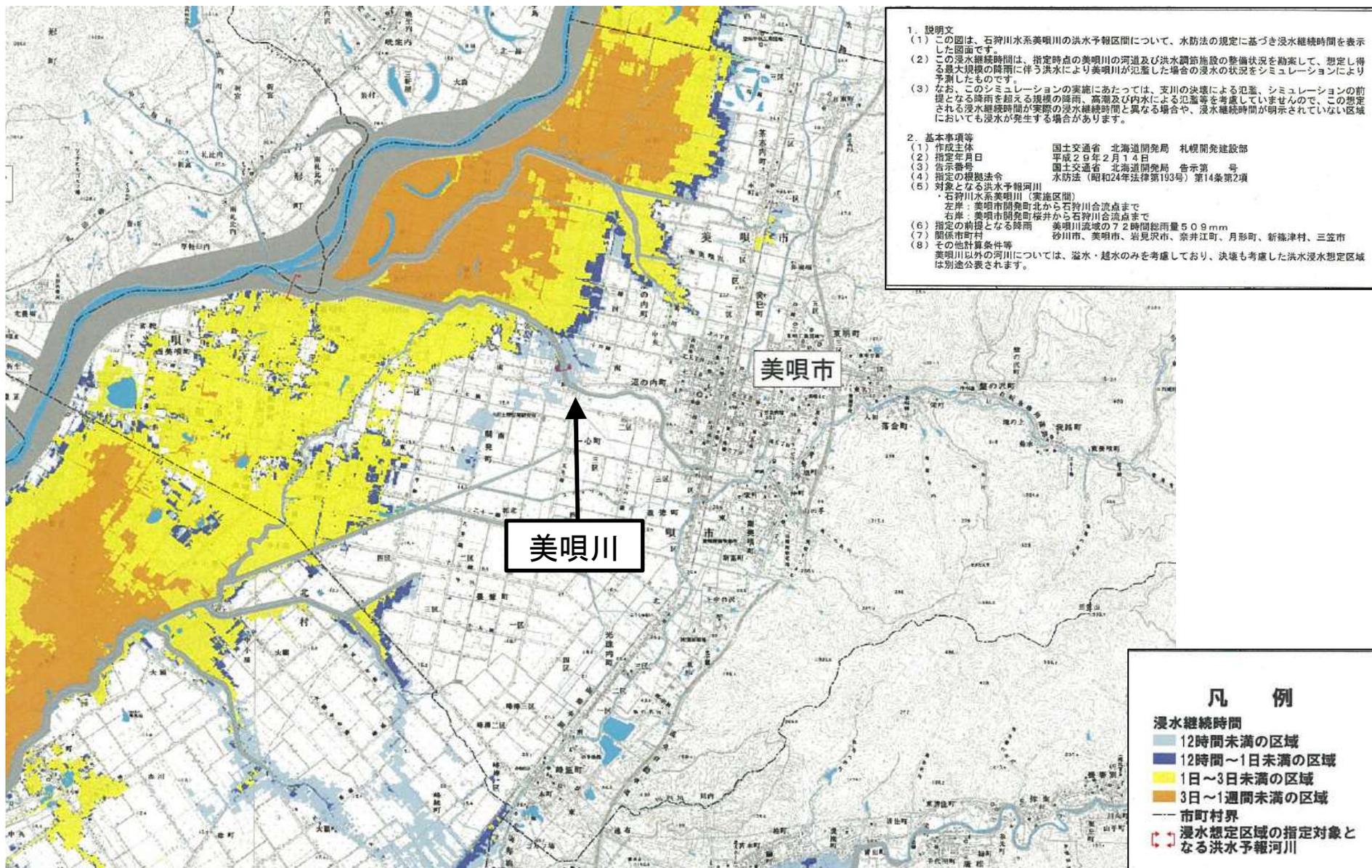
凡 例

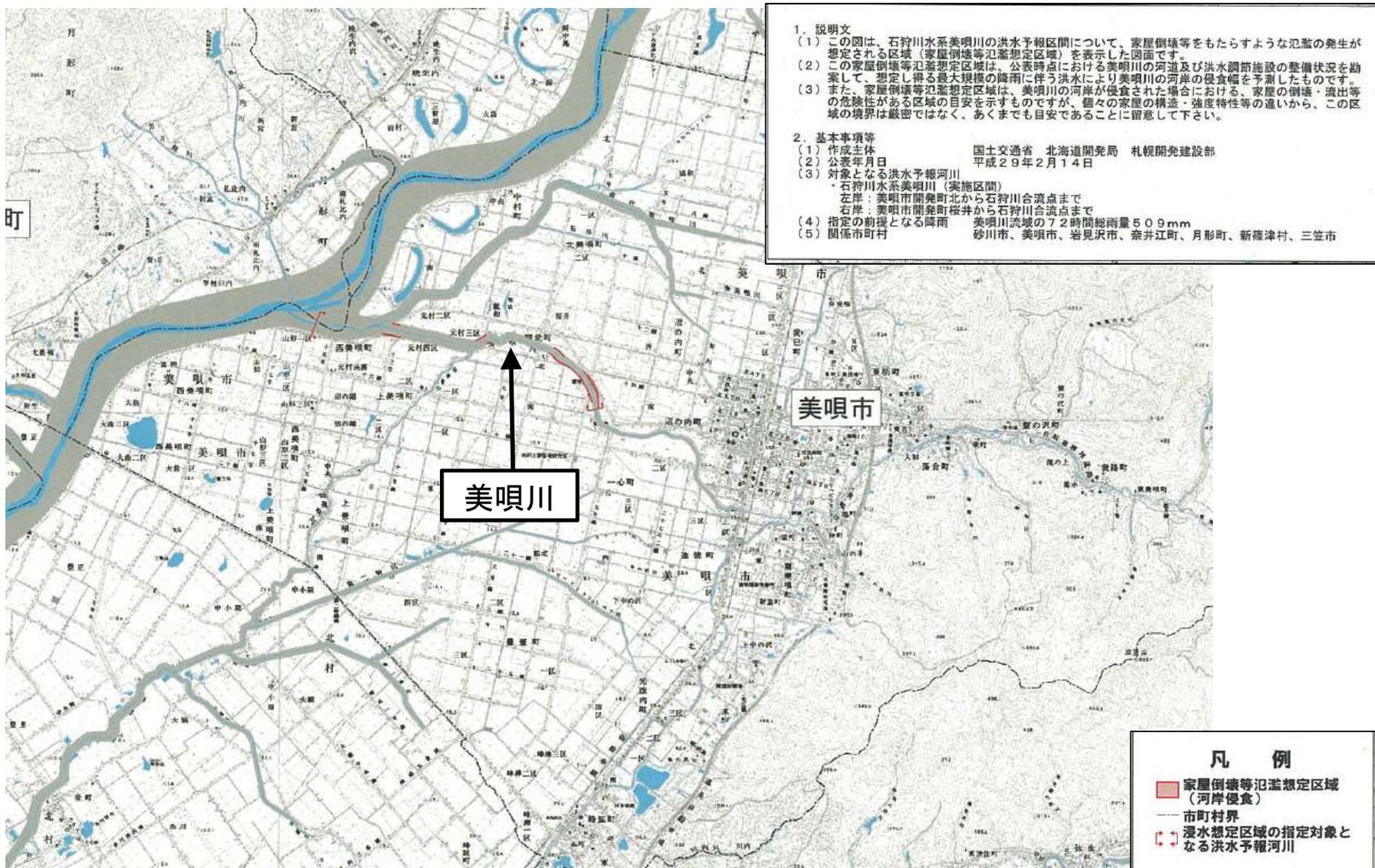
浸水した場合に想定される水深(ランク別)

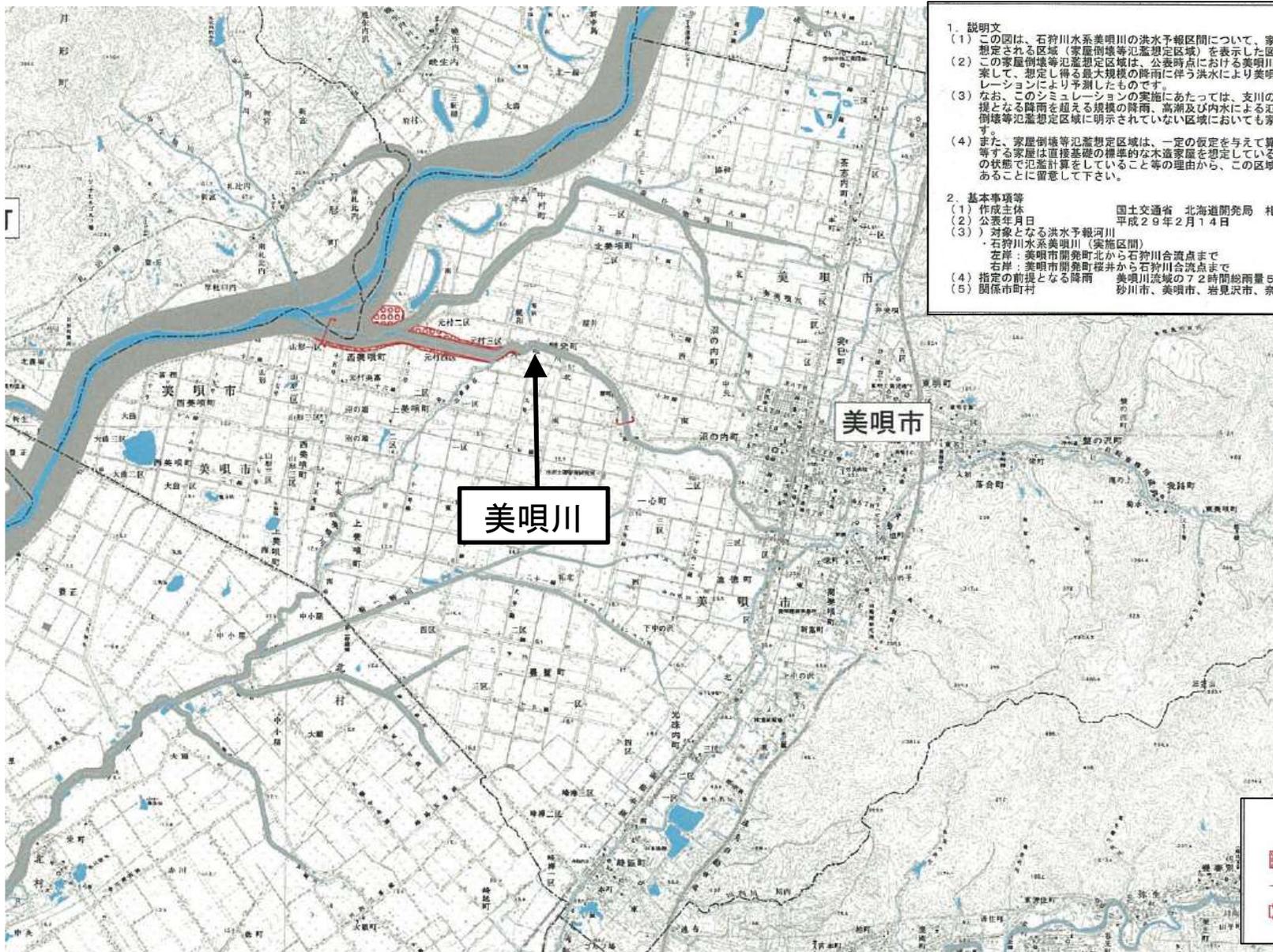
- 0.5m未満の区域
- 0.5~3.0m未満の区域
- 3.0~5.0m未満の区域
- 5.0~10.0m未満の区域

市町村界

浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川







1. 説明文
- (1) この図は、石狩川水系美唄川の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
 - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点における美唄川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により美唄川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に明示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
 - (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。
2. 基本事項等
- | | |
|-----------------|--|
| (1) 作成主体 | 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 |
| (2) 公表年月日 | 平成29年2月14日 |
| (3) 対象となる洪水予報河川 | 石狩川水系美唄川(実施区間)
左岸: 美唄市開発町北から石狩川合流点まで
右岸: 美唄市開発町南から石狩川合流点まで |
| (4) 指定の前提となる降雨 | 美唄川流域の72時間総雨量509mm |
| (5) 関係市町村 | 砂川市、美唄市、岩見沢市、奈井江町、月形町、新篠津村、三笠市 |

凡 例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川

美唄市土砂災害ハザードマップ(東明地区)

土砂災害警戒情報とは!

～大雨により土砂災害の危険性が高まった場合に、市町村に対し気象台と都道府県が共同で発表する防災情報。

- 市町村長の避難勧告等の災害対応を迅速適切に行うため。
- 住民の自主避難の判断の参考とするため。

土砂災害警戒情報が発表されたら

- 早めの避難を心がけましょう。
- 土砂災害の発生する恐れのある危険な箇所には近づかない。
- 広留班等の呼びかけに注意しましょう。

土砂災害警戒情報の発表基準

- 気象台の大雨予報が警戒基準に達すると判断された場合、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表。
- ※警戒基準は過去の土砂災害発生履歴をもとに、道が市町村毎に設定。

土砂災害警戒区域とは?

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●露岩部(露岩が露出している箇所)の崩壊は、落石等による災害が発生する恐れがありますので、区域の有無に関わらず注意してください。
 ●土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる場合がありますので、気象情報や土砂災害警戒情報に注意して下さい。
 ●また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺に斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

凡例

- > ~避難経路
- 黄色の枠 ~土砂災害警戒区域 (急傾斜地・土石流)
- 赤色の枠 ~土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地・土石流)

土砂災害の種類と前兆

発生場所や時間を予測することが困難です。前兆現象があるときは市役所などに通報し、早めに避難しましょう。

<p>土石流</p>  <p>斜面に貯まった土砂などが、雨水と一緒に流れ出す。</p>	<p>がけ崩れ</p>  <p>地面にしみ込んだ水分により、斜面が崩れ落ちる。</p>	<p>地すべり</p>  <p>地中の湧りやすい層がゆっくりに動き出す。</p>
<p>土石流の前兆</p>  <p>山崩りや「ドーン」という音がする。川の水が急に減る。</p>	<p>がけ崩れの前兆</p>  <p>崖面から小石が落ちる。製鉄目から水が湧き出す。</p>	<p>地すべりの前兆</p>  <p>地面にひび割れが広がる。陥没や隆起が起きる。</p>

トピックス TOPICS

土砂災害からの逃げ方

流れを背に逃げてもいいつかれます。流れに対して直角に避難しましょう。




美唄市土砂災害ハザードマップ(落合地区)

美唄市土砂災害ハザードマップ(落合地区)

土砂災害警戒情報とは!

～大雨により土砂災害の危険性が高まった場合に、市町村に対し気象台と都道府県が共同で発表する防災情報。

- 市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適切に行うため。
- 住民の日ま避難の判断の参考とするため。

土砂災害警戒情報が発表されたら

- 早めの避難を心がけましょう。
- 土砂災害の発生する恐れのある危険な箇所には近づかない。
- 広範囲等の呼びかけに注意しましょう。

土砂災害警戒情報の発表基準

- 気象台の降水予測が警戒基準に達すると判断された場合、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表。
- 警戒基準は過去の土砂災害発生履歴をもとに、道が市町村別に設定。

土砂災害警戒区域とは?

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
 - 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
- ・崖崩れ(岩盤が露出している箇所)の露化は、落石等による災害が発生する恐れがありますので、区域の有無に関わらず注意してください。
- ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる場合がありますので、気象情報や土砂災害警戒情報に注意して下さい。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺に斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

凡例

---> ~避難経路

黄色の枠 ~土砂災害警戒区域 (急傾斜地・土石流)

赤色の枠 ~土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地・土石流)

土砂災害の種類と前兆

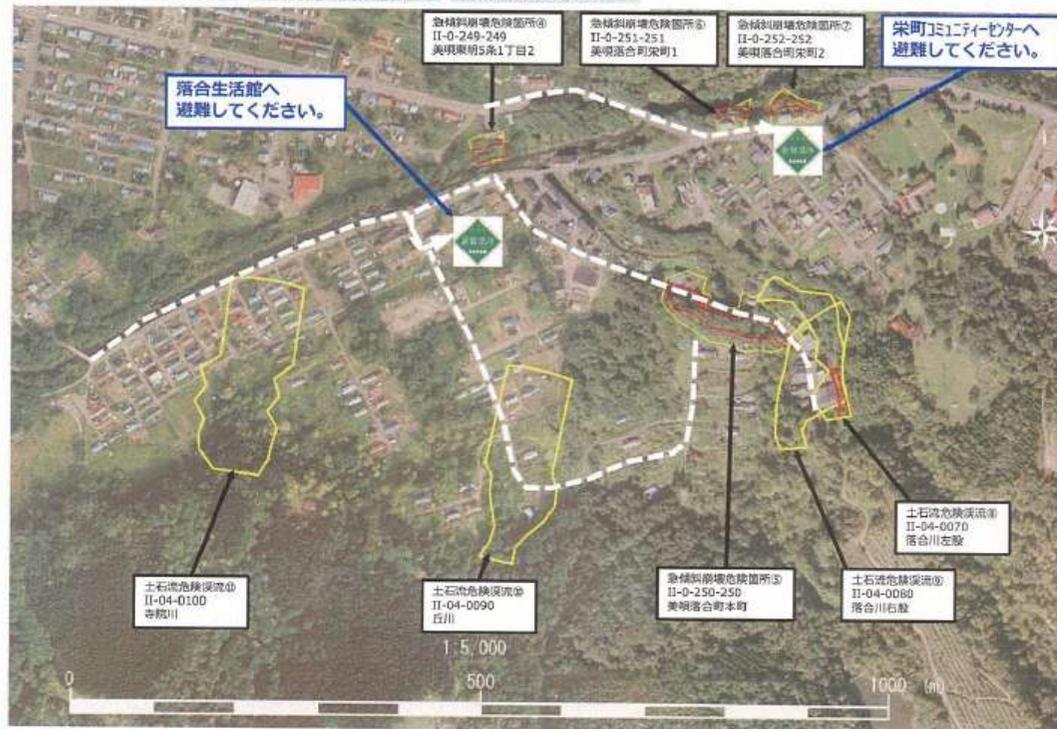
発生場所や時間を予測することが困難です。前兆の現象があるときは市役所などに通報し、早急に避難しましょう。

<p>土石流</p>  <p>斜面に貯まった土砂などが、雨水と一緒に流れ出す。</p>	<p>がけ崩れ</p>  <p>地面に浸み込んだ水分により、斜面が崩れ落ちる。</p>	<p>地すべり</p>  <p>地中の滑りやすい層がゆっくり動き出す。</p>
<p>土石流の前兆</p>  <p>山鳴りや「ドーン」という音がする。川の水が急に減る。</p>	<p>がけ崩れの前兆</p>  <p>崖面から小石が落ちる。裂け目から水が湧き出す。</p>	<p>地すべりの前兆</p>  <p>地面にひび割れが起きる。階段や降梯が起きる。</p>

トピックス TOPICS

土砂災害からの逃げ方

流れを背に逃げても遅いつづかれます。流れに対して直角に避難しましょう。

美唄市土砂災害ハザードマップ(東6条北11丁目地区)

土砂災害警戒情報とは!

～大雨により土砂災害の危険性が高まった場合に、市町村に対し気象台と都道府県が共同で発表する防災情報。

- 市町村長や避難勧告等の災害応急対応を適切に行うため。
- 住民の自主避難の判断の参考とするため。

土砂災害警戒情報が発表されたら

- 早めの避難を心がけましょう。
- 土砂災害の発生する恐れのある危険な箇所には近づかない。
- 広報車等の呼びかけに注意しましょう。

土砂災害警戒情報の発表基準

- 気象台の降雨予測が警戒基準に達すると判断された場合、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表。
- ※警戒基準は過去の土砂災害発生履歴をもとに、道が市町村別に設定。

土砂災害警戒区域とは?

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●露岩部(岩盤が露出している箇所)の緑化は、落石等による災害が発生する恐れがありますので、区域の有無に関わらず注意してください。
 ●土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる場合がありますので、気象情報や土砂災害警戒情報に注意して下さい。
 ●また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺に斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

凡例

- > ~避難経路
- 黄色の枠 ~土砂災害警戒区域 (急傾斜地・土石流)
- 赤色の枠 ~土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地・土石流)

土砂災害の種類と前兆

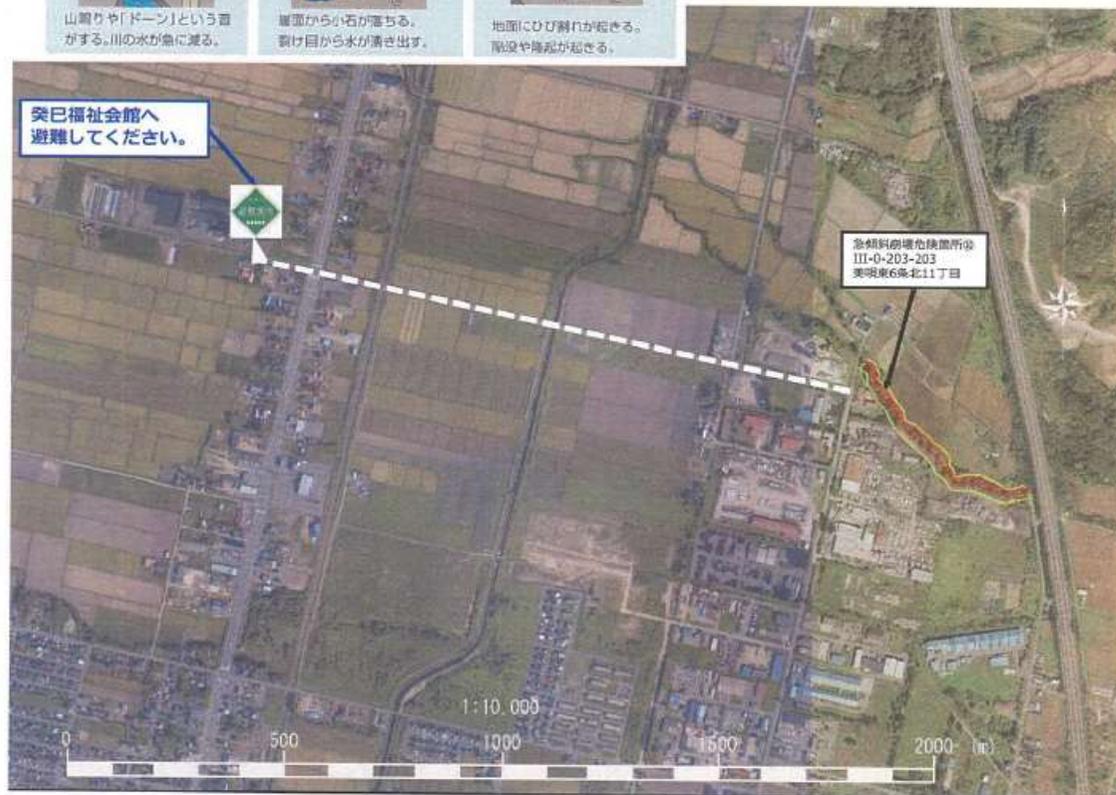
発生箇所や時刻を予測することが困難です。前兆現象があるときは市役所などに通報し、早めに避難しましょう。

<p>土石流</p> <p>斜面に积まった土砂などが、雨水と一緒に流れ出す。</p>	<p>がけ崩れ</p> <p>地面に浸み込んだ水分により、斜面が崩れ落ちる。</p>	<p>地すべり</p> <p>地中の滑りやすい層がゆっくりに動き出す。</p>
<p>土石流の前兆</p> <p>山崩れや「ドーン」という音がする。川の水が急に減る。</p>	<p>がけ崩れの前兆</p> <p>崖面から小石が落ちる。割け目から水が湧き出す。</p>	<p>地すべりの前兆</p> <p>地面にひび割れが広がる。陥没や隆起が起きる。</p>

トピックス TOPICS

土砂災害からの逃げ方

流れを背に逃げても追いつけません。流れに対して直角に避難しましょう。



美唄市土砂災害ハザードマップ (南美唄地区)

土砂災害警戒情報とは!

～大雨により土砂災害の危険性が高まった場合に、市町村に対し気象台と都道府県が共同で発表する防災情報。

- 市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適切に行うため。
- 住民の自主避難の判断の参考とするため。

土砂災害警戒情報が発表されたら

- 早めの避難を心がけましょう。
- 土砂災害の発生する恐れのある危険な箇所には近づかない。
- 広報車等の呼びかけに注意しましょう。

土砂災害警戒情報の発表基準

- 気象台の降雨予測が警戒基準に達すると判断された場合、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表。
- ※警戒基準は過去の土砂災害発生履歴をもとに、道が市町村別に設定。

土砂災害警戒区域とは?

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

・露岩部(崖壁が露出している箇所)の緑化は、落石等による災害が発生する恐れがありますので、区域の有無に関わらず注意してください。

・土砂災害警戒区域等にお住いの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる場合がありますので、気象情報や土砂災害警戒情報に注意して下さい。

・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺に斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

凡例

- > ~避難経路
- 黄色枠 ~土砂災害警戒区域 (急傾斜地・土石流)
- 赤色枠 ~土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地・土石流)

土砂災害の種類と前兆

発生箇所や時点を予測することが困難です。前兆現象があるときは市役所などに通報し、早急に避難しましょう。

<p>土石流</p>  <p>斜面に貯まった土砂などが、雨水と一緒に流れ出す。</p>	<p>がけ崩れ</p>  <p>地面にしみ込んだ水分により、斜面が崩れ落ちる。</p>	<p>地すべり</p>  <p>地中の滑りやすい層がゆっくりに動き出す。</p>
<p>土石流の前兆</p>  <p>山崩れや「ドーン」という音がする。川の水が急に減る。</p>	<p>がけ崩れの前兆</p>  <p>崖面から小石が落ちる。裂け目から水が湧き出す。</p>	<p>地すべりの前兆</p>  <p>地面にひび割れが広がる。陥没や隆起が起きる。</p>

トピックス TOPICS

土砂災害からの逃げ方

流れを背に逃げても逃げつかれます。流れに対して直角に避難しましょう。




美唄市土砂災害ハザードマップ(茶志内地区)

土砂災害警戒情報とは!

～大雨により土砂災害の危険性が高まった場合に、市町村に対し気象台と都道府県が共同で発表する防災情報。

- 市町村長が避難勧告等の災害応急処置要請書発行を行うため、
- 住民の自主避難の判断の参考とするため。

土砂災害警戒情報が発表されたら

- 早めの避難を心がけましょう。
- 土砂災害の発生する恐れのある危険な箇所には近づかない。
- 広報車等の呼びかけに注意しましょう。

土砂災害警戒情報の発表基準

- 気象台の降雨予測が警戒基準に達すると判断された場合、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表。
- ※警戒基準は過去の土砂災害発生履歴をもとに、達が市町村毎に設定。

土砂災害警戒区域とは?

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

・露岩部(岩盤が露出している箇所)の積化は、落石等による災害が発生する恐れがありますので、区域の有無に関わらず注意してください。
 ・土砂災害警戒区域等にお住いの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる場合がありますので、気象情報や土砂災害警戒情報に注意して下さい。
 ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺に斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

凡例

- > ~避難経路
- 黄色枠 ~土砂災害警戒区域 (急傾斜地・土石流)
- 赤色枠 ~土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地・土石流)

土砂災害の種類と前兆

発生場所や時間を予測することが困難です。前兆現象があるときは市町村などに連絡し、早めに避難しましょう。

<p>土石流</p> <p>斜面に野まつた土砂などが、雨水と一緒に流れ出す。</p>	<p>がけ崩れ</p> <p>地面にしみ込んだ水分により、斜面が崩れ落ちる。</p>	<p>地すべり</p> <p>地中の滑りやすい層がゆっくりに動き出す。</p>
<p>土石流の前兆</p> <p>山鳴りや「ドーン」という音がする。川の水が急に減る。</p>	<p>がけ崩れの前兆</p> <p>崖壁から小石が落ちる。裂け目から水が湧き出す。</p>	<p>地すべりの前兆</p> <p>地面にひび割れが起きる。陥没や隆起が起きる。</p>

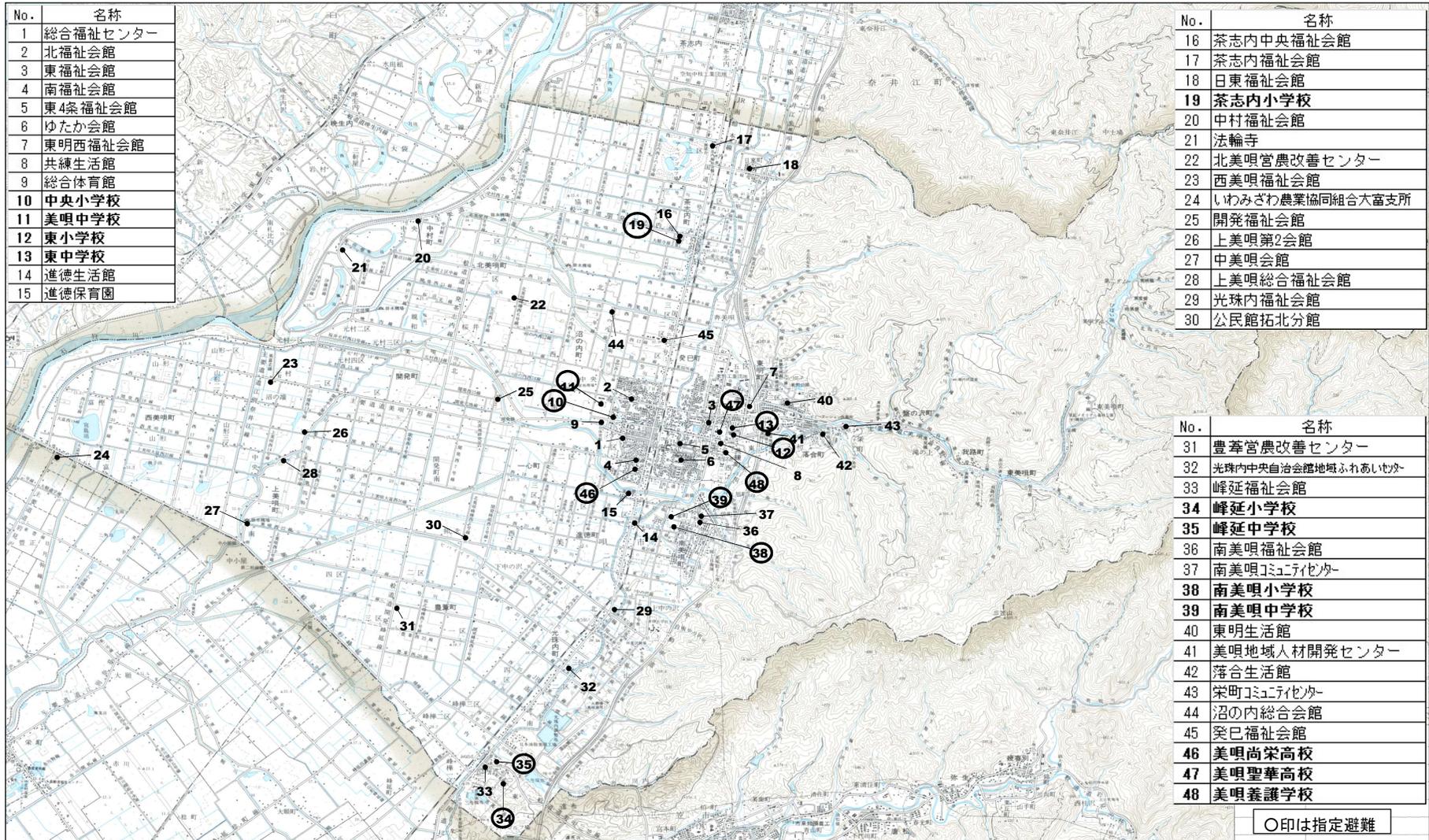
トピックス TOPICS

土砂災害からの逃げ方

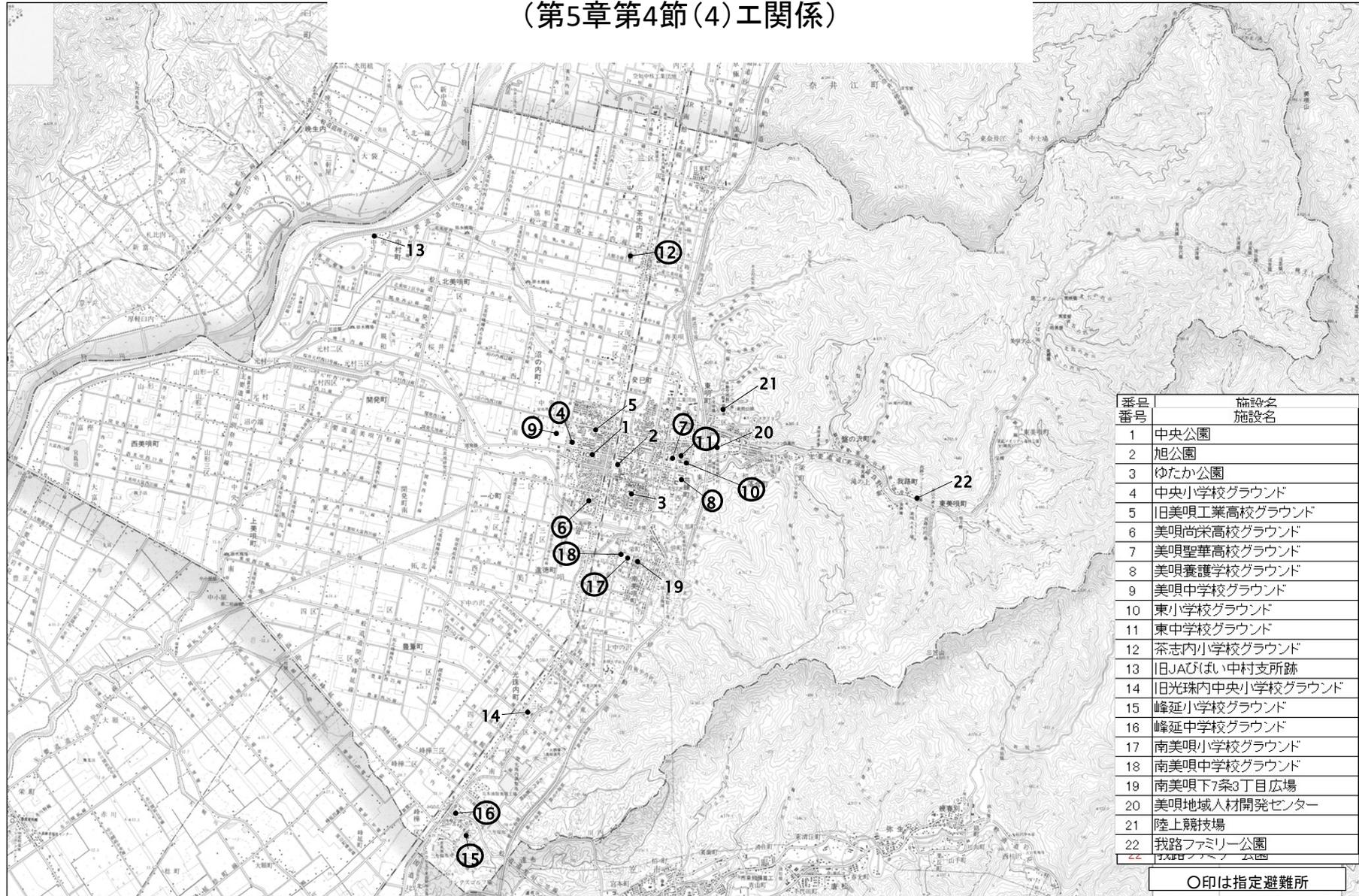
流れを背に逃げても遅いかわれません。流れに対して直角に避難しましょう。



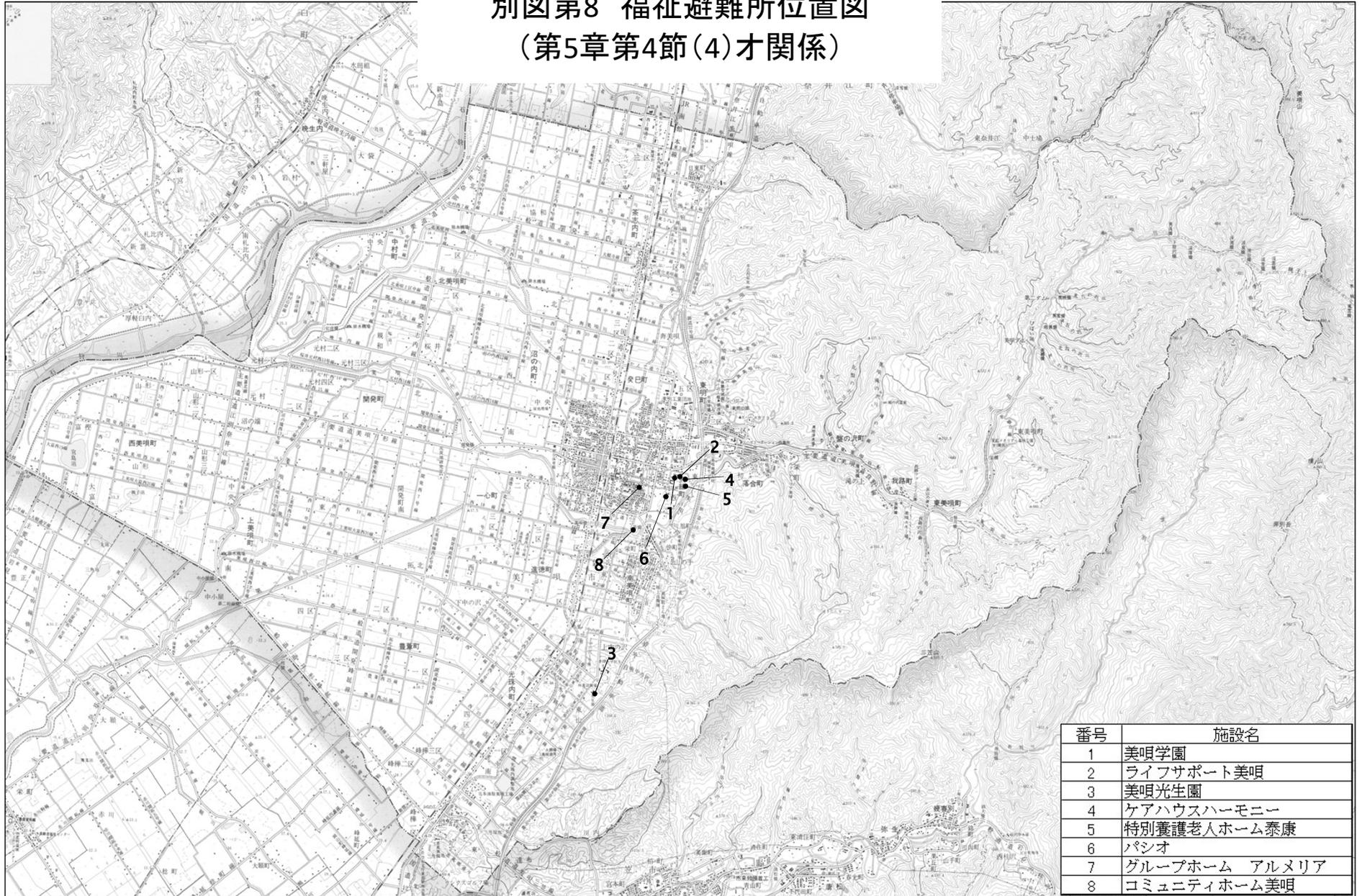
別図第6 地区別避難所・指定避難所位置



別図第7 広域避難場所・指定緊急避難場所位置図
(第5章第4節(4)工関係)



別図第8 福祉避難所位置図
(第5章第4節(4)才関係)



番号	施設名
1	美唄学園
2	ライフサポート美唄
3	美唄光生園
4	ケアハウスハーモニー
5	特別養護老人ホーム泰康
6	パシオ
7	グループホーム アルメリア
8	コミュニティホーム美唄

様式第 1 (第 3 章第 1 節 2 関係)

予報 (注意報を含む)、警報並びに情報等受理表											
部	長	課	長	課長補佐	係	長	係				
								合議			
受信日時	年 月 日 午 前 時 分						電話	文書			
	後						無線	その他			
発信者								受信者			
予報 (注意報を含む)、警報並びに情報等の種別								発表時刻			
受											
理											
事											
項											
処											
理											
て											
ん											
末											

災 害 情 報

報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関		受信機関		
発信担当者		受信担当者		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲 料 水)			
	電 気 そ の 他			
応 急 措 置 の 状 況	(1) 災害対策 本部の設置	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分 設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分 設置		
	(2) 災害救助法 適用の状況	(地 区 名)	(被害棟数)	(り災世帯)
		(救助実施内容)		

応 急	(3) 避難の状況	(区 分)	(地区名)	(避難場所)	(人員)	(時間)
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
措 置	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他 措置の状況					
の 状 況	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員	(イ) 主な活動状況			
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他(住民等)	名			
		計	名			
そ の 他		(今後の見通し等)				

被害状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	道	河川	箇所			
	行方不明	人			海岸	箇所			
	重傷	人			砂防設備	箇所			
	軽傷	人			地すべり	箇所			
	計	人				急傾斜地	箇所		
②住家被害	全壊	棟		⑤土木被害	道路	箇所			
		世帯			橋梁	箇所			
	半壊	棟			小計	箇所	0	0	
		世帯			市町村工事	河川	箇所		
	一部破損	棟			道路	箇所			
		世帯			橋梁	箇所			
	床上浸水	棟			小計	箇所	0	0	
		世帯			港湾	箇所			
	床下浸水	棟			漁港	箇所			
		世帯			下水道	箇所			
計	人	公園	箇所						
	棟	崖くずれ	箇所						
	世帯	計	箇所	0	0				
③非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
		その他	棟		破損	隻			
	半壊	公共建物	棟		小計	隻	0	0	
		その他	棟		漁港施設	箇所			
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所			
その他		棟	その他施設	箇所					
④農業被害	農田	流失・埋没等	ha	⑦林業被害	道有林	林地	箇所		
		浸冠水	ha			治山施設	箇所		
	農地	流失・埋没等	ha			林道	箇所		
		浸冠水	ha			林産物	箇所		
	農作物	田	ha			その他	箇所		
		畑	ha		小計	箇所	0	0	
	農業用施設	箇所			一般民有林	林地	箇所		
		共同利用施設				箇所	治山施設	箇所	
		営農施設				箇所	林道	箇所	
		畜産被害				箇所	林産物	箇所	
その他		箇所		その他		箇所			
計		0	0	計	箇所	0	0		

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水 道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所		被 害 計	箇所	0	0	
		し尿処理	箇所		鉄道不通	箇所		—	
火 葬 場		箇所		鉄道施設	箇所				
計		箇所	0	0	被害船舶(漁船除く)	隻			
⑨商工被害	商 業	件			空 港	箇所			
	工 業	件			⑬その他	水 道	戸	—	
	そ の 他	件			電 話	回線		—	
	計	件	0	0	電 気	戸		—	
⑩公立文教施設被害	小 学 校	箇所			ガ ス	戸		—	
	中 学 校	箇所			ブロック塀等	箇所		—	
	高 校	箇所			都 市 施 設	箇所			
	その他文教施設	箇所			計		—	0	
	計	箇所	0	0	被 害 総 額			0	
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
罹災世帯数			世帯	0		危 険 物	件		
罹災者数			人	0		そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局)								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別葉で報告)									
○災害発生場所									
○災害発生年月日									
○災害の種類概況									
○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意									
○応急対策の状況									
・避難の勧告・指示の状況									
・避難所の設置状況									
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況									
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況									
・自衛隊の派遣要請、出動状況									
・災害ボランティアの活動状況 ほか									

避 難 所 受 入 者 名 簿

（ 避難所）

番号	入所月日	入所時間	住 所	氏 名	性別	年齢	備考
	退所月日	退所時間					
1	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
2	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
3	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
4	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
5	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
6	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
7	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
8	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
9	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
10	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
11	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
12	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
13	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
14	月 日	時 分					
	月 日	時 分					
15	月 日	時 分					
	月 日	時 分					

避 難 所 受 入 台 帳

（ 避難所）

運営管理者 確認	月 日	受入人員	物 品 使 用 状 況		記 事	備 考
			品 名	数 量		
計（ 日間）						

- （注） 1 開設避難所ごとに記入し、管理者の確認（署名若しくは印）を受けること。
 2 「受入人員」欄は、当日の最高受入人員数を記入し、受入人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 3 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 4 他市町村の住民を受入したときは、その住所、氏名及び受入期間を「備考」欄に記入すること。

避 難 所 用 物 品 受 払 簿

品名		単位			(避難所)
月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計					

- (注) 1 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出先を記入すること。
- 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
- 3 「計」欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

避難所設置及び受入状況

美 唄 市

避難所の 名称	所在地	種別	開設期間	実人員	開設 日数	延人員	備考
		既・野	月 日から 月 日まで	人	日間		
		既・野	月 日から 月 日まで	人	日間		
		既・野	月 日から 月 日まで	人	日間		
		既・野	月 日から 月 日まで	人	日間		
		既・野	月 日から 月 日まで	人	日間		
		既・野	月 日から 月 日まで	人	日間		
		既・野	月 日から 月 日まで	人	日間		
		既・野	月 日から 月 日まで	人	日間		
		既・野	月 日から 月 日まで	人	日間		
		既・野	月 日から 月 日まで	人	日間		
		既・野	月 日から 月 日まで	人	日間		
計		既存建物					
		野外仮設					

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

物資の給・貸与受領簿

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与 月日	品名	数量	備考
計	世帯	人				

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者氏名

印

救 急 状 況 調 書

取扱者	認識 番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は傷病 者等の特徴	傷病 程度	収容医療 機関名
	No.				男女		死重 中軽	病院 医院 診療所
	No.				男女		死重 中軽	病院 医院 診療所
	No.				男女		死重 中軽	病院 医院 診療所
	No.				男女		死重 中軽	病院 医院 診療所
	No.				男女		死重 中軽	病院 医院 診療所
	No.				男女		死重 中軽	病院 医院 診療所
	No.				男女		死重 中軽	病院 医院 診療所
	No.				男女		死重 中軽	病院 医院 診療所
	No.				男女		死重 中軽	病院 医院 診療所
	No.				男女		死重 中軽	病院 医院 診療所
	No.				男女		死重 中軽	病院 医院 診療所
	No.				男女		死重 中軽	病院 医院 診療所

記 録 集 計 表

月日現在 被災状況	死 亡		重傷	中傷	軽傷	合計	受入場所	出動隊名
	現場	医療機関						
月 日 時 分 現在	男	男	男	男	男	男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		
月 日 時 分 現在	男	男	男	男	男	男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		
月 日 時 分 現在	男	男	男	男	男	男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		
月 日 時 分 現在	男	男	男	男	男	男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		
月 日 時 分 現在	男	男	男	男	男	男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		
月 日 時 分 現在	男	男	男	男	男	男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		
月 日 時 分 現在	男	男	男	男	男	男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		
月 日 時 分 現在	男	男	男	男	男	男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

美 唄 市

応急仮設 住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地区 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備 考
							月日	月日	月日	円	
計	世 帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅区分を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有地別とし、有無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

美 唄 市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備 考
計 世帯				

空知総合振興局 様

美唄市長

災 害 派 遣 要 請 の 要 求 に つ い て

標記のことについて、次のとおり
隊の災害派遣の要請を要求します。

のため緊急措置が必要なので、自衛

記

- 1 災害の状況及び派遣の要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域（区域図添付）及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- （注）
- 1 緊急の場合は、電話で要請を要求するものとする。
 - 2 前項の場合においても、この様式の項目に従って行うものとする。
 - 3 電話によって要請した場合であっても、速やかに書類を送付するものとする。

空知総合振興局

様

美唄市長

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請の要求について

年 月 日付け美危管第 号で要請を要求したこのことについて
のため撤収方要請を要求します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収地域

参考資料

○美唄市防災会議条例

(昭和38年3月30日条例第9号)

改正 昭和40年 6月10日条例第14号 昭和54年 3月20日条例第 9号

昭和59年10月12日条例第14号 平成 9年 3月26日条例第 5号

平成11年12月17日条例第29号 平成25年 3月21日条例第 3号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、美唄市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 美唄市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は、指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年6月10日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年3月20日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年10月12日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月26日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月17日条例第29号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

○美唄市災害対策本部条例

(昭和38年3月30日条例第10号)

改正 平成11年12月17日条例第29号 平成25年3月21日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、美唄市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の業務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の業務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月17日条例第29号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

○美唄市災害対策本部規則

(昭和61年4月21日規則第11号)

改正 平成元年 4月 1日規則第 6号 平成16年12月17日規則第32号

平成19年 3月27日規則第 7号 平成25年 3月26日規則第14号

美唄市災害対策本部規則(昭和55年規則第2号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この規則は、美唄市災害対策本部条例(昭和38年条例第10号)に定めがあるもののほか、美唄市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営について定めることを目的とする。

(本部の組織及び会議)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 本部に、本部会議及び連絡会議を置く。

3 本部に、部及び班を置き、それぞれ関係部課長等をその長に充てる。

(本部会議)

第3条 本部会議は、本部長、副本部長、教育長、各部長及び各副本長をもって構成し、災害の予防及び災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項について協議する。

2 本部会議には、前項の構成員のほか、本部長が必要と認めた者を出席させることができる。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、副本部長、関係部長、関係副本長及び関係班長をもって構成し、各部及び班の協力体制、業務調整、その他必要な事項について協議する。

(事務分掌)

第5条 本部の組織及び事務分掌は、防災計画に定めるとおりとする。ただし、災害の状況により一部の部及び班を設置しないことができる。

2 各部長は、部の事務分掌を円滑に処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに必要簿冊を備える等体制を整備しておかなければならない。

3 本部長、副本部長、その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、防災計画に定める腕章を帯用するものとする。

(本部の場所及び本部連絡員)

第6条 本部長は、災害の規模に応じ本部を市役所内に置くものとする。

2 本部には、「美唄市災害対策本部」の標示をするものとする。

3 本部には、あらかじめ班長の指名する本部連絡員を常駐させるものとする。

(本部員の招集等)

第7条 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本部員を招集する。

2 本部員は、前項の通知を受け、又は知ったときは、所定の配置につき、各部長及び班長は本部長の指揮を受けなければならない。

(常備体制)

第8条 部長、副部長及び班長は、それぞれの事務分掌を遂行するための計画を立て、常に準備を整えておかなければならない。

(本部の庶務)

第9条 本部の庶務は、総務部危機管理対策室において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月17日規則第32号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年12月19日から施行する。

附 則(平成19年3月27日規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。